
最高人民法院の『中華人民共和国刑事訴訟法』 の適用に関する解釈

2013年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

最高人民法院の『中華人民共和国刑事訴訟法』 の適用に関する解釈

『最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈』は、2012年11月5日、最高人民法院裁判委員会第1559回会議において可決された。ここに公布し、2013年1月1日から施行する。

最高人民法院

2012年12月20日

法釈〔2012〕21号

最高人民法院の『中華人民共和国刑事訴訟法』 の適用に関する解釈

(2012年11月5日、最高人民法院裁判委員会第1559回会議で可決)

目 録

第一章 管轄

第二章 忌避

第三章 弁護と代理

第四章 証拠

第一節 一般規定

第二節 物証、書証の審査と認定

第三節 証人の証言、被害者の陳述の審査と認定

第四節 被告人の供述と弁解の審査と認定

第五節 鑑定意見の審査と認定

第六節	検証、検査、判別、捜査実験等の調書の審査と認定
第七節	視聴覚資料、電子データの審査と認定
第八節	不法証拠の排除
第九節	証拠の総合審査と活用
第五章	強制措置
第六章	附帯民事訴訟
第七章	期間、送達、審理期間
第八章	裁判組織
第九章	公訴事件の第一審の通常手続
第一節	審査受理と開廷前準備
第二節	開廷の発表と法廷調査
第三節	法廷の弁論と最終陳述
第四節	事件の評議と判決の宣告
第五節	法廷の規律とその他の規定
第十章	自訴事件の第一審手続
第十一章	組織犯罪事件の審理
第十二章	簡易手続
第十三章	第二審手続
第十四章	法定刑以下の刑罰判決と特別仮釈放の許可
第十五章	死刑再審手続
第十六章	封印、差押え、凍結財物及びその処理
第十七章	裁判監督手続
第十八章	涉外刑事事件の審理と司法共助
第十九章	執行手続
第一節	死刑の執行
第二節	執行猶予付き死刑、無期懲役、有期懲役、拘留の付託・執行

第三節	管制、執行猶予、政治的権利の剥奪に係る付託・執行
第四節	財産刑と附帯民事裁判の執行
第五節	減刑、仮釈放事件の審理
第六節	執行猶予、仮釈放の撤回
第二十章	未成年者の刑事事件訴訟手続き
第一節	一般規定
第二節	開廷準備
第三節	裁判
第四節	執行
第二十一章	当事者が和解した公訴事件の訴訟手続
第二十二章	被疑者又は被告人の逃亡及び死亡事件における当該者の不法な 所得の没収手続
第二十三章	刑事責任のない精神上の障害を持つ者に対する法による強制的 医療手続
第二十四章	附則

2012年3月14日、第十一回全国人民代表大会第五回会議において、『「中華人民共和国刑事訴訟法」の修正に関する決定』が可決された。修正後の刑事訴訟法を正しく理解し、適用するため、人民法院の裁判の実情を踏まえ、本解釈を制定する。

第一章 管轄

第一条 人民法院が直接受理する自訴事件は、次の各号を含む。

一 告訴があつて初めて処理する事件。

1.侮辱、誹謗事件（刑法第二百四十六条が定める。但し、社会秩序と国家利益を重大に脅かす場合は、この限りではない。）。

2.暴力による婚姻の自由への干渉事件（刑法第二百五十七条第一項が定める。）。

3.虐待事件（刑法第二百六十条第一項が定める。）。

4.横領事件（刑法第二百七十条が定める）。

二 人民検察院が公訴を提起しておらず、被害者が証明する 証拠を有する軽微な刑事事件。

1.故意による傷害事件（刑法第二百三十四条第一項が定める）。

2.住居侵入事件（刑法第二百四十五条が定める）。

3.意思疎通の自由侵害事件（刑法第二百五十二条が定める）。

4.重婚事件（刑法第二百五十八条が定める）。

5.遺棄事件（刑法第二百六十一条が定める）。

6.模倣品・粗悪品の製造・販売事件（刑法分則第三章第一節が定める。但し、社会秩序と国家利益を重大に脅かす場合は、この限りではない。）。

7.知的財産権侵害事件（刑法分則第三章第七節が定める。但し、社会秩序と国家利益を重大に脅かす場合は、この限りではない。）。

8.刑法分則第四章、第五章が定める、被告人に三年間の有期懲役以下の刑罰が下される可能性のある事件。

本号が定める事件について、被害者が人民法院に直接起訴する場合、人民法院は法律によりこれを受理しなければならない。うち、証拠が不足し、公安機関が受理でき、又は被告人に三年の有期懲役以上の刑罰が下される可能性があるとは判断する場合、被害者に公安機関に通報し、又は公安機関に移送して立件捜査させなければならない。

三 被害者が被告人が自己の人身、財産の権利を侵害する行為が刑事責任を追及されるべきことを証明する証拠を有し、且つ以前に告訴を申立てたことを証明する証拠を有するが、公安機関又は人民検察院が被告人に刑事責任を追及しない事件。

第二条 犯罪地は、犯罪行為発生地及び犯罪結果発生地を含む。

2 コンピューターネットワークに係る、又はこれを利用して実施した犯罪について、犯罪地は、犯罪行為発生地のウェブサーバの所在地、ネットワークアクセス地、ウェブサイトの作成者・管理者の所在地、侵害を受けた情報システム及びその管理者の所在地、被告人・被害者が使用する情報システムの所在地及び被害者の財産が損失を被った地を含む。

第三条 被告人は、本籍地をその居住地とする。恒常的な居住地と本籍地が一致しない場合、恒常的な居住地をその居住地とする。恒常的な居住地は、被告人が訴追される前に一年以上居住した場所とする。但し、入院し、又は医者にかかった場合は、この限りではない。

2 被告の事業所は、登録された住所をその居住地とする。主要営業所又は主要事務機構の所在地と登録された住所が一致しない場合、主要営業所又は主要事務機構の所在地をその居住地とする。

第四条 中華人民共和国の領域外の中国の船舶内における犯罪は、当該船舶が最初に停泊する中国の港の所在地の人民法院が管轄する。

第五条 中華人民共和国の領域外の中国の航空機内における犯罪は、当該航空機の中国における最初の着陸地の人民法院が管轄する。

第六条 国際列車内の犯罪は、我が国と関連国家が締結する協定により管轄を決定する。協定がない場合、当該列車が最初に停泊する中国の列車駅の所在地又は目的地の鉄道運輸法院が管轄する。

第七条 中国の公民が中国の在外公館、領事館で起こした犯罪は、その主管事業所の所在地又は原戸籍所在地の人民法院が管轄する。

第八条 中国の公民が中華人民共和国の領域外で起こした犯罪は、その入境地又は出国前の居住地の人民法院が管轄する。被害者が中国の公民である場合も、被害者の出国前の居住地の人民法院が管轄することができる。

第九条 外国人が中華人民共和国の領域外で、中華人民共和国の国家又は公民に対して起こした犯罪は、『中華人民共和国刑法』により処罰しなければならない場合、当該外国人の入境地、入境後の居住地又は被害を受けた中国の公民の出国前の居住地の人民法院が管轄する。

第十条 中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約が定める犯行について、中華人民共和国が条約義務を負う範囲において刑事管轄権を行使する場合、被告人が逮捕された地の人民法院が管轄する。

第十一条 服役中の犯罪人が判決宣告の前に他の罪が判決されていない場合、原審人民法院が管轄する。犯罪人の服役地又は犯罪地の人民法院が裁判を行うほうがより適切である場合、犯罪人の服役地又は犯罪地の人民法院が管轄することができる。

2 犯罪人が服役期間中に再び犯罪を起こした場合、服役地の人民法院が管轄する。

3 犯罪人が脱走期間中に犯罪を起こした場合、服役地の人民法院が管轄する。但し、犯罪地において犯罪人を逮捕し、脱走期間中に犯罪を起こしたことを発見した場合、犯罪地の人民法院が管轄する。

第十二条 人民検察院が無期懲役、死刑の判決が下される可能性があると判断し、中級人民法院に公訴を提起する事件について、中級人民法院が受理した後、無期懲役、死刑の判決を下す必要がないと判断する場合、法律により裁判を行い、基層人民法院に移送して裁判を行ってはならない。

第十三条 一人が複数の罪を犯す事件、共犯及びその他の併合が必要な事件で、一人又は一罪が上級の人民法院の管轄に属する場合、事件全体を上級の人民法院が管轄する。

第十四条 上級の人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審刑事事件の裁判を行うと決定する場合、下級の人民法院に管轄変更決定書を下達し、書面でその旨を同級の人民検察院に通知しなければならない。

第十五条 基層人民法院は、無期懲役、死刑の判決が下される可能性のある第一審刑事事件について、中級人民法院に移送して裁判を行わなければならない。

2 基層人民法院は、次の各号に掲げる第一審刑事事件について、中級人民法院に移送して裁判を求めることができる。

- 一 重大で、複雑な事件
- 二 新しい類型の難解事件
- 三 法適用上、普遍的な指導的意義を持つ事件

3 事件を中級人民法院に移送して裁判を行う必要がある場合、院長に報告した上で決定を求めた後、遅くとも事件の審理期間が満了する十五日前までに書面で移送を申請しなければならない。中級人民法院は、申請を受領した日から十日以内に決定を下さなければならない。移送に同意しない場合、移送不同意決定書を下達し、移送を申請した人民法院が裁判を行わなければならない。移送に同意する場合、移送同意決定書を下達し、書面でその旨を同級の人民検察院に通知しなければならない。

第十六条 管轄権のある人民法院は、事件が本法院の院長の忌避を必要とする原因などにより、管轄権を行使すべきでない場合、直近上級の人民法院に移送

して管轄することを求めることができる。直近上級の人民法院は、自身が管轄することができ、申請を提起した人民法院と同級のその他の人民法院を指定して管轄させることもできる。

第十七条 二以上の同級の人民法院がいずれも管轄権を有する事件は、最初に受理した人民法院が裁判を行う。必要に応じて、被告人の主要犯罪地の人民法院に移送して裁判を行うことができる。

2 管轄権をめぐる争議が生じた場合、審理期間中に協議により解決を図らなければならない。協議により合意に達しない場合、争議に係る人民法院が共同の上級の人民法院に報告して管轄を指定する。

第十八条 上級の人民法院は、必要に応じて、下級の人民法院に対し、それが管轄する事件をその他の下級の人民法院に移送して裁判を行うよう命じることができる。

第十九条 上級の人民法院は、管轄を指定するとき、管轄指定決定書を管轄を指定された人民法院及びその他の関連の人民法院にそれぞれ送達しなければならない。

第二十条 事件の原審人民法院は、管轄変更決定書、移送同意決定書又はその他の人民法院への管轄指定決定書を上級の人民法院から受領した後、公訴事件については、同級の人民検察院にその旨を書面で通知した上で、事件の記録資料を差し戻すと同時に、当事者にその旨を書面で通知しなければならない。自訴事件については、事件の記録資料を管轄を指定された人民法院に移送した上で、その旨を当事者に通知しなければならない。

第二十一条 第二審人民法院は、原審に差し戻す事件について、人民検察院が起訴を取り下げた後、原第一審人民法院の下級の人民法院に再び公訴を提起する場合、当該下級の人民法院はその旨を原第二審人民法院に報告しなければならない。原第二審人民法院は、具体的な状況をもとに、事件を原第一審人民法院又はその他の人民法院に移送して裁判を行うことを決定することができる。

第二十二條 軍隊と地方の公職者が単独又は相互に関わる刑事事件については、関連規定に照らして管轄を決定する。

第二章 忌避

第二十三條 裁判人員は、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、忌避されなければならない。当事者及びその法定代理人はその忌避を申し立てる権利を有する。

- 一 本事件の当事者又は当事者の近親者である場合。
- 二 本事件をめぐり、本人又はその近親者に利害関係がある場合。
- 三 本事件の証人、鑑定人、弁護士、訴訟代理人、通訳人を担当したことがある場合。
- 四 本事件の弁護士、訴訟代理人と近親者の関係にある場合。
- 五 本事件の当事者とその他の利害関係があり、公正な裁判に影響を及ぼす恐れがある場合。

第二十四條 裁判人員は、規定に違反し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、当事者及びその法定代理人はその忌避を申し立てる権利を有する。

- 一 規定に反して、本事件の当事者、弁護士、訴訟代理人と接見する場合。
- 二 本事件の当事者のために弁護士、訴訟代理人を推薦し、若しくは紹介し、又は弁護士、その他の者のために本事件の処理を紹介する場合。
- 三 本事件の当事者及びその委託人の財物その他の利益を請求し、又は受領する場合。
- 四 本事件の当事者及びその委託人の接待を受け入れ、又はそれらが費用を支出する活動に参加する場合。
- 五 本事件の当事者及びその委託人から金銭や物品を借用する場合。
- 六 公正な裁判に影響を及ぼす可能性があるその他の不正行為がある場合。

第二十五條 本事件の捜査、起訴審査に参加したことがある捜査人員、検察人員が、人民法院に異動された場合、本事件の裁判人員を担当してはならない。

2 一つの裁判手続において本事件の裁判に参加したことがある合議体の構成員又は単独の裁判人員は、本事件に係るその他の手続の裁判に再び参加してはならない。但し、差し戻された事件について、第一審人民法院が裁判を下した後、第二審手続又は死刑再審手続に入る場合、原第二審手続又は死刑再審手続における合議体の構成員は、本項の規定の制限を受けない。

第二十六条 人民法院は、法律により当事者及びその法定代理人に忌避申立ての権利があることを告知した上で、その合議体の構成員、単独裁判人員、書記官等の名簿を告知しなければならない。

第二十七条 裁判人員が回避を申し立て、又は当事者及びその法定代理人が裁判人員の忌避を申し立てる場合、口頭又は書面で申立てた上で、その理由を説明し、院長が決定する。

2 院長が回避を申し立て、又は当事者及びその法定代理人が院長の忌避を申し立てる場合、裁判委員会が討議の上で決定する。裁判委員会が討議するとき、副院長が主宰し、院長は参加してはならない。

第二十八条 当事者及びその法定代理人は、刑事訴訟法第二十九条及び本解釈第二十四条の規定に照らして忌避を申し立てる場合、証明書類を提供しなければならない。

第二十九条 忌避しなければならない裁判人員が忌避されず、当事者及びその法定代理人もその忌避を申し立てない場合、院長又は裁判委員会がその忌避を決定しなければならない。

第三十条 当事者及びその法定代理人による忌避申立てについて、人民法院は、口頭又は書面で決定を下した上で、その決定を申立人に告知する。

2 当事者及びその法定代理人が忌避申立てを却下された場合、その決定を受けたときに一回再議を請求することができる。刑事訴訟法第二十八条、第二十九条が定める事由に属さない忌避申立てについては、法廷がその場で却下した上で、再議を請求してはならない。

第三十一条 当事者及びその法定代理人が出頭を申請した検察人員が忌避した場合、人民法院は、休廷を決定した上で、人民検察院にその旨を通知しなければならない。

第三十二条 本章で称する裁判人員は、人民法院の院長、副院長、裁判委員会の委員、廷長、副廷長、裁判人員、助理裁判人員及び人民陪審員を含む。

第三十三条 書記官、通訳人、鑑定人が裁判人員忌避に係る規定を適用する場合、その忌避の是非は院長が決定する。

第三十四条 弁護人、訴訟代理人は、本章の関連規定に照らして忌避を求め、再議を請求することができる。

第三章 弁護と代理

第三十五条 人民法院は、事件の裁判を行うとき、被告人が享有する弁護の権利を十分に保障しなければならない。

2 被告人は、自己が弁護の権利を行使する以外に、弁護人に弁護を依頼することができる。次の各号に掲げる者は弁護人を担当してはならない。

- 一 刑罰を執行されている、又は執行猶予期間、仮釈放期間 にある者。
- 二 法律により人身の自由を剥奪され、又は制限された者。
- 三 無能力者又は制限行為能力者。
- 四 人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、監獄の現職員。
- 五 人民陪審員。
- 六 本事件の審理結果と利害関係のある者。
- 七 外国人又は無国籍者。

3 前項の第四号から第七号が定める者について、被告人の後見人、近親者であり、被告人が弁護人の担当を依頼する場合、これを許可することができる。

第三十六条 裁判人員と人民法院のその他の職員は、人民法院を離任してから二年以内において、弁護士の身分で弁護人を担当してはならない。

2 裁判人員と人民法院のその他の職員は、人民法院を離任した後、前に在任していた法院が審理する事件の弁護人を担当してはならない。但し、被告人の後見人、近親者として弁護を行う場合は、この限りではない。

3 裁判人員と人民法院のその他の職員の配偶者、子女、父母は、当該職員が在任する法院が審理する事件の弁護人を担当してはならない。但し、被告人の後見人、近親者として弁護を行う場合は、この限りではない。

第三十七条 人民法院は、弁護士、人民団体、被告人の勤務先が推薦する者、又は被告人の後見人、親族及び友人が弁護人として依頼された場合、その身分証明と授權依頼書を確認しなければならない。

第三十八条 一人の被告人は一人乃至二人を弁護人として依頼することができる。

2 一人の弁護人は、二人以上の相被告人のために、又は同一事件として処理されていないが、犯罪事実に関連性のある被告人のために弁護してはならない。

第三十九条 被告人は、弁護人に依頼していない場合、人民法院が事件を受理した日から三日以内に、自己が弁護人に依頼する権利を有することを告知しなければならない。被告人は、経済的な困難その他の原因により弁護人を依頼していない場合、自己が法的援助を申請することができることを告知しなければならない。被告人は、法的援助を提供しなければならない事由がある場合、自己が法的援助機関に自己のために弁護する弁護士を派遣するよう通知する旨を告知しなければならない。

2 告知は、口頭又は書面で行うことができる。

第四十条 人民法院は、裁判期間において、拘禁されている被告人が弁護人の依頼を求める場合、三日以内にその後見人、近親者又は自己が指定する者に要求を伝えなければならない。被告人は、関連者の連絡先を提供しなければならない。関連者は、通知できない場合、被告人にその旨を告知しなければならない。

第四十一条 人民法院は、拘禁されている被告人による法的援助の申請を受領した場合、二十四時間以内に所在地の法的援助機関にそれを渡さなければならない。

第四十二条 人民法院は、次の各号に掲げる者に該当し、弁護人に依頼していない被告人について、法的援助機関に、当該被告人を弁護するために弁護士を派遣するよう通知しなければならない。

- 一 視覚障害者、聴覚障害者又は言語機能障害者。
- 二 判別能力又は自己の行為を制御する能力を完全に喪失していない精神上の障害を持つ者。
- 三 無期懲役、死刑に処せられる可能性がある者。

2 高級人民法院は、死刑事件の再審査について、被告人が弁護人に依頼していない場合、法的援助機関に当該被告人を弁護するために弁護士を派遣するよう通知しなければならない。

第四十三条 人民法院は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、被告人が弁護人に依頼していない場合、法的援助機関に当該被告人を弁護するために弁護士を派遣するよう通知することができる。

- 一 共犯事件において、その他の被告人が既に弁護人に依頼した場合。
- 二 社会に重大な影響を及ぼす事件。
- 三 人民検察院が抗訴¹する事件。
- 四 被告人の行為が犯罪を構成しない可能性がある場合。
- 五 弁護のために弁護士を派遣する必要があるその他の事由。

第四十四条 人民法院は、弁護のために弁護士を派遣するよう法的援助機関に通知する場合、法的援助通知書、起訴状の副本又は判決書を法的援助機関に送達しなければならない。開廷審理を決定した場合、簡易手続による審理を除き、開廷の十五日前までに前述の資料を法的援助機関に送達しなければならない。

¹ 訳注：検察院が法院の判決に見直しを求める行為。

2 法的援助通知書は、事件名、被告人の氏名、法的援助を提供する理由、裁判人員の氏名と連絡先を明記しなければならない。開廷審理を既に決定した場合、開廷の時間、地点を明記しなければならない。

第四十五条 人民法院は、被告人が法的援助機関から派遣された弁護士による弁護を拒否し、当該被告人自身による弁護の権利の行使を貫く場合、これを許可しなければならない。

2 人民法院は、法的援助を提供しなければならない事由にもかかわらず、被告人が派遣された弁護士による弁護を拒否する場合、その原因を究明しなければならない。理由が正当である場合、これを許可しなければならないが、被告人は弁護人に別途依頼しなければならない。人民法院は、被告人が弁護人に別途依頼しない場合、三日以内に、法的援助機関に弁護を提供するために弁護士を別途派遣するよう書面で通知しなければならない。

第四十六条 弁護人は、裁判期間において、被告人の依頼を受け入れる場合、受託日から三日以内に、委託手続を人民法院に提出しなければならない。

2 法的援助機関が被告人の弁護のために弁護士を派遣することを決定した場合、受託弁護士は、派遣の依頼を受けた日から三日以内に、法的援助手続を人民法院に提出しなければならない。

第四十七条 弁護士である弁護人は、事件の記録資料を閲覧、抜書き、複写することができる。その他の弁護人も、人民法院の許可を得て、事件の記録資料を閲覧、抜書き、複写することができる。合議体、裁判委員会の討議記録及びその他の不公開の書類は、閲覧、抜書き、複写してはならない。

2 人民法院は、弁護人が事件の記録資料を閲覧、抜書き、複写する場合、便宜を提供した上で、必要な時間を保証しなければならない。

3 事件の記録資料の複製は、コピー、写真撮影、スキャン等の形をとることができる。

第四十八条 弁護士である弁護人は、拘禁されている又は居住監視²を受けている被告人と接見し、又は通信することができる。その他の弁護人も、人民法院の許可を得て、拘禁されている又は居住監視を受けている被告人と接見し、又は通信することができる。

第四十九条 弁護人は、捜査期間、起訴審査期間において収集した被告人の無罪又は軽罪を証明する証拠資料を事件書類に添付して移送しておらず、人民法院に取調べを申請する場合、書面で申請した上で、関連する手掛かり又は資料を提供しなければならない。人民法院は、申請を受け入れた後、人民検察院に取調べを行わなければならない。人民法院は、人民検察院が関連する証拠資料を移送した後、速やかにその旨を弁護人に通知しなければならない。

第五十条 人民法院は、弁護士である弁護人が被害者及びその近親者、被害者が提供する証人から本事件に関わる資料を収集することを申請し、それが確かに必要であると判断する場合、調査許可書を発行しなければならない。

第五十一条 人民法院は、弁護士である弁護人が証人又は関連する事業所、個人から本事件に関わる証拠資料の収集・調査を行うにもかかわらず、証人又は関連する事業所、個人がそれに同意しないため、自己に収集・調査、又は証人への出頭・証言の通知を申請することについて、確かに必要であると判断する場合、これに同意しなければならない。

第五十二条 人民法院は、弁護士である弁護人が証人又は関連する事業所からの証拠資料の収集・取調べを自己に直接申請し、自己が確かに必要であると判断し、且つ弁護士である弁護人が収集・取調べを行うべきでなく、又は行っただけでないと判断する場合、これに同意しなければならない。弁護士である弁護人は、人民法院が証拠資料の収集・取調べを行うとき、それに立ち会うことができる。

²訳注：法院、検察院、公安機関が刑事訴訟の係属中、被疑者、被告人に対し、所定の期間、住所又は指定の居所を離れないよう命じる上、その行為を監視し、人身の自由を制限する強制措置（原文は「監視居住」）。

2 人民法院が関連事業所から収集・調査を行う書面の証拠資料は、提供者が署名し、事業所の印章を押捺しなければならない。個人から収集・取調べを行う書面の証拠資料は、提供者が署名しなければならない。

3 人民法院は、関連する事業所、個人が提供する証拠資料について、証拠資料の名称、受領の時間、部数、頁数及び原本かどうか等を明記した收据³を発行し、書記官又は裁判人員に署名させなければならない。

4 証拠資料の収集・取調べを行った後、速やかに弁護士である弁護人に閲覧、抜書き、複写するよう通知した上で、人民検察院にその旨を告知しなければならない。

第五十三条 本解釈の第五十条から第五十二条が定める申請は、書面で申請した上で、その理由を説明し、収集・調査が必要な証拠資料の内容又は調査が必要な問題の要綱を明記しなければならない。

2 人民法院は、弁護士である弁護人の申請に対し、五日以内に許可、同意の是非の決定を下した上で、申請者に通知しなければならない。不許可、不同意の決定を下す場合、その理由を説明しなければならない。

第五十四条 人民法院は、自訴事件を受理した日から三日以内に、自訴人及びその法定代理人、附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人に対し、訴訟代理人に依頼する権利を有することを告知した上で、経済的に困難である場合、法的援助を申請することができる旨を告知しなければならない。

第五十五条 当事者は、訴訟代理人に依頼する場合、刑事訴訟法第三十二条と本解釈の関連規定の趣旨を準用する。

第五十六条 訴訟代理人は、事実と法律に基づき、被害者、自訴人又は附帯民事訴訟の当事者の訴訟上の権利及びその他の適法的な権利を保護する権利を有する。

³ 訳注：財政部門が印刷した代金の支払い・受領に係る書面の証明書で、額面の金額は、コスト、費用若しくは所得としてみなすことができず、事業所及び個人の内部間取引金額の証憑として扱われる。

第五十七条 訴訟代理人は、人民法院の許可を得て、本事件の記録資料を閲覧、抜書き、複写することができる。

2 弁護士は、訴訟代理人を担当し、本事件に関わる証拠資料の収集・取調べを行う必要がある場合、本解釈の第五十一条から第五十三条の規定の趣旨を準用する。

第五十八条 訴訟代理人は、当事者からの依頼又は法的援助機関からの任命を受けた後、三日以内に、委任手続又は法的援助手続を人民法院に提出しなければならない。

第五十九条 人民法院は、弁護士、訴訟代理人が事件の記録資料を複製する場合、複製費のみを徴収する。法的援助を担当する弁護士が事件に係る必要な記録資料を複製する場合、費用を免除し、又は減免しなければならない。

第六十条 人民法院は、弁護士である弁護人が、その委託人又はその他の者が国の安全、公共の安全に危害をもたらし、及び他人の人身の安全に著しい危害をもたらす犯罪をこれから起こし、又は現在起こしていると告知した場合、これを訴訟記録に留め、直ちに主管機関に法律により処理するよう伝えた上で、状況を報告した弁護士である弁護人のためにこれを秘密として保持しなければならない。

第四章 証拠

第一節 一般規定

第六十一条 事件事実の認定は、証拠を根拠としなければならない。

第六十二条 裁判人員は、法的手続に照らして証拠を収集、審査、取調べ、認定しなければならない。

第六十三条 証拠は、法廷での呈示、判別、反対尋問等の法廷調査手続により事実であると証明されない限り、事件認定の根拠としてはならない。但し、法律及び本解釈が別途定める場合は、この限りではない。

第六十四条 証拠を活用して証明しなければならない事件事実は、次の各号を含む。

- 一 被告人、被害者の身分
- 二 指摘された犯罪の存在の有無
- 三 指摘された犯罪は被告人が実施したか否か
- 四 被告人に刑事責任能力、過失の有無、犯罪実施の動機、目的
- 五 犯罪を実施した時間、地点、手段、結果及び事件の起因等
- 六 被告人の共犯の中での地位、役割
- 七 被告人の嚴重な処罰、軽い処罰、処罰の軽減、免除等の情状の有無
- 八 附帯民事訴訟、事件に関わりのある財物処理に関する事実
- 九 管轄、忌避、審理延期等の手続に関する事実
- 十 有罪認定及び刑の量定に関するその他の事実

2 被告人の有罪と被告人に対する嚴重な処罰の認定は、証拠が確実で、十分であるという証明度を適用しなければならない。

第六十五条 行政機関が行政上の法執行と事件の捜査・処理の過程で収集した物証、書証、視聴覚資料、電子データ等の証拠資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。また、法廷での証明を経て事実と証明され、且つ収集手続が関連の法律、行政法規の規定に適合する場合、事件認定の根拠とすることができる。

2 法律、行政法規の規定により国家の行政管理の職権を行使する組織が、行政上の法執行と事件の捜査・処理の過程において収集した証拠資料は、行政機関が収集した証拠資料とみなす。

第六十六条 人民法院は、刑事訴訟法第九十一条の規定に照らして証拠の調査・取調べを行う。必要に応じて、検察人員、弁護士、自訴人及びその法定代理人に現場に赴くよう通知することができる。前述の者が現場に到着しない場合、訴訟記録に留めなければならない。

2 人民法院は、証拠の調査・取調べを行うとき、有罪認定及び刑の量定に重大な影響を及ぼす新しい証拠資料を発見した場合、検察人員、弁護士、自訴人及びその法定代理人にその旨を告知しなければならない。必要に応じて、直接取り出した上で、速やかに検察人員、弁護士、自訴人及びその法定代理人に閲覧、抜書き、複写するよう通知することができる。

第六十七条 次の各号に掲げる者は、刑事訴訟活動の立会人を担当してはならない。

- 一 生理的、精神的に欠陥があり、又は年少で、識別能力に欠け、若しくは自己の意思を正しく表現できない者。
- 二 事件と利害関係があり、事件の公正な処理に影響を及ぼす恐れのある者。
- 三 検証、検査、捜査、押収等の刑事訴訟に係る職権を行使する公安・司法機関の職員又はそれが雇用する者。

2 客観的な原因により、条件を満たす者が立会人を担当できない場合、調書資料に状況を明記した上で、その活動を録画しなければならない。

第六十八条 事件を公開審理するとき、法廷は、公訴人、訴訟参加者が国家機密、営業秘密又は個人のプライバシーに関わる証拠を提示する場合、これを制止しなければならない。その証拠が確かに本事件と関連がある場合、状況に応じて、事件を非公開審理に変更し、又はその証拠の法廷調査を非公開に行うことができる。

第二節 物証、書証の審査と認定

第六十九条 物証、書証について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

- 一 物証、書証が原物、原本であるかどうか。判別、鑑定を経たかどうか。物証の写真、録画、複製品又は書証の副本、複製物が原物、原本と一致するかどうか。二人以上が制作したかどうか。作成者による作成の過程及び作成

者が原物、原本をどこに放置したかに関する文字による説明及び署名があるかどうか。

二 物証、書証の収集の手続、方法が、法律、関連規定に適合するかどうか。検証、検査、捜査・請求、押収を経た物証、書証について、調書、一覧が添付されているかどうか、調書、一覧は捜査人員、物品所持者、立会人の署名を経たかどうか、物品所持者の署名がない場合は原因が明記されているかどうか。物品の名称、特徴、数量、質量等についてははっきりと明記されているか。

三 物証、書証が、収集、保管、鑑定の過程で損失を受けたか、又は改変されたかどうか。

四 物証、書証が、事件事実と関連があるかどうか。現場に残され、犯罪と関わりがあり、鑑定条件を備えた血痕・体液・毛髪・指紋等の検体、痕跡、物品について、DNA 鑑定、指紋鑑定等が既になされたかどうか。また、被告人又は被害者の生物試料、生物学的特徴、物品等と照合する。

五 事件事実と関連がある物証、書証が全面的に収集されたかどうか。

第七十条 事件認定の根拠となる物証は、原物でなければならない。原物が運搬に不便で、保存しにくく、関連官庁によって保管、処理されるべきで、又は法律により返却されるべきである場合、撮影し、原物の外形と特徴を反映するに足りる写真、録画、複製品を作成することができる。

2 物証の写真、録画、複製品が、原物の外形と特徴を反映できない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

3 物証の写真、録画、複製品が、原物との照合により違いがなく、本物と鑑定され、又はその他の方法で本物であると確認された場合、それを事件認定の根拠とすることができる。

第七十一条 事件認定の根拠となる書証は、原本でなければならない。原本の取得が確かに困難である場合、副本、複製物を使用することができる。

2 書証に変更があり、若しくは変更の形跡について合理的な説明ができず、又は書証の副本、複製物が原本及びその内容を反映できない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

3 書証の副本、複製物は、原物との照合により違いがなく、本物と鑑定され、又はその他の方法で本物であると確認された場合、それを事件認定の根拠とすることができる。

第七十二条 人民法院は、事件事実と関連する可能性がある血痕、体液、毛髪、人体組織、指紋、足跡、筆跡等の検体、痕跡、物品について、抽出しなければならないにもかかわらず抽出されておらず、検査しなければならないにもかかわらず検査されていないために、事件事実に疑問をもたらした場合、人民検察院にその状況を説明し、人民検察院によって法律により証拠の収集・調査を補足し、又は合理的な説明がなされなければならない。

第七十三条 検証、検査、捜査の過程で抽出し、又は差し押さえた物証、書証について、調書又は一覧が添付されておらず、物証、書証の出所を証明できない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

2 物証、書証の収集の手続、方法に次の各号に掲げる瑕疵があるにもかかわらず、補正又は合理的な説明がなされる場合、これを受け入れることができる。

一 検証、検査、捜査、取出し調書若しくは押収一覧に捜査人員、物品所持者、立会人の署名がなく、又は物品の名称、特徴、数量、質量等が詳しく明記されていない場合。

二 物証の写真・録画・複製品、書証の副本・複製物に、原本と照合し、違いがないとの明記がなく、又は複製した時間がなく、若しくは収集・取調べを受けた者の署名、押捺がない場合。

三 物証の写真・録画・複製品、書証の副本・複製物に、作成者の作成過程と原物、原本の放置地点に関する説明がなく、又は説明の中に署名がない場合。

-
- 四 その他の瑕疵がある場合。
- 3 物証、書証の出所、収集の手續に疑問があり、合理的な説明ができない場合、当該物証、書証を事件認定の根拠としてはならない。

第三節 証人の証言、被害者の陳述の審査と認定

第七十四条 証人の証言について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

- 一 証言の内容が、証人が直接知覚したものかどうか。
- 二 証人が証言するときの年齢、認知、記憶及び表現能力、生理的、精神的な状態が証言に影響を及ぼすかどうか。
- 三 証人が事件の当事者、事件の処理結果と利害関係があるかどうか。
- 四 証人尋問が個別に行われるかどうか。
- 五 尋問調書の作成、修正が、法律、関連規定に適合するかどうか、尋問の開始・終了時間と地点が明記されているかどうか。一回目の尋問時に証言に関わる権利・義務と法的責任を告知したかどうか。証人が尋問調書を照合し、確認したかどうか。
- 六 未成年の証人に尋問する場合、その法定代理人又は関連者に現場に出頭するよう通知したかどうか、その法定代理人又は関連者が出頭したかどうか。
- 七 証人の証言が、暴力、威嚇等の不法な方法によって収集された事由があるかどうか。
- 八 証言同士及びその他の証拠との間で相互に支えあい、矛盾がないかどうか。

第七十五条 明らかな酩酊、中毒、麻酔等の状態にあり、正常な知覚又は正しく自己の意思を表現できない証人が提供する証言は、証拠として使用してはならない。

2 証人の推測的、批評的、推断的な証言は、証拠として使用してはならない。但し、一般的な生活経験をもとに事実に適合すると判断される場合は、この限りではない。

第七十六条 証人の証言が、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、それを事件認定の根拠としてではない。

- 一 証人尋問が個別に行われていない場合。
- 二 書面の証言が、証人による照合・確認を経ていない場合。
- 三 聴覚障害者、言語機能障害者に尋問する場合、聴覚障害者、言語機能障害者向けの手話に精通する者が付き添うべきにもかかわらず、付き添っていない場合。
- 四 当地で通用する言語、文字に精通していない証人に尋問する場合、通訳者が付き添うべきにもかかわらず、付き添っていない場合。

第七十七条 証人の証言の収集の手續、方法に次の各号に掲げる瑕疵があるにもかかわらず、補正又は合理的な説明がなされる場合、当該証言を受け入れることができる。補正又は合理的な説明ができない場合、それを事件認定の根拠としてではない。

- 一 尋問調書に、尋問者、記録者、法定代理人の氏名及び尋問の開始・終了時間、地点が記入されていない場合。
- 二 尋問の地点が規定に適合しない場合。
- 三 尋問調書に、証言に関わる権利・義務と法的責任を証人に告知した記録がない場合。
- 四 尋問調書に、同一の時間に、同一の尋問者が異なる証人に尋問していることが記録されている場合。

第七十八条 証人が法廷で行う証言について、起訴側と弁護側の双方の反対尋問、法廷での証明を経て事実とされた場合、それを事件認定の根拠としなければならない。

2 証人が法廷で行った証言と、その開廷前の証言が矛盾するとき、証人が合理的な説明ができた上で、証拠の裏付けがある場合、その法廷での証言を受け入れなければならない。合理的な説明ができないにもかかわらず、その開廷前の証言に関する証拠の裏付けがある場合、その開廷前の証言を受け入れることができる。

3 人民法院の通知を経た後、証人が正当な理由なしに出頭を拒否し、又は出頭後の証言を拒否し、その証言の信憑性を法廷が確認できない場合、当該証人の証言を事件認定の根拠としてはならない。

第七十九条 被害者の陳述の審査と認定については、本節の関連規定の趣旨を準用する。

第四節 被告人の供述と弁解の審査と認定

第八十条 被告人の供述と弁解について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

一 尋問の時間、地点、尋問者の身分、人数、尋問方法等が法律、関連規定に適合するかどうか。

二 尋問調書の作成、修正が法律、関連規定に適合するかどうか、尋問の具体的な開始・終了時間と地点が明記されているかどうか。一回目の尋問時に被告人に関連する権利と法規を告知し、被告人がそれを照合し、確認したかどうか。

三 未成年の被告人に尋問する場合、その法定代理人又は関連者に現場に出頭するよう通知したかどうか、その法定代理人又は関連者が出頭したかどうか。

四 被告人の供述に、拷問による自白の強要等不法な方法で収集された事由があるかどうか。

五 被告人の供述の前後内容が一致するかどうか、繰り返し及び繰り返しが現れる原因があるかどうか、被告人の全ての供述と弁解が既に事件書類とともに移送されたかどうか。

六 被告人の弁解内容が事件の経緯と常理に適合し、矛盾がないかどうか。

七 被告人の供述と弁解が、相被告人の供述と弁解及びその他の証拠と相互の裏付けができ、矛盾がないかどうか。

2 必要に応じて、尋問過程の録音・録画、被告人が留置場に出入りするときの身体検査記録、調書を取調べ、録音・録画、記録、調書を踏まえて前述の内容を審査することができる。

第八十一条 被告人の供述が、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

一 尋問調書が被告人による照合・確認を経ていない場合。

二 聴覚障害者、言語機能障害者に尋問する場合、聴覚障害者、言語機能障害者向けの手話に精通する者が付き添うべきにもかかわらず、付き添っていない場合。

三 当地で通用する言語、文字に精通していない証人に尋問する場合、通訳者が付き添うべきにもかかわらず、付き添っていない場合。

第八十二条 尋問調書に次の各号に掲げる瑕疵があるにもかかわらず、補正又は合理的な説明がなされる場合、当該調書を受け入れることができる。補正又は合理的な説明ができない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

一 尋問調書に記入された尋問時間、尋問者、記録者、法定代理人等に誤りがあり、又は矛盾が存在する場合。

二 尋問者が署名していない場合。

三 一回目の尋問調書に、関連する権利と法規を被尋問者に告知した記録がない場合。

第八十三条 被告人の供述と弁解の審査は、起訴側と弁護側の双方が提供した全ての証拠及び被告人の全ての供述と弁解を踏まえて行わなければならない。

2 被告人が法廷において供述をひるがえしたにもかかわらず、供述をひるがえした合理的な原因を説明できず、又はその弁解と事件全体の証拠が矛盾するにもかかわらず、その開廷前の供述とその他の証拠が相互に支えあう場合、その開廷前の供述を受け入れることができる。

3 被告人の開廷前の供述と弁解に繰り返しが存在するにもかかわらず、法廷において自白し、且つその他の証拠と相互に支えあう場合、その開廷前の供述を受け入れることができる。被告人の開廷前の供述と弁解に繰り返しが存在し、法廷において自白せず、且つ開廷前の供述を裏付けるその他の証拠がない場合、その開廷前の供述を受け入れてはならない。

第五節 鑑定意見の審査と認定

第八十四条 鑑定意見について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

- 一 鑑定機構と鑑定人が法定の資格を有するかどうか。
- 二 鑑定人に忌避しなければならない事由が存在するかどうか。
- 三 鑑定物の出所、取得、保管、送検が法律、関連規定に適合するか。取出調書、差し押さえる物品の一覧等に記載された内容に一致するか。鑑定物が十分で、信頼性があるかどうか。
- 四 鑑定意見の形式要件に漏れがないかどうか。鑑定の事由、鑑定委託人、鑑定機構、鑑定要求、鑑定過程、鑑定方法、鑑定日等の内容について、鑑定機構が司法鑑定印を押捺した上で、鑑定人が署名・押捺してあるかどうか。
- 五 鑑定手続が法律、関連規定に適合するかどうか。
- 六 鑑定の過程と方法が専門の規範要件に適合するかどうか。
- 七 鑑定意見が明確かどうか。
- 八 鑑定意見が事件の要証事実と関連があるかどうか。

九 鑑定意見が検証、検査調書、関連写真等のその他の証拠と矛盾がないかどうか。

十 鑑定意見を速やかな関連者に告知したかどうか、当事者が鑑定意見に異議を唱えたかどうか。

第八十五条 鑑定意見が次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

一 鑑定機構が法定の資格を備えていない、又は鑑定事項が当該鑑定機構の営業科目、技術的条件を超えている場合。

二 鑑定人が法定の資格を備えておらず、専門技術若しくは役職名を有していない、又は忌避の規定に違反する場合。

三 送検された資料、標本の出所が不明、又は汚染により鑑定条件を備えていない場合。

四 鑑定対象と送検された資料、標本が一致しない場合。

五 鑑定手続が規定に違反する場合。

六 鑑定の過程と方法が専門の規範要件に適合しない場合。

七 鑑定文書に署名、押捺が欠けている場合。

八 鑑定意見と事件の要証事実に関連がない場合。

九 関連規定に違反するその他の事由がある場合。

第八十六条 人民法院の通知を経て、鑑定人が出頭・証言を拒否する場合、その鑑定意見を事件認定の根拠としてはならない。

2 人民法院は、鑑定人が不可抗力の原因又はその他の正当な理由により出頭できない場合、状況に応じて審理延期又は再鑑定を決定することができる。

3 人民法院は、正当な理由なしに出頭・証言を拒否した鑑定人について、司法・行政機関又は関連官庁に通報しなければならない。

第八十七条 事件の中に鑑定が必要な専門的な問題があるにもかかわらず、それを検査できる法定の司法鑑定機構がなく、又は法律、司法解釈の規定がない

場合、専門的知識のある者を派遣し、又は招聘して検査を行うことができ、検査報告を有罪認定及び刑の量定のための参考とすることができる。

2 検査報告の審査と認定について、本節の関連規定の趣旨を準用する。

3 人民法院の通知を経て、検査人が出頭・証言を拒否する場合、検査報告を有罪認定及び刑の量定のための参考としてはならない。

第六節 検証、検査、判別、捜査実験等の調書の審査と認定

第八十八条 検証、検査の調書について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

一 検証、検査が法律により行われたかどうか。調書の作成が法律、関連規定に適合するかどうか。検証者、検査人員、立会人が署名又は押捺したかどうか。

二 検証、検査の調書に検証、検査を提起した事由を記録したかどうか。検証、検査の時間、地点、立会人、現場の方位、周囲の環境等、現場の物品、人身、死体等の位置、特徴等の状況及び検証、検査、捜査の過程を記録したかどうか。文字的記録が実物又は絵、写真、録画と一致するかどうか。現場、物品、痕跡等が偽造されたものかどうか、破損がないかどうか。身体的特徴、傷害の状況、生理的状态に偽装又は変化等があるかどうか。

三 検証、検査を補足的に行う場合、再検証、再検査の理由を説明したかどうか、前後の検証、検査の状況に矛盾がないかどうか。

第八十九条 検証、検査の調書に法律、関連規定に明らかに適合しない事由があり、合理的な解釈又は説明ができない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

第九十条 判別調書について、判別の過程、方法及び判別調書の作成が関連規定に適合するかどうかの審査を重視しなければならない。

2 判別調書が、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、それを事件認定の根拠としてはならない：

-
- 一 判別が捜査人員の主宰の下で行われていない場合。
 - 二 判別前に、判別者に判別対象を見られた場合。
 - 三 判別活動が個別に行われていない場合。
 - 四 判別対象が類似の特徴を持つその他の対象に混ぜ込まれていない、又は判別対象の数量が規定に適合しない場合。
 - 五 判別において、判別者に明らかに暗示を与え、又は明らかに指摘した場合。
 - 六 関連規定に違反し、又は判別調書の信憑性を確定できないその他の事由。

第九十一条 捜査実験調書について、実験の過程、方法及び調書の作成が関連規定に適合するかどうかの審査を重視しなければならない。

2 捜査実験の条件と事件発生時の条件に明らかな差異があり、又は実験結果の科学性に影響を及ぼすその他の事由が存在する場合、その捜査実験調書を事件認定の根拠としてはならない。

第七節 視聴覚資料、電子データの審査と認定

第九十二条 視聴覚資料について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

- 一 取出し過程の説明が添付されているか。出所は適法かどうか。
- 二 原本であるかどうか。複製があるかどうか、及び複製枚数。複製物である場合、原本を取調べられない原因、複製物の作成過程と原本の放置地点の説明が添付されているか。作成者、視聴覚資料の元所持者が署名又は押捺したかどうか。
- 三 作成過程において、当事者に対する威嚇、誘惑等の法律、関連規定に違反する事由が存在するかどうか。
- 四 作成者、所持者の身分、作成の時間、地点、条件及び方法が明記されているか。

五 内容と作成過程が真実であるかどうか、編集、追加、削除訂正等の事由がないかどうか。

六 内容と事件事実に関連があるかどうか。

2 視聴覚資料に疑問がある場合、鑑定を行わなければならない。

第九十三条 電子メール、電子データの交換、チャットの記録、ブログ、マイクロブログ、携帯電話のショートメッセージ、電子署名、ドメイン名等の電子データについて、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

一 オリジナルの記録媒体とともに移送されたか。オリジナルの記録媒体に封をして保存できない、移動に不便、又は関連官庁によって保管、処理、返却されるべきである場合、電子データの取出し、複製が二人以上で行われたかどうか。電子データの完全性が十分に保証されているかどうか。取出し、複製の過程及びオリジナルの記録媒体の放置地点についての文字による説明と署名があるかどうか。

二 収集の手続、方法が法律及び関連技術の規範に適合するかどうか。検証、検査、捜査活動等を経て収集した電子データについて、調書、一覧を添付した上で、捜査人員、電子データ所持者、立会人の署名を経ているかどうか、所持者の署名がない場合は、その原因が明記されているか。電子データが遠隔操作により境外又は外地から取調べられたものである場合は、その状況が明記されているか。電子データの規格、タイプ、ファイルフォーマット等がはっきり明記されているか。

三 電子データの内容が真実であるかどうか、削除、修正、追加等の事由がないかどうか。

四 電子データと事件事実に関連があるかどうか。

五 事件事実と関連のある電子データは全面的に収集されたかどうか。

2 電子データに疑問がある場合、鑑定又は検査を行わなければならない。

第九十四条 視聴覚資料、電子データが次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

- 一 審査の結果、真偽の確定が不可能である場合。
- 二 作成、取得の時間、地点、方法等に疑問があるにもかかわらず、必要な証明又は合理的な解釈を提供できない場合。

第八節 不法証拠の排除

第九十五条 身体刑若しくは形を変えた身体刑を使用し、又はその他の被告人に肉体的、精神的に強烈な痛み若しくは苦しみを受けさせる方法で、被告人にその意思に背いて供述を強要する場合、刑事訴訟法第五十四条が定める「拷問による自白の強要等不法な方法」と認定しなければならない。

2 刑事訴訟法第五十四条が定める「司法の公正に重大な影響を及ぼすおそれのある」の認定は、物証、書証の収集の法的手続への違反及びそれがもたらした結果の重大性の程度等を総合的に考慮しなければならない。

第九十六条 当事者及びその弁護士、訴訟代理人が、人民法院に不法な方法によって収集された証拠の排除を申請する場合、違法に証拠収集をしたと疑われる人員、時間、地点、方法、内容等の手掛かり又は資料を提供しなければならない。

第九十七条 人民法院は、被告人及びその弁護士に起訴状の副本を送達するとき、不法証拠の排除を申請する場合、法廷での審査期間になって手掛かり又は資料が発見された場合を除いて、開廷審理の前に提出しなければならないことを告知しなければならない。

第九十八条 人民法院は、開廷審理の前に、当事者及びその弁護士、訴訟代理人が自己に不法証拠の排除を申請する場合、開廷前に速やかに申請書又は申請調書及びその手掛かり、資料の複製物を人民検察院に送らなければならない。

第九十九条 人民法院は、開廷審理の前に、当事者及びその弁護士、訴訟代理人が不法証拠の排除を申請し、自己が審査の結果、証拠収集の適法性に疑いが

ある場合、刑事訴訟法第百八十二条第二項の規定に照らして開廷前会議を開き、不法証拠の排除等についての問題について状況を了解し、意見を聴取しなければならない。人民検察院は、関連する証拠資料を呈示する等の形で、証拠収集の適法性を説明することができる。

第百条 法廷は、法廷での審理において、当事者及びその弁護人、訴訟代理人が不法証拠の排除を申請する場合、それを審査しなければならない。審査の結果、証拠収集の適法性に疑いがある場合、それを調査しなければならない。疑いがない場合、法廷でその状況と理由を説明し、審理を継続しなければならない。法廷は、当事者及びその弁護人、訴訟代理人が同じ理由をもって再び不法証拠の排除を申請する場合、その審査を行わない。

2 証拠収集の適法性の調査について、具体的な状況に応じて、当事者及びその弁護人、訴訟代理人が不法証拠の排除を申請した後で行うことができ、法廷調査が終了する前に併合して行うこともできる。

3 人民法院は、法廷での審理において、当事者及びその弁護人、訴訟代理人が不法証拠の排除を申請する場合、その審査の結果、本解釈第九十七条の規定に適合しない場合、法廷調査が終了する前に併合して審査した上で、証拠収集の適法性の調査を行うかどうかを決定しなければならない。

第百一条 法廷が証拠収集の適法性の調査を行うことを決定した場合、公訴人が尋問調査又はその他の証拠を呈示し、読み上げ、尋問過程の録音・録画を要領よく放送・放映し、関連する捜査人員又はその他の者が出頭して状況を説明するよう通知することを法廷に要請する形で、証拠収集の適法性を証明することができる。

2 公訴人が提出する証拠収集の過程の適法性に係る説明資料は、関連する捜査人員が署名した上で、公印を押捺しなければならない。関連する捜査人員の署名を経っていない場合、それを証拠として使用してはならない。前述の説明資料は、単独で証拠収集の過程の適法性を証明する根拠とすることはできない。

第二百二条 審理の結果、刑事訴訟法第五十四条が定める不法な方法による証拠収集の事由を確認し、又は排除できない場合、その証拠は排除しなければならない。

2 人民法院は、証拠収集の適法性の調査を行った後、調査結果を公訴人、当事者及び弁護士、訴訟代理人に告知しなければならない。

第二百三条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、第二審人民法院は、証拠収集の適法性を審査した上で、刑事訴訟法と本解釈の関連規定により処理しなければならない。

一 第一審人民法院が、当事者及びその弁護士、訴訟代理人による不法証拠の排除の申請を審査せず、且つ証拠を事件認定の根拠とした場合。

二 人民検察院又は被告人、自訴人及びその法定代理人が、第一審人民法院が下した証拠収集の適法性に関する調査結果に不服があり、抗訴又は抗告を申し立てた場合。

三 当事者及びその弁護士、訴訟代理人が、第一審が終了した後になって手掛かり又は資料を発見し、人民法院に不法証拠の排除を申請した場合。

第九節 証拠の総合審査と活用

第二百四条 証拠の信憑性について、事件全体の証拠を総合して審査しなければならない。

2 証拠の証明力について、具体的な状況に応じ、証拠と要証事実の関連性、証拠同士の関係等の面から審査し、判断しなければならない。

3 証拠同士に内在的関係があり、共同で同一の要証事実を指し、排除できない矛盾と解釈できない疑問が存在する限り、それを事件認定の根拠とすることはできない。

第二百五条 直接証拠がないにもかかわらず、間接証拠が次の各号に掲げる条件に同時に適合する場合、被告人の有罪を認定することができる。

一 証拠が既に事実と証明された場合。

二 証拠同士が相互に支えあい、排除できない矛盾と解釈できない疑問が存在しない場合。

三 事件全体の証拠が既に完全な証明体系を形成した場合。

四 証拠により、事件事実が合理的な疑いを十分に排除できると認定でき、結論が唯一性を有する場合。

五 証拠を活用して行う推理が論理と経験に適合する場合。

第一百六条 被告人の供述、確認をもとに隠蔽性の強い物証、書証を取出し、且つ被告人の供述と犯罪の事実の発生を証明するその他証拠が相互に支えあう上、供述の口裏合わせ、自白の強要、誘導尋問等の可能性を排除できる場合、被告人の有罪を認定することができる。

第一百七条 技術的な捜査手段を講じて収集された証拠資料は、法廷での呈示、判別、反対尋問等の法廷調査手続を経て事実と証明された場合、それを事件認定の根拠とすることができる。

2 法廷は、前項が定める証拠を使用することで、関連者の人身の安全を脅かし、又はその他の重大な結果を生じさせる恐れがある場合、関連者の身分、技術的手段等を暴露しないための保護措置を講じなければならない。必要に応じて、裁判人員は、法廷外での確認を行うことができる。

第一百八条 捜査機関が発行した被告人の出頭の経緯、逮捕の経緯等の資料について、当該説明資料を発行した事件処理者、事件処理機関の署名、押捺があるかどうかを審査しなければならない。

2 出頭の経緯、逮捕の経緯又は被告人への重大な嫌疑を決定する根拠に疑問がある場合、捜査機関に補足説明を求めなければならない。

第一百九条 次の各号に掲げる証拠は慎重に使用しなければならない。その他の証拠の裏付けがある場合、当該証拠を受け入れることができる。

一 生理的、精神的に欠陥があり、事件事実の認識と表現に対して一定の困難が存在するにもかかわらず、正しく認識し、自己の意思を表現する能力を喪失していない被害者、証人、被告人による陳述、証言、供述。

二 被告人と親族関係若しくはその他の密接な関係がある証人による被告人に有利な証言、又は被告人と利害の衝突のある証人による被告人に不利な証言。

第一百十条 被告人の自首、自白、功績を証明する証拠資料について、被告人の自首、自白、告発・摘発等を受け入れた事業所の印章の押捺がない、又は受け入れた者の署名がない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

2 人民法院は、被告人及びその弁護人が自首、自白、功績の事実と理由を提示し、関連機関がそれを認定しない、又は関連機関が被告人に自首、自白、功績の表現があると提示するにもかかわらず、証拠資料に不備がある場合、関連機関に証明資料の提出を求め、又は関連者に証言を求めた上、その他の証拠を踏まえて認定を下さなければならない。

第一百十一条 被告人が累犯、薬物の再犯を構成したことを証明する証拠資料は、前罪に係る裁判文書、釈放証明等の資料を含まなければならない。資料に不備がある場合、関連機関に提供を求めなければならない。

第一百十二条 被告人が指摘を受けた犯罪を実施したとき、又は裁判を行ったときに法的責任を負う年齢に達していたかどうかを審査する場合、戸籍証明、出生証明に係る文書、学籍カード、人口調査の登録、利害関係の無い者の証言等の証拠をもとに総合的に判断しなければならない。

2 被告人が満十四歳、満十六歳、満十八歳又は満七十五歳に満たないことを証明する証拠が不足している場合、被告人は満十四歳、満十六歳、満十八歳に満たない、又は満七十五歳であると認定しなければならない。

第五章 強制措置

第百十三条 人民法院は、事件の裁判を行うとき、状況に応じて、被告人に対し、勾引、立保証、居住監視又は逮捕の決定を下すことができる。

2 被告人に対する強制措置の適用、撤回又は変更については、院長が決定する。

第百十四条 召喚したにもかかわらず出頭を拒否する被告人又は事件の状況に応じて勾引が必要な被告人については、勾引することができる。

2 被告人の勾引は、院長が勾引状を発行し、司法警察によって執行されなければならない。執行人員は二人を下回ってはならない。

3 被告人の勾引に当たり、勾引状を呈示しなければならない。勾引に抵抗する被告人に対しては、責め具を使用することができる。

第百十五条 被告人の勾引に当たり、持続時間は十二時間を超えてはならない。事件の経緯が特に重大且つ複雑で、逮捕措置を講じる必要がある場合、持続時間は二十四時間を超えてはならない。連続的に勾引する形で、形を変えて被告人を拘禁してはならず、被勾引者の飲食と必要な休息時間を保証しなければならない。

第百十六条 人民法院は、被告人が刑事訴訟法第六十五条第一項が定める事由のいずれかがある場合、立保証を決定することができる。

2 被告人に対する立保証を決定した場合、当該被告人に対し保証人を立て、又は保証金を納めるよう命じなければならない。保証人の保証と保証金の保証を同時に使用してはならない。

第百十七条 次の各号に掲げる被告人に対する立保証を決定する場合、当該被告人に一名乃至二名の保証人を立てるよう命じることができる。

- 一 保証金を納める能力がない場合。
- 二 未成年又は満七十五歳である場合。
- 三 保証金を徴収すべきでないその他の被告人。

第一百八条 人民法院は、保証人が法定の条件に適合するかどうかを審査しなければならない。条件に適合する場合、当該保証人に対し、履行しなければならない義務を告知した上で、保証人が保証書を発行する。

第一百九条 立保証を決定した被告人に対し、保証金で保証させる場合、刑事訴訟法第七十条第一項の規定に照らして保証金の具体的な金額を決定した上で、被告人又は当該被告人のために保証金を提供する事業所、個人に、保証金を一括して公安機関が指定する銀行の専用口座に振込むよう命じなければならない。

第一百二十条 人民法院は、被告人に立保証の決定を言い渡した後、立保証決定書等の関連資料を同級の公安機関に送付し、執行させなければならない。被告人が本地に居住していない場合、その居住地の公安機関に送付して執行させる。

2 被告人に対し、保証金で保証させる場合、公安機関が指定する銀行の専用口座に保証金が振込まれたことを確認した後、銀行が発行する受取証を公安機関に合わせて送付しなければならない。

第一百二十一条 人民法院は、被告人が立保証されている期間において、保証人が保証義務履行の継続を望まない、又は保証義務履行能力を喪失した場合、保証人の申請を受け取り、又は公安機関の書面の通知を受け取ってから三日以内に、被告人に保証人の再提示若しくは保証金の納付、又は強制措置の変更を命じた上で、公安機関にその旨を通知しなければならない。

第一百二十二条 事件事実と法規により、既に犯罪を構成したと判断された被告人が立保証期間において逃げ隠れたとき、保証人が被告人の逃亡に協力し、又は被告人が隠れている地点を保証人が知りながら司法機関にその告知を拒否する場合、保証人に対して刑事責任を追究しなければならない。

第一百二十三条 人民法院は、保証金で保証させた被立保証者が刑事訴訟法第六十九条第一項、第二項の規定に違反することを発見した場合、保証金の一部又

は全部を没収する書面の意見を提示し、関連資料と合わせて執行の責を負う公安機関に送付して処理させなければならない。

2 人民法院は、公安機関から保証金を没収したとの書面の通知又は強制措置の変更に係る提言を受領した後、事由を判定し、五日以内に被告人に悔い改めの書面による声明をし、保証金の再納付若しくは保証人の再提示、又は強制措置の変更を命じた上、公安機関にその旨を通知しなければならない。

3 人民法院は、法律により保証金を没収された被告人の立保証の継続を決定した場合、立保証期間を続けて算入する。

第二百二十四条 人民法院は、立保証された被告人の判決・裁定が発効した後、立保証を解除し、保証金を返却しなければならないとき、保証金が当該被告人の個人の財産に属する場合、保証金を被害者への賠償、附帯民事訴訟に係る賠償義務の履行又は財産刑の執行に用いるために自己に引き渡したことを公安機関に書面で通知することができ、これらに用いられた残りの部分は、被告人に返還しなければならない。

第二百二十五条 人民法院は、刑事訴訟法第七十二条第一項、第二項が定める事由のある被告人については、居住監視を決定することができる。

2 人民法院は、被告人の居住監視を決定する場合、その住所を確認しなければならない。恒久的な住所がない場合、当該被告人のために居所を指定しなければならない。

第二百二十六条 人民法院は、被告人に対して居住監視の決定を言い渡した後、居住監視決定書等の関連資料を被告人の住所又は指定した居所の所在地にある同級の公安機関に送付し、執行させなければならない。

2 指定する居所における被告人の居住監視について、人民法院は、二十四時間以内に、居住監視の原因と居所をその家族に通知しなければならない。確実に通知できない場合、それを訴訟記録に留めなければならない。

第二百二十七条 人民検察院、公安機関が、被疑者に対して立保証措置、居住監視措置を施し、事件を人民法院に起訴した後も立保証、居住監視を継続し、又は強制措置を変更する必要がある場合、人民法院は、七日以内にその決定を下した上で、人民検察院、公安機関に通知しなければならない。

2 立保証、居住監視の継続を決定した場合、再び手続を行い、期間を再び計算しなければならない。保証金で継続して保証させる場合、保証金を徴収しない。

3 人民法院は、被告人に対し、立保証措置、居住監視措置を重複して施してはならない。

第二百二十八条 人民法院は、刑事訴訟法第七十九条第一項、第二項が定める事由のある被告人について、逮捕の決定を下さなければならない。

第二百二十九条 人民法院は、立保証された被告人が次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、逮捕の決定を下さなければならない。

- 一 故意に新たな犯罪を実施した場合。
- 二 自殺、逃亡を企てた場合。
- 三 証拠の隠滅や偽造を行い、証人による証言を妨害し、又は供述の口裏合わせをした場合。
- 四 被害者、告発者、告訴者に対して報復を加えた場合。
- 五 召喚したにもかかわらず、正当な理由なしに出頭せず、裁判活動の正常な進行を妨げた場合。
- 六 連絡先又は居住地を無断で変更し、召喚できなくし、裁判活動の正常な進行を妨げた場合。
- 七 承認を経ずして、無断で居住する市・県を離れ、裁判活動の正常な進行を妨げ、又は二回、承認を経ずして、居住する市・県を無断で離れた場合。

八 規定に違反して特定の場所に進入し、特定の人員と接見し、若しくは通信し、特定の活動に従事し、裁判活動の正常な進行を妨げ、又は二回、関連規定を違反した場合。

九 法律により逮捕を決定しなければならないその他の事由。

第一百三十条 人民法院は、居住監視を受ける被告人が次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、逮捕の決定を下さなければならない。

一 前条の第一号から第五号が定める事由のいずれかがある場合。

二 承認を経ずして、居住監視が執行される場所を無断で離れ、裁判活動の正常な進行を妨げ、又は二回、承認を経ずして、居住監視が執行される場所を無断で離れた場合。

三 承認を経ずして、他人と無断で接見し、若しくは通信し、裁判活動の正常な進行を妨げ、又は二回、承認を経ずして、他人と無断で接見し、若しくは通信した場合。

四 重い疾病にかかり、自ら生活を営むことができず、又は懐胎し、若しくは自己の嬰兒に授乳中であるため逮捕しなかった被告人について、疾病が治り、又は授乳期が既に満了した場合。

五 法律により逮捕を決定しなければならないその他の事由。

第一百三十一条 人民法院は、逮捕の決定を下した後、逮捕決定書等の関連資料を同級の公安機関に送付して、執行させた上で、逮捕決定書の副本を人民検察院に送付しなければならない。人民法院は、被告人を逮捕した後、逮捕の原因と勾留する場所を二十四時間以内にその家族に通知しなければならない。確実に通知できない場合、それを訴訟記録に留めなければならない。

第一百三十二条 人民法院は、逮捕を決定した被告人に対して、逮捕後二十四時間以内に尋問を行わなければならない。逮捕してはならないことを発見した場合、強制措置を変更し、又は直ちに釈放しなければならない。

第一百三十三条 人民法院は、逮捕された被告人が、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、強制措置を変更することができる。

- 一 重い疾病にかかり、自ら生活を営むことができない場合。
- 二 懐胎し、又は自己の嬰兒に授乳中である場合。
- 三 自ら生活を営むことができない者の唯一の扶養者である場合。

第一百三十四条 第一審人民法院は、被告人の無罪、刑事責任の不負担又は刑事処罰の免除の判決を下し、被告人が拘禁されている場合、判決を言い渡した後で、当該被告人を直ちに釈放しなければならない。

2 人民法院は、逮捕された被告人が、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、強制措置を変更し、又は釈放しなければならない。

- 一 第一審人民法院が管制の判決、執行猶予の宣告、独立適用付加刑の判決を下し、判決の法的効力がまだ発生していない場合。
- 二 被告人が勾留されている期間に、第一審人民法院が当該被告人に下した刑期の期間が既に満了した場合。
- 三 事件を法定期間中に解決できない場合。

第一百三十五条 人民法院は、強制措置の変更又は被告人の釈放を決定した場合、直ちに強制措置変更決定書又は釈放通知書を公安機関に送付して、執行させなければならない。

第一百三十六条 人民法院は、人民法院が逮捕を決定した被告人について、人民検察院が釈放又は強制措置変更を提言した場合、提言を受領した日から十日以内に処理の状況を人民検察院に通知しなければならない。

第一百三十七条 被告人及びその法定代理人、近親者又は弁護人が強制措置の変更を申請する場合、その理由を説明しなければならない。人民法院は申請を受領した後、三日以内に決定を下さなければならない。強制措置の変更に同意する場合、本解釈の規定に照らして処理する。同意しない場合は、その旨を申請者に告知した上で、その理由を説明しなければならない。

第六章 附帯民事訴訟

第三百三十八条 被害者は、人身の権利が犯罪による侵害を受け、又は財物が罪を犯した者に破壊されたことによって物質的損失を被った場合、刑事訴訟において附帯民事訴訟を提起する権利を有する。被害者が死亡し、又は行為能力を喪失した場合、その法定代理人、近親者は、附帯民事訴訟を提起する権利を有する。

2 人民法院は、犯罪による侵害を受けたために、附帯民事訴訟を提起し、又は単独で民事訴訟を提起して精神的損失の賠償を求める場合、これを受理しない。

第三百三十九条 被告人が被害者の財産を不法に占有し、処置した場合、追徴又は賠償・返還を命じなければならない。人民法院は、被害者が附帯民事訴訟を提起する場合、これを受理しない。追徴又は賠償・返還の状況について、量刑の情状として考慮することができる。

第三百四十条 人民法院は、国家機関の職員が職権を行使するとき、他人の人身、財産の権利を侵害して犯罪を構成し、被害者又はその法定代理人、近親者が附帯民事訴訟を提起する場合、これを受理しないが、法律により国家賠償を申請できることを告知しなければならない。

第三百四十一条 人民法院は、刑事事件を受理した後、刑事訴訟法第九十九条と本解釈第三百三十八条第一項の規定に適合する場合、被害者又はその法定代理人、近親者に附帯民事訴訟を提起する権利を有することを告知することができる。

2 附帯民事訴訟を提起する権利を有する者が訴訟上の権利を放棄する場合、これを許可した上で、訴訟記録に留めなければならない。

第三百四十二条 人民法院は、国家財産、集团的財産が損失を被り、損失を受けた事業所が附帯民事訴訟を提起せず、人民検察院が公訴を提起するときに附帯民事訴訟を提起する場合、これを受理しなければならない。

2 人民検察院は、附帯民事訴訟を提起する場合、自己を附帯民事訴訟の原告としなければならない。

3 被告人が国家財産、集团的財産を不法に占有し、処置する場合、本解釈第三十九条の規定に照らして処理する。

第一百四十三条 附帯民事訴訟において、法律により賠償責任を負う者は、次の各号に掲げる者を含む。

- 一 刑事被告人及び刑事責任を追及されていないその他の共同侵害者。
- 二 刑事被告人の後見人。
- 三 死刑を執行される犯罪人の遺産相続人。
- 四 共犯事件において、事件が解決する前に死亡した被告人の遺産相続人。
- 五 被害者の物質的損失に対して法律により賠償責任を負うべきその他の事業所と個人。

2 附帯民事訴訟の被告人の親族及び友人が代わりに賠償することを志願する場合、これを許可しなければならない。

第一百四十四条 人民法院は、被害者又はその法定代理人、近親者が一部の共同侵害者のみに対して附帯民事訴訟を提起する場合、共犯事件において共犯者が逃亡中である場合を除き、刑事責任を追及されていない共同侵害者を含むその他の共同侵害者に対して共同で附帯民事訴訟を提起できることを告知しなければならない。

2 人民法院は、被害者又はその法定代理人、近親者が、その他の共同侵害者に対する訴訟上の権利を放棄する場合、その法的影響を告知した上で、裁判文書の中で訴訟申立てを放棄した状況を説明しなければならない。

第一百四十五条 附帯民事訴訟の起訴条件は、下記の各号に掲げる内容を含む。

- 一 起訴人が法定の条件を満たす。
- 二 明確な被告人がいる。
- 三 賠償請求に係る具体的な要求、事実、理由がある。

四 人民法院が附帯民事訴訟を受理する範囲に属する。

第四百四十六条 共犯事件において、共犯者が逃亡中である場合、当該共犯者を附帯民事訴訟の被告人としてはならない。被害者又はその法定代理人、近親者は、逃亡した共犯者が出頭した後、当該共犯者に対して附帯民事訴訟を提起することができる。但し、その他の共犯者から十分な金額の賠償金を取得した場合は、この限りではない。

第四百四十七条 附帯民事訴訟は、刑事事件の立件後、速やかに提起しなければならない。

2 附帯民事訴訟を提起する場合、附帯民事起訴状を提出しなければならない。

第四百四十八条 人民法院は、捜査、起訴審査の期間において、附帯民事訴訟を提起する権利を有する者が賠償請求を申立て、公安機関、人民検察院による調解を経て、当事者双方が既に和解協定に達した上でそれを全部履行した後で、被害者又はその法定代理人、近親者がさらに附帯民事訴訟を提起した場合、これを受理しない。但し、調解が自由意思、適法の原則に反することを証明する証拠がある場合は、この限りではない。

第四百四十九条 人民法院は、被害者又はその法定代理人、近親者が附帯民事訴訟を提起する場合、七日以内に立件の是非を決定しなければならない。刑事訴訟法第九十九条及び本解釈の関連規定に適合する場合、これを受理しなければならない。適合しない場合、これを受理しない裁定を下す。

第四百五十条 人民法院は、附帯民事訴訟を受理した後、五日以内に、附帯民事起訴状の副本を附帯民事訴訟被告人及びその法定代理人に送付し、又は口頭による起訴の内容を速やかに附帯民事訴訟被告人及びその法定代理人に通知した上で、調書を作成しなければならない。

2 人民法院は、附帯民事起訴状の副本を送付するとき、刑事事件の審理期間をもとに、被告人及びその法定代理人が附帯民事訴訟答弁書を提出する時間を決定しなければならない。

第一百五十一条 附帯民事訴訟の当事者は、自己の主張に対して、証拠を提供する責任を有する。

第一百五十二条 人民法院は、被告人の行為又はその他の原因によって、附帯民事訴訟の判決が執行し難い事件について、附帯民事訴訟の原告の申請をもとに、被告人の財産の封印、差押え又は凍結など、保全措置を講じる裁定を下すことができる。人民法院は、附帯民事訴訟の原告が申請を提出しない場合も、必要に応じて、保全措置を講じることができる。

2 附帯民事訴訟を提起する権利を有する者は、緊急を要する事態に起因し、保全を直ちに申請しないことによってその権利が補填し難い損害を受ける恐れがある場合、附帯民事訴訟を提起する前に、保全される財産の所在地、被申請者の居住地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して保全措置を講じよう申請することができる。人民法院は、申請者が自己が刑事事件を受理した後十五日以内に附帯民事訴訟を提起しない場合、保全措置を解除しなければならない。

3 人民法院は、保全措置を講じる場合、民事訴訟法第一百条第三項の規定を除き、民事訴訟法第一百条から第一百五条の関連規定を適用する。

第一百五十三条 人民法院は、附帯民事訴訟を審理する場合、自由意思、適法の原則に則り、調解を行うことができる。調解を経て和解協定に達した場合、和解調書を作成しなければならない。和解調書は、当事者双方が署名し、受領することをもって、法的効力を有する。

2 調解が和解協定に達した上で、即時履行が完了する場合、和解調書を作成しなくてよい。但し、調書を作成しなければならず、当事者双方、裁判人員、書記官が署名し、又は押捺した後で法的効力が発生する。

第一百五十四条 調解が和解に達していない、又は当事者が和解調書に署名し、受領する前に前言を撤回した場合、附帯民事訴訟の判決を刑事訴訟と併合して行わなければならない。

第一百五十五条 附帯民事訴訟に対する判決において、犯罪行為がもたらした物質的損失をもとに、事件の具体的な状況を踏まえ、被告人が賠償しなければならない金額を決定しなければならない。

2 犯罪行為が被害者の人身損害をもたらした場合、医療費、看護費、交通費等、治療とリハビリテーションのために支払った合理的な費用及び仕事への支障が原因で減少した収入を賠償しなければならない。被害者に身体障害をもたらした場合、身体障害者に対する日常生活用具等の費用も賠償しなければならない。被害者に死亡をもたらした場合、葬式費等の費用も賠償しなければならない。

3 自動車の運転によって人を死傷させ、又は公有・私有財産に重大な損失をもたらし、犯罪を構成した場合、『中華人民共和国道路交通安全法』第七十六条の規定に照らして賠償責任を決定する。

4 附帯民事訴訟の当事者は、民事賠償の問題をめぐって和解に達し、和解協定を結んだ場合、賠償の範囲、金額は第二項、第三項が定める制限を受けない。

第一百五十六条 人民法院は、人民検察院が附帯民事訴訟を提起し、審理を経て、附帯民事訴訟被告人が法律により賠償責任を負うべきと判断する場合、附帯民事訴訟被告人が損失を被った事業所に直接賠償するよう命じる判決を下さなければならない。損失を被った事業所が既に終了し、権利・義務の承継人がいる場合、承継人に対する賠償を命じる判決を下さなければならない。権利・義務の承継人がいない場合、人民検察院に賠償金を納めるよう命じる判決を下し、人民検察院によって国庫に納められなければならない。

第一百五十七条 人民法院は、附帯民事訴訟事件の審理について、被告人が被害者に賠償する物質的損失の状況を踏まえてその罪を悔いる姿勢を認定した上、量刑時においてそれを考慮しなければならない。

第一百五十八条 附帯民事訴訟の原告が召喚されたにもかかわらず正当な理由なしに出頭を拒否し、又は法廷の許可なしに途中で退庭する場合、訴訟を取り下げたものとして処理しなければならない。

2 刑事被告人以外の附帯民事訴訟被告人が召喚されたにもかかわらず正当な理由なしに出頭を拒否し、又は法廷の許可なしに途中で退庭する場合、附帯民事訴訟に関して欠席判決を下すことができる。

第一百五十九条 附帯民事訴訟は、刑事事件と併合して裁判を行わなければならない。刑事事件の裁判の過度な遅延を防ぐためにのみ、刑事事件の裁判後に、同一の裁判組織によって附帯民事訴訟の審理を継続することができる。同一の裁判組織の成員は、確実に裁判への参加を継続できない場合、変更することができる。

第一百六十条 人民法院は、公訴事件被告人の行為が犯罪を構成しないと認定し、既に提起された附帯民事訴訟について、調解を経ても和解協定に達しない場合、併せて附帯民事訴訟の判決を下さなければならない。

2 人民法院が人民検察院の起訴取下げを許した公訴事件について、既に提起された附帯民事訴訟に対して調解を行うことができる。調解すべきでなく、又は調解を経ても和解協定に達しない場合、起訴を棄却すると裁定した上、附帯民事訴訟の原告に別途民事訴訟を提起できると告知しなければならない。

第一百六十一条 第二審人民法院は、第一審期間において附帯民事訴訟が提起されず、第二審期間に提起された場合、法律により調解を行うことができる。和解に達しない場合、刑事判決・裁定発効後に別途民事訴訟を提起できると告知する。

第一百六十二条 人民法院は、附帯民事訴訟事件の審理について、訴訟費を徴収しない。

第百六十三条 人民法院は、附帯民事訴訟事件の審理について、刑法、刑事訴訟法及び刑事司法解釈に既に定められた規定を除き、民事法の関連規定を適用する。

第百六十四条 人民法院は、被害者又はその法定代理人、近親者が刑事訴訟において附帯民事訴訟を提起せず、別途民事訴訟を提起する場合、調解を行い、又は物質的損失の状況をもとに判決を下すことができる。

第七章 期間、送達、審理期間

第百六十五条 月単位で計算する期間は、本月某日から翌月同日を一月とする。期間の起算日が本月の末日である場合、翌月の末日までを一月とする。翌日の同日が存在しない場合、本月某日から翌月の末日を一月とする。半月は一律十五日として計算する。

第百六十六条 人民法院は、当事者が不可抗力の原因又はその他の正当な理由により期限が遅れ、期間満了前に完了しなければならない訴訟活動の進行の継続を法律により申請する場合、調査による事実を証明した後、許可を裁定しなければならない。

第百六十七条 訴訟文書の送達は、受取人が署名し、受領しなければならない。受取人が不在の場合、その成年の家族又は勤務先で文書の受取りを担当する者が代理で受け取ることができる。

2 受取人又は代理受取人が送達証明書に署名し、受領した日を送達日とする。

3 受取人又は代理受取人が署名し、受領することを拒否する場合、送達人は、立会人に出頭するよう招待し、状況を説明し、送達証明書に受取拒否の事由と日付を明記させ、送達人、立会人が署名又は押捺し、訴訟文書を受取人、代理受取人の住所又は事業所に留めることができる。訴訟文書を送達人の住所に留めた上、写真撮影、録画等の方法で送達過程を記録することをもって送達したとみなすこともできる。

第百六十八条 訴訟文書を直接送達することが困難である場合、受取人の所在地にある人民法院に代理で送達するよう依頼し、又は郵送で送達することができる。

第百六十九条 送達を依頼する場合、依頼書、送達を依頼する訴訟文書及び送達証明書を受託法院に郵送しなければならない。受託法院は、受け取った後、登録を行い、十日以内に受取人に送達した上で、送達証明書を依頼法院に郵送しなければならない。送達できない場合、依頼法院に告知した上で、訴訟文書及び送達証明書を返却しなければならない。

第百七十条 郵送で送達する場合、訴訟文書、送達証明書を受取人に書留郵便で郵送しなければならない。書留郵便物受領証に明記された日付を送達日とする。

第百七十一条 訴訟文書の受取人が軍人である場合、所在する部隊の団級以上の事業所の政治部門を通じて送り届けることができる。

- 2 受取人が服役中である場合、執行機関を通じて送り届けることができる。
- 3 受取人が強制労働を科せられている場合、強制労働機構を通じて送り届けることができる。
- 4 関連官庁、事業所が訴訟文書を代理で送り届ける場合、関連官庁、事業所が受け取った後に直ちに受取人に渡し、署名させ、受領させた上で、送達証明書を速やかに人民法院に郵送しなければならない。

第百七十二条 管轄事件の審理期間の指定について、管轄の指定を受けた人民法院が管轄指定決定書と事件書類、証拠資料を受け取った日から起算する。

第百七十三条 上級の人民法院に審理期間の延長許可を申請する場合、期間の満了日の十五日前までに報告しなければならない。決定権を有する人民法院は、延長に同意しない場合、審理期間の満了日の五日前までにその決定を下さなければならない。

2 特別な状況により、最高人民法院に審理期間の延長許可を申請し、最高人民法院が審査を経て、これを許可する場合、審理期間を一月乃至三月延長することができる。期間が満了しても事件を解決できない場合、再申請することができる。

第一百七十四条 裁判期間において、被告人に対して精神障害の鑑定を行う時間は、審理期間に算入しない。

第八章 裁判組織

第一百七十五条 裁判長は、裁判人員が担当する。裁判人員補佐は本法院の院長が提示し、裁判委員会による可決を経て、裁判人員の職務を臨時に代行した上で、裁判長を担当することができる。

第一百七十六条 開廷審理と事件評議は、同一の合議体が行わなければならない。合議体の成員は、事件を評議するとき、単独で意見を述べた上で、理由を説明しなければならない。意見が分かれる場合、多数意見に従って決定しなければならない。但し、少数意見を調書に記入しなければならない。評議調書は、合議体の成員が熟読し、誤りなきことを確認した後で署名する。評議の状況は秘密として保持しなければならない。

第一百七十七条 裁判人員は、単独で裁判する場合、裁判長と同じ職権を行使する。

第一百七十八条 合議体は、審理・評議の後、速やかに判決・裁定を下さなければならない。

2 合議体は、死刑の判決を下す事件、人民検察院が抗訴する事件について、裁判委員会に提出して討議により決定させるよう院長に申し出、決定を求めなければならない。

3 合議体は、合議体の成員の意見に重大な相違がある事件、新しい類型の事件、社会に重大な影響を及ぼす事件及びその他の難解で、複雑で、且つ重大な

事件について、決定を下しがたいと考える場合、裁判委員会に提出して討議により決定させるよう院長に申し出、決定を求めることができる。

4 人民陪審員は、事件を裁判委員会に提出して討議により決定させるかどうかについて、院長に申し出、決定を求めるよう合議体に求めることができる。

5 裁判委員会に提出して討議により決定させるよう院長に申し出、決定を求める事件について、院長が不必要であると判断する場合、合議体に一回再議を請求するよう提言することができる。

6 単独で裁判する事件について、裁判人員が必要であると判断する場合も、裁判委員会に提出して討議により決定させるよう院長に申し出、決定を求めることができる。

第一百七十九条 合議体、単独裁判人員は、裁判委員会の決定を執行しなければならない。異なる意見がある場合、裁判委員会に提出して再議を請求するよう院長に提言することができる。

第九章 公訴事件の第一審の通常手続

第一節 審査受理と開廷前準備

第一百八十条 人民法院は、公訴を提起する事件について、起訴状（一式八部、被告人を一名増やす毎に、起訴状を五部増やす）と事件書類、証拠を受け取った後、裁判人員に次の各号に掲げる内容を審査するよう命じなければならない。

- 一 本法院の管轄に属するかどうか。
- 二 起訴状に被告人の身分が明記されているかどうか。刑事処罰を受けたことがある、又は現在受けているかどうか。講じられている強制措置の種類、勾留の地点、犯罪の時間、地点、手段、影響及びその他の有罪認定及び刑の量定に影響を与える可能性のある情状。
- 三 技術的な捜査手段の実施に係る承認・決定及び収集した証拠資料を含む、指摘された犯罪事実を証明する証拠資料を移送したかどうか。

四 被告人の不法な所得又はその他の事件に関わりのある財物の封印、差押え、凍結がなされたかどうか。財物が法律により追徴されるべきことを証明する証拠資料を添付したかどうか。

五 被害者の氏名、住所、連絡先を明記したかどうか。証人、鑑定人の名簿を添付したかどうか。証人、鑑定人、専門知識のある者に出頭するよう通知することを法廷に申請したかどうか。関連者の氏名、性別、年齢、職業、住所、連絡先を明記したかどうか。保護が必要な証人、鑑定人、被害者の名簿を添付したかどうか。

六 当事者が弁護士、訴訟代理人に既に依頼し、又は法的援助を既に受けた場合、弁護士、訴訟代理人の氏名、住所、連絡先を明記したかどうか。

七 附帯民事訴訟を提起したかどうか。附帯民事訴訟を提起した場合、附帯民事訴訟の当事者の氏名、住所、連絡先を明記したかどうか。証拠資料が添付されているかどうか。

八 捜査、起訴審査の各種法的手続及び訴訟文書に不備がないかどうか。

九 刑事訴訟法第十五条第二号から第六号が定める刑事責任を追及しない事由があるかどうか。

第一百八十一条 人民法院は、公訴を提起した事件を審査した後、次の各号に掲げる事由に照らしてそれぞれ処理しなければならない。

一 告訴があつて初めて処理する事件について、人民検察院に返送した上で、被害者に自訴を申し立てる権利を有することを告知しなければならない。

二 本法院の管轄に属さない、又は被告人が記録に残されていない場合、人民検察院に返送しなければならない。

三 前条の第二号から第八号の規定のいずれかに適合せず、補足資料が必要な場合、人民検察院に三日以内にそれを追加送付するよう通知しなければならない。

四 人民検察院は、刑事訴訟法第百九十五条第三号の規定に照らして被告人の無罪を宣告した後、新しい事実、証拠をもとに再び起訴する場合、これを法律により受理しなければならない。

五 本解釈第二百四十二条の規定に照らして訴訟の取下げの許可を裁定した事件について、新しい事実、証拠がなく、再び起訴する場合、人民検察院に返送しなければならない。

六 刑事訴訟法第十五条の第二号から第六号の規定に適合する事由である場合、審理の終了を決定し、又は人民検察院に返送しなければならない。

七 被告人の真の身分が不明であるにもかかわらず、刑事訴訟法第一百五十八条第二項の規定に適合する場合、これを法律により受理しなければならない。

2 公訴事件を受理するかどうかについて、七日以内に審査を完了しなければならない。

第八十二条 人民法院は、開廷審理の前に、次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

一 裁判長及び合議体の構成員を確定する。

二 開廷の十日前に起訴状の副本を被告人、弁護人に送達する。

三 当事者、法定代理人、弁護人、訴訟代理人に、開廷の五日前に証人、鑑定人の名簿及び法廷にて呈示しようとする証拠を提供するよう通知する。証人、鑑定人、専門知識のある者の出頭を申請する場合、関連者の氏名、性別、年齢、職業、住所、連絡先を明記しなければならない。

四 開廷の三日前に、開廷の時間、地点を人民検察院に通知する。

五 開廷の三日前に、当事者の召喚状及び弁護人、訴訟代理人、法定代理人、証人、鑑定人等に出頭するよう通知する通知書を送達する。関連者に出頭するよう通知する。電話、ショートメッセージ、ファックス、電子メール等、相手方が受け取ったことを確認できる方法を用いることもできる。

六 公開審理する事件について、開廷の三日前に事件名、被告人の氏名、開廷の時間と地点を公表する。

2 前述の活動の状況は、訴訟記録に留めなければならない。

第八十三条 裁判人員は、事件が次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、開廷前会議を開くことができる。

- 一 当事者及びその弁護士、訴訟代理人が、不法証拠の排除を申請した場合。
- 二 証拠資料が多く、事件の経緯が重大で複雑である場合。
- 三 社会に重大な影響を及ぼす場合。
- 四 開廷前会議を開く必要のあるその他の状況。

2 開廷前会議の開催について、事件の状況に応じて、被告人に参加するよう通知することができる。

第八十四条 開廷前会議の開催について、裁判人員は、次の各号に掲げる問題をめぐり、起訴側と弁護側の双方から状況を知り、意見を聴取することができる。

- 一 事件の管轄に異議があるかどうか。
- 二 関連者の忌避を申立てたかどうか。
- 三 公安機関、人民検察院が捜査期間、起訴審査期間において収集したにもかかわらず、事件書類とともに移送していない被告人の無罪又は軽減を証明する証拠資料の調査を申請したかどうか。
- 四 新しい証拠を提供したかどうか。
- 五 出頭した証人、鑑定人、専門知識のある者の名簿に対して異議があるかどうか。
- 六 不法証拠の排除を申請したかどうか。
- 七 非公開審理を申請したかどうか。
- 八 裁判に関わるその他の問題。

2 裁判人員は、起訴側と弁護側の双方に、証拠資料に異議があるかどうかを尋問することができる。異議のある証拠について、法廷での審理において重点的に調査しなければならない。異議がない場合、法廷での審理における立証、反対尋問を略式化することができる。

3 被害者又はその法定代理人、近親者が附帯民事訴訟を提起する場合、調解を行うことができる。

4 開廷前会議の状況について、調書を作成しなければならない。

第百八十五条 合議体は、開廷審理の前に、法廷での審理の要綱を作成することができる。要綱は、通常、次の各号に掲げる内容を含む。

- 一 合議体の成員の法廷での審理における分担。
- 二 起訴状が指摘する犯罪事実の重点と事件の性質の認定の要点。
- 三 被告人への尋問時に把握する必要のある事件の経緯の要点。
- 四 出頭する証人、鑑定人、専門知識のある者、捜査人員の名簿。
- 五 起訴側と弁護側の双方が法廷での呈示を申請した証拠の目録。
- 六 法廷での審理において出現する可能性のある問題及びその対応策。

第百八十六条 事件の裁判は公開して行わなければならない。

2 事件が国家機密又は個人のプライバシーに関わる場合、非公開審理とする。営業秘密に関わり、当事者が申請する場合、法廷は、非公開審理を決定することができる。

3 非公開審理の事件について、如何なる者も傍聴してはならない。但し、法律が別途定める場合は、この限りではない。

第百八十七条 精神上の障害を持つ者、酩酊者、人民法院の承認を経ていない未成年者及びその他の傍聴すべきでない者は、事件の審理を傍聴してはならない。

第百八十八条 人民法院は、被害者、訴訟代理人が召喚又は通知を受けた上で出頭しないにもかかわらず、開廷審理に影響しない場合、開廷審理することができる。

2 人民法院は、弁護人が通知を受けた上で出頭しないにもかかわらず、被告人がそれに同意する場合、開廷審理を行うことができる。但し、被告人が法的援助を提供しなければならない事由である場合は、この限りではない。

第百八十九条 書記官は、開廷審理の前に、次の各号に掲げる活動を順を追って行わなければならない。

- 一 裁判長の依頼を受け、公訴人、当事者、証人及びその他の訴訟参加者が出頭するかどうかを明らかにする。
- 二 法廷の規則を読み上げる。
- 三 公訴人及び訴訟参加者に入廷してもらう。
- 四 裁判長、裁判員（人民陪審員）に入廷してもらう。
- 五 裁判人員が着席した後、裁判長に開廷前の準備活動を完了し、用意が整ったことを報告する。

第二節 開廷の発表と法廷調査

第百九十条 裁判長は開廷を発表し、被告人に出頭するよう伝えた後、被告人の次の各号に掲げる状況を明らかにしなければならない。

- 一 氏名、生年月日、民族、出生地、学歴、職業、住所又は被告の事業所の名称、住所、訴訟代表者の氏名、役職。
 - 二 法律上の処分歴の有無及び処分の種類、時間。
 - 三 強制措置の前科及び受けた強制措置の種類、時間。
 - 四 起訴状の副本の受取日。附帯民事訴訟のある場合、附帯民事訴訟被告人の附帯民事起訴状の受取日。
- 2 被告人が多い場合、開廷前に前述の状況を明らかにすることができる。但し、裁判長は、開廷時にそれを説明しなければならない。

第九十一条 裁判長は、事件の出所、起訴された事件名、附帯民事訴訟の当事者の氏名及び公開審理の是非を發表する。非公開審理の場合、その理由を發表しなければならない。

第九十二条 裁判長は、合議体の構成員、書記官、公訴人の名簿及び弁護士、鑑定人、通訳人等の訴訟参加者の名簿を發表する。

第九十三条 裁判長は、法廷での審理において、次の各号に掲げる訴訟上の権利を享有することを当事者及びその法定代理人、弁護士、訴訟代理人に告知しなければならない。

- 一 合議体の構成員、書記官、公訴人、鑑定人及び通訳人の忌避を申し立てることができる。
- 二 証拠の提示、新しい証人出頭の通知、新しい証拠の調査の申請、鑑定又は検証、検査の再度実施の申請を行うことができる。
- 三 被告人は、自己弁護することができる。
- 四 被告人は、法廷の弁論の終了後、最終陳述を行うことができる。

第九十四条 裁判長は、当事者及びその法定代理人、弁護士、訴訟代理人に対し、忌避を申し立てるかどうか、何人忌避するか、忌避申立ての理由を尋ねなければならない。

2 当事者及びその法定代理人、弁護士、訴訟代理人が忌避を申し立てる場合、刑事訴訟法及び本解釈の関連規定に照らして処理する。

3 忌避申立てに対する同意又は却下の決定及び再議決定は、裁判長が宣言した上で、その理由を説明する。必要に応じて、院長が出頭して宣言することもできる。

第九十五条 裁判長は、法廷調査の開始を宣言した後、まず、公訴人が起訴状を読み上げなければならない。附帯民事訴訟がある場合、さらに、附帯民事訴訟の原告又はその法定代理人、訴訟代理人が附帯民事起訴状を読み上げる。

第九十六条 起訴状が指摘する被告人の犯罪事実が二件以上である場合、法廷調査は、通常、別々に実施しなければならない。

第九十七条 被告人、被害者は、裁判長の主宰の下で、起訴状が指摘する犯罪事実について、それぞれ陳述することができる。

第九十八条 公訴人は、裁判長の主宰の下で、起訴状が指摘する犯罪事実について、被告人に尋問することができる。

2 被害人及びその法定代理人、訴訟代理人は、裁判長の許可を得て、公訴人が尋問する犯罪事実について、追加質問することができる。附帯民事訴訟の原告及びその法定代理人、訴訟代理人は、附帯民事訴訟に関する事実について被告人に質問することができる。被告人の法定代理人、弁護士並びに附帯民事訴訟被告人及びその法定代理人、訴訟代理人は、控訴側がある問題についての尋問を完了した後、被告人に質問することができる。

第九十九条 併合審理の被告人への尋問は、分けて行わなければならない。必要に応じて、相被告人等を召喚し、出頭させて対質を行わせることができる。

第二百条 起訴側と弁護側の双方は、裁判長の許可を得て、被害人、附帯民事訴訟の原告に質問することができる。

第二百零一条 裁判人員は、被告人に尋問することができる。必要に応じて、被害人、附帯民事訴訟の当事者に質問することができる。

第二百零二条 公訴人は、証人、鑑定人に出頭・証言又は証拠の呈示を通知することを裁判長に具申することができる。被害人及びその法定代理人、訴訟代理人並びに附帯民事訴訟の原告及びその訴訟代理人もこれを申請することができる。

2 控訴側が立証した後、被告人及びその法定代理人並びに弁護士は、証人、鑑定人に出頭・証言又は証拠の呈示を通知することを裁判長に具申することができる。

第二百三条 起訴側と弁護側の双方は、証人への出頭・証言又は証拠の呈示の申請について、証拠の名称、出所及び証明しようとする事実を説明しなければならない。法廷は、必要であると判断する場合、これを許可しなければならない。相手方が異議を唱え、その証拠が事件と無関係であり、又は明らかに重複し、不必要であると判断し、法廷の審理を経て異議が成立した場合、これを許可しなくてよい。

第二百四条 人民法院に既に移送された証拠について、起訴側と弁護側の双方が呈示を必要とする場合、法廷に申請することができる。法廷は、これに同意する場合、法廷の当直警官に呈示、放送を命じなければならない。読み上げる必要がある場合、法廷の当直警官が申請者に読み上げを委ねる。

第二百五条 人民法院は、公訴人、当事者又は弁護人、訴訟代理人が証人の証言に異議があり、且つ当該証人の証言が有罪認定及び刑の量定に対して重大な影響力を有し、又は鑑定意見に異議があり、証人、鑑定人への出頭・証言の通知を法廷に申請した場合、これが必要であると判断する場合、証人、鑑定人に出頭するよう通知しなければならない。証人、鑑定人に通知できず、又は出頭を拒否する場合、速やかにその旨を申請者に告知しなければならない。

第二百六条 人民法院は、証人が次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、出頭・証言ができない場合、その不出頭を許可することができる。

- 一 法廷での審理期間において、重大な疾病を患い、又は行動が極めて不便である場合。
- 二 居所が開廷地点から遠く離れ、且つ交通が極めて不便である場合。
- 三 国外に身を置き、短期帰国ができない場合。
- 四 その他の客観的な原因により、確かに出頭ができない場合。

2 前項が定める事由がある場合、ビデオ等を通じて証言することができる。

第二百七条 人民法院は、証人が出頭・証言に要した交通、宿泊、食事等に係る費用について、補助しなければならない。

第二百八条 証人を強制的に出頭させる場合、院長が証人強制出頭令を発行しなければならない。

第二百九条 国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、暴力団体による犯罪、薬物犯罪等の事件の裁判について、証人、鑑定人、被害者が出頭・証言することにより、本人又はその近親者の人身の安全が脅かされる場合、人民法院は、その実名、住所、勤務先等の個人情報をも非公開にし、又は外貌、実声等を暴露しない等の保護措置を講じなければならない。

2 裁判期間において、証人、鑑定人、被害者が保護を申立てた場合、人民法院は直ちに審査しなければならない。確かに保護が必要であると判断する場合、速やかに保護措置を講じる決定を下さなければならない。

第二百十条 出頭・証言する証人、鑑定人、被害者に対して個人情報を公開しない保護措置を講じることを決定した場合、裁判人員は、開廷前にその身分を確認しなければならない。証人、鑑定人の事実どおりの証言に係る保証書を公開してはならない。判決書、裁定書等の法律文書の中に仮名等を使用してその個人情報に取って代わることができる。

第二百十一条 証人、鑑定人の出頭後、裁判人員は、その身分、当事者及び本事件との関係を確認した上で、証言の権利・義務と法的責任を告知しなければならない。

2 証人、鑑定人は、証言の前に、法廷に対し、事実どおりに証言を提供し、鑑定意見を説明することを保証した上で、保証書に署名しなければならない。

第二百十二条 証人、鑑定人への質問は、通知を具申した側から行わなければならない。質問が完了した後、裁判長の許可を得て、相手方も質問することができる。

第二百十三条 証人への質問は、次の各号に掲げる規則に従わなければならない。

一 質問の内容は、本事件の事実と関係がなければならない。

二 誘導の形で質問してはならない。

三 証人を威嚇してはならない。

四 証人の人格の尊厳を侵害してはならない。

2 前項の規定は、被告人、被害者、附帯民事訴訟の当事者、鑑定人、専門知識のある者の尋問、質問に適用される。

第二百十四条 起訴側と弁護側の双方の尋問、質問の方法が不当であり、又はその内容が本事件と無関係な場合、相手方は、異議を唱え、裁判長に制止を申請することができる。裁判長は、状況が判明した上でこれを支持し、又は却下しなければならない。相手方が異議を唱えない場合でも、裁判長は状況に応じて制止することができる。

第二百十五条 裁判人員は、必要であると判断するとき、証人、鑑定人、専門知識のある者に尋問することができる。

第二百十六条 証人、鑑定人、専門知識のある者への質問は、別々に行わなければならない。証人、鑑定人、専門知識のある者が起訴側と弁護側の双方による質問又は裁判人員による尋問を経た後、裁判長はそれらに退廷するよう告知しなければならない。

2 証人、鑑定人、専門知識のある者は、本事件の審理を傍聴してはならない。

第二百十七条 公訴人、当事者及びその弁護人、訴訟代理人が法廷に専門知識のある者への出頭通知を申請し、鑑定意見について意見を提示する場合、その理由を説明しなければならない。法廷は、必要であると判断する場合、専門知識のある者に出頭するよう通知しなければならない。

2 専門知識のある者への出頭の申請は、二人を超えてはならない。複数の種類の鑑定意見がある場合、人数を増やすことができる。

3 専門知識のある者の出頭は、鑑定人の出頭に係る規定を適用する。

第二百十八条 立証側が法廷で証拠を呈示した後、相手方が判別した上で意見を発表する。起訴側と弁護側の双方は、相互に詰問、弁論することができる。

第二百十九条 法廷で呈示する証拠は、人民法院に移送されていない場合、反対尋問の後、法廷に移送しなければならない。

第二百二十条 法廷は、証拠について疑問がある場合、公訴人、当事者及びその法定代理人、弁護人、訴訟代理人に証拠を補足し、又は説明を加えるよう告知することができる。必要に応じて、休廷を宣言し、証拠に対する調査・取調べを行うことができる。

2 公訴人、当事者及びその法定代理人、弁護人、訴訟代理人が補足する証拠と法廷外の調査・取調べにより取得した証拠について、法廷での反対尋問を経た上で事件認定の根拠としなければならない。但し、法廷外での意見募集を経て、起訴側と弁護側の双方が異議を唱えない場合は、この限りではない。

3 関連の状況は、訴訟記録に留めなければならない。

第二百二十一条 公訴人が開廷前に人民法院に移送されていない証拠の呈示を申請し、弁護側が異議を唱えた場合、裁判長は、公訴人に理由の説明を求めなければならない。理由が成立した上で、確かに呈示の必要がある場合、これを許可しなければならない。

2 弁護側が新しい証拠について弁護の準備が必要であることを申し出た場合、法廷は休廷を宣言した上で、弁護の準備のための期間を決定することができる。

3 弁護側による開廷前に提出されていない証拠の呈示の申請は、前二項の規定の趣旨を準用する。

第二百二十二条 法廷での審理において、当事者及びその弁護人、訴訟代理人が新しい証人の出頭通知、新しい証拠の調査、再鑑定又は再検証を申請する場合、証人の氏名、証拠の放置地点を提供し、証明しようとする事件事実及び再鑑定又は再検証を求める理由を説明しなければならない。法廷は、必要であると判断する場合、これに同意した上で、審理の延期を宣言しなければならない。同意しない場合、理由を説明した上で、審理を継続しなければならない。

2 審理を延期する事件は、刑事訴訟法第二百二条第一項の規定に適合する場合、審理期間の延長を上級の人民法院に具申し、承認を得ることができる。

3 人民法院は、再鑑定申請に同意する場合、速やかに鑑定を依頼した上で、鑑定意見を人民検察院、当事者及びその弁護士、訴訟代理人に告知しなければならない。

第二百二十三条 裁判期間において、公訴人が事件の追加捜査が必要であることを発見し、審理延期を建言する場合、合議体はこれに同意しなければならない。但し、審理延期の建言は二回を超えてはならない。

2 人民検察院が補足収集した証拠を人民法院に移送する場合、人民法院は、弁護士、訴訟代理人にそれを閲覧、抜書き、複写するよう通知しなければならない。

3 追加捜査期間の満了後、法廷の通知を経ても、人民検察院が事件を人民法院に移送せず、且つその原因を説明しない場合、人民法院は、人民検察院が訴訟を取り下げたものとして処理することを決定することができる。

第二百二十四条 人民法院は、人民検察院から調査・取調べが必要な証拠資料を調査し、又は被告人、弁護人の申請をもとに、人民検察院から捜査期間、起訴審査期間において収集した被告人の無罪又は処罰の軽減に関する証拠資料を調査する場合、証拠資料取調べ決定書を受け取ってから三日以内に引き渡すよう人民検察院に通知しなければならない。

第二百二十五条 法廷での審理において、量刑と関連のある事実、証拠について、調査を行わなければならない。

2 人民法院は、被告人に法定の量刑の情状があるかどうかを審査する以外に、事件の状況に応じて、量刑に影響する次の各号に掲げる情状を審査しなければならない。

一 事件の起因。

二 被害者の過失の有無及び過失の程度。軋轢の激化に対する責任の有無及び責任の大小。

三 被告人の近親者が被告人の逮捕に協力したかどうか。

四 被告人の普段の態度。罪を悔いる態度がみられるかどうか。

五 盗品等の返却、返還及び賠償の状況。

六 被告人が、被害者又はその近親者の理解を得たかどうか。

七 量刑に影響するその他の情状。

第二百二十六条 裁判期間において、被告人に自首、自白、功績等の量刑の情状がある可能性を発見したにもかかわらず、人民検察院が移送した事件書類にその証拠資料がない場合、人民検察院が移送するよう通知しなければならない。

2 裁判期間において、被告人が新しい功績の手掛かりを提示した場合、人民法院は、人民検察院に追加捜査を行うよう提言することができる。

第二百二十七条 被告人が罪を認める事件について、被告人が起訴状が指摘する犯罪事実と罪名を知り、自発的に罪を認め、且つ罪を認める法的影響を知っていることを確認した後、法廷調査は、主に量刑とその他の係争事項をめぐって行うことができる。

2 被告人が罪を認めない、又は弁護人が無罪弁護をする事件について、法廷調査は、罪状確定の事実を明らかにした上で、量刑に関わる事実を究明しなければならない。

第三節 法廷の弁論と最終陳述

第二百二十八条 合議体が事件事実が既に明確に調査されたと判断する場合、裁判長が法廷調査の終了を宣言し、罪状確定、量刑の事実、証拠、準拠法等の問題について法廷の弁論を開始しなければならない。

第二百二十九条 法廷の弁論は、裁判長の主宰の下で、次の各号に掲げる順序に従って行わなければならない。

一 公訴人の発言。

二 被害者及びその訴訟代理人の発言。

三 被告人の自己弁護。

四 弁護人による弁護。

五 起訴側と弁護側の双方の弁論。

第二百三十条 人民検察院は、量刑の提言を提示した上で、その理由を説明することができる。量刑の提言は、通常、一定の幅を持たなければならない。当事者及びその弁護人、訴訟代理人は、量刑に対する意見を提示した上で、その理由を説明することができる。

第二百三十一条 被告人が罪を認める事件について、法廷の弁論時に、起訴側と弁護側の双方が量刑とその他の係争事項をめぐって行われるよう導くことができる。

2 被告人が罪を認めない、又は弁護人が無罪弁護をする事件について、法廷の弁論時、起訴側と弁護側の双方が先に罪状確定の問題を弁論した後で、量刑の問題を弁論するよう導くことができる。

第二百三十二条 附帯民事訴訟に関する弁論は、刑事訴訟に関する弁論が終了した後に行い、先に附帯民事訴訟の原告及びその訴訟代理人が発言した後で、附帯民事訴訟被告人及びその訴訟代理人が答弁しなければならない。

第二百三十三条 法廷の弁論において、裁判長は、起訴側と弁護側の双方の意見を十分に聴取し、起訴側と弁護側の双方による事件と無関係、重複又は相手方を名指しで非難する発言は注意し、制止しなければならない。

第二百三十四条 法廷の弁論において、合議体が罪状確定、量刑に関する新しい事実を発見し、調査が必要な場合、裁判長は、弁論の一時停止を宣言し、法廷調査に戻り、新しい事実を調査した後、法廷の弁論を継続することができる。

第二百三十五条 裁判長が法廷の弁論の終結を宣言した後、合議体は、被告人が最終陳述を十分に行使する権利を保証しなければならない。被告人が最終陳述において、自己の意見を幾度も重複する場合、裁判長はこれを制止すること

ができる。陳述内容が法廷、公訴人を蔑視し、他人及び公共の利益を侵害し、又は本事件と無関係である場合、これを制止しなければならない。

2 公開審理の事件において、被告人の最終陳述の内容が国家機密、個人のプライバシー又は営業秘密に関わる場合、これを制止しなければならない。

第二百三十六条 被告人が最終陳述において新しい事実、証拠を提示し、合議体が正しい裁判に影響を及ぼす可能性があるとは判断する場合、法廷調査に戻らなければならない。被告人が新しい弁解理由を提示し、合議体が正しい裁判に影響を及ぼす可能性があるとは判断する場合、法廷の弁論に戻らなければならない。

第四節 事件の評議と判決の宣告

第二百三十七条 被告人の最終陳述の後、裁判長は休廷を宣言し、合議体が評議を行わなければならない。

第二百三十八条 開廷審理の全部の活動は、書記官が調書を作成しなければならない。調書は、裁判長が熟読した後、裁判長と書記官がそれぞれ署名する。

第二百三十九条 法廷調書は、法廷での審理の後、当事者、法定代理人、弁護人、訴訟代理人に渡して閲読させ、又はこれらの者に読み上げなければならない。

2 法廷調書における出頭した証人、鑑定人、専門知識のある者の証言、意見は、法廷での審理の後、関連者に渡して閲読させ、又はこれらの者に読み上げなければならない。

3 前二項に挙げられた者は、記録に漏れ又は誤りがあるとは判断した場合、補足又は是正を申し出ることができる。誤りがないことを確認した後、署名しなければならない。署名を拒否する場合、訴訟記録に留めなければならない。法廷での審理における陳述の変更を求める場合、これを許可しない。

第二百四十条 合議体による事件の評議は、既に究明された事実、証拠及び関連法律の規定をもとに、起訴側と弁護側の双方の意見を十分に考慮した上で、

被告人の有罪の是非、構成する犯罪、嚴重な処罰、軽い処罰、処罰の軽減又は免除の情状の有無、刑罰を科さなければならないかどうか、どの刑罰を科さなければならないか、附帯民事訴訟を如何に解決するか、封印、差押え、凍結がなされた財物及びその果実を如何に処理するか等を決定した上で、法律により判決し、裁定しなければならない。

第二百四十一条 第一審公訴事件について、人民法院が審理した後、次の各号に掲げる事由に従ってそれぞれ判決・裁定を下さなければならない。

一 起訴状が指摘する事実が明確で、証拠が確實且つ十分で、法律により指摘する被告人の罪名の成立を認定する場合、有罪判決を下さなければならない。

二 起訴状が指摘する事実が明確で、証拠が確實且つ十分であるが、指摘する罪名と審理で認定された罪名が一致しない場合、審理で認定された罪名に従って有罪判決を下さなければならない。

三 事件事実が明確で、証拠が確實且つ十分で、法律により被告人が無罪と認定される場合、被告人の無罪の判決を宣告しなければならない。

四 証拠が不足し、被告人の有罪を認定できない場合、証拠不足で、指摘する犯罪が成立しないという事由をもって、被告人の無罪の判決を宣告しなければならない。

五 事件の一部の事実が明確で、証拠が確實且つ十分である場合、有罪又は無罪の判決を下さなければならない。事実が不明確で、証拠が不足する部分については、認定しない。

六 被告人が満十六歳に満たないため、刑事処罰をしない場合、被告人が刑事責任を負わない判決を宣告しなければならない。

七 被告人が精神上的の障害を持つ者であり、自己の行為を判別できず、又は制御できないときに危害をもたらしたため、刑事処罰を科さない場合、被告人が刑事責任を負わない判決を宣告しなければならない。

八 犯罪が既に訴追時効期間を過ぎ、且つ訴追の必要がなく、又は特赦を経て刑罰を免除された場合、審理の終了を決定しなければならない。

九 被告人が死亡した場合、審理の終了を決定しなければならない。既に究明された事件事実と認定された証拠をもとに無罪が確認できる場合、被告人の無罪の判決を宣告しなければならない。

2 前項第二号が定める事由がある場合、人民法院は、判決の前に起訴側と弁護側の双方の意見を聴取し、被告人、弁護人が弁護の権利を十分に行使できるようにしなければならない。必要に応じて、再度開廷し、起訴側と弁護側の双方が被告人の行為がどの罪を構成するかをめぐって弁論を行うことができる。

第二百四十二条 判決宣告の前に、人民検察院が起訴の取下げを求める場合、人民法院は、起訴取下げの理由を審査し、許可するかどうかの裁定を下さなければならない。

第二百四十三条 裁判期間において、人民法院が新しい事実を発見し、罪状確認に影響を与える可能性がある場合、人民検察院に補足又は起訴の変更を提言することができる。人民検察院が同意せず、又は七日以内に意見を回答しない場合、人民法院は、起訴状が指摘する犯罪事実について、本解釈第二百四十一条の規定に照らして判決・裁定を下さなければならない。

第二百四十四条 本解釈第八十一条第一項第四号の規定に照らして受理する事件について、人民法院は、被告人が以前、人民検察院に公訴を提起されたが、証拠不足により指摘された犯罪が成立できず、人民法院に無罪の判決を宣告された旨を判決文に明記しなければならない。先の事件について、刑事訴訟法第九十五条第三号の規定に照らして下された判決は撤回しない。

第二百四十五条 合議体の成員は、評議調書に署名し、判決書、裁定書等の法律文書に署名しなければならない。

第二百四十六条 裁判文書は、裁判の拠所を明記し、裁判の理由を詳説し、起訴側と弁護側の双方の意見を反映した上で、受け入れる、又は受け入れない理由を説明しなければならない。

第二百四十七条 法廷で判決を宣告する場合、五日以内に判決書を送達しなければならない。期日を定めて判決を宣告する場合、判決宣告の前に、予定期日に先立って判決宣告の時間と地点を公告し、当事者を召喚した上で、公訴人、法定代理人、弁護人及び訴訟代理人に通知しなければならない。判決宣告の後、直ちに判決書を送達しなければならない。

2 判決書は、人民検察院、当事者、法定代理人、弁護人、訴訟代理人に送達しなければならない。また、被告人の近親者に送達することができる。判決発効後、被告人の勤務先若しくは原戸籍所在地の公安派出所、又は被告の事業所の登録・登記機関にも送達しなければならない。

第二百四十八条 判決宣告は、一律公開で行う。公訴人、弁護人、訴訟代理人、被害者、自訴人又は附帯民事訴訟の原告が出頭しない場合であっても、判決宣告の進行に影響を及ぼさない。

2 判決結果が宣告されるとき、法廷内の全員は起立しなければならない。

第五節 法廷の規律とその他の規定

第二百四十九条 法廷での審理において、訴訟参加者、傍聴人員は、次の各号に掲げる規律を遵守しなければならない。

- 一 法廷の指揮に従い、法廷でのマナーを遵守する。
- 二 拍手し、騒ぎ、喚き、任意に動き回ってはならない。
- 三 法廷での審理活動に対し、録音、録画、撮影又はメール發送、ブログ、マイクロブログ等の形で審理の状況を伝播してはならない。但し、人民法院の許可を得た新聞記者による場合は、この限りではない。
- 四 傍聴人員は発言、質問してはならない。
- 五 法廷の秩序を乱すその他の行為をしてはならない。

第二百五十条 法廷での審理において、訴訟参加者又は傍聴人員が法廷の秩序を乱す場合、裁判長は、次の各号に掲げる事由に応じてそれぞれ個別に処理しなければならない。

一 情状が軽い場合、制止・警告した上で、訓戒処分を下さなければならない。

二 制止を聞かない場合、法廷の警官に法廷から強制的に連れ出すよう命じることができる。

三 情状が重い場合、院長に報告し、その許可を得た後、行為者に対して、千元以下の罰金を科し、又は十五日以内の勾留を科すことができる。

四 許可を得ずに、録音、録画、撮影又はメール、ブログ、マイクロブログ等の形で法廷での審理の状況を伝播する場合、記録媒体又は関連機器を一時差し押さえることができる。

2 訴訟参加者、傍聴人員は、罰金、勾留の決定に不服がある場合、直近上級の人民法院に直接再議を請求することができる。また、罰金、勾留を決定した人民法院を通じて直近上級の人民法院に再議を請求することができる。罰金の徴収、勾留を決定した人民法院を通じて再議を請求する場合、当該人民法院は、再議請求を受け取った日から三日以内に、再議請求、罰金又は勾留に係る決定書とその事実、証拠資料を合わせて直近上級の人民法院に報告し、再議しなければならない。再議期間中、決定の執行は停止しない。

第二百五十一条 弁護士、訴訟代理人を担当する弁護士が法廷の秩序を著しく乱し、法廷から強制的に連れ出され、又は罰金を科され、若しくは勾留を科された場合、人民法院は、司法・行政機関にこれを通報した上で、法律により必要な処罰を与えるよう提言することができる。

第二百五十二条 集団で喚き、法廷を攻撃し、又は司法担当職員若しくは訴訟参加者に侮辱、誹謗、威嚇、殴打を加え、法廷の秩序を著しく乱し、犯罪を構成する場合、法律により刑事責任を追究しなければならない。

第二百五十三条 弁護人が、法廷の秩序を著しく乱し、法廷から強制的に連れ出され、又は罰金を科され、若しくは勾留を科され、被告人が自己弁護する場合、法廷での審理を継続する。被告人が弁護人に別途依頼し、又は被告人が法的援助が提供されるべき事由である場合、休廷を宣言しなければならない。

第二百五十四条 被告人が法廷で弁護人による弁護を拒否し、弁護人の別途依頼又は弁護士の派遣を求める場合、合議体はこれを許可しなければならない。被告人が弁護人による弁護を拒否した後、弁護人がいなくなった場合、休廷を宣言しなければならない。まだ弁護人がいる場合、法廷での審理を継続することができる。

2 複数名の被告人がいる事件は、一部の被告人が弁護人による弁護を拒否した後、弁護人がいなくなった場合、事件の状況に応じて、当該被告人について別途立件して処理し、その他の被告人についての法廷での審理を継続することができる。

3 再度開廷した後、被告人が法廷で弁護人による弁護を再び拒否する場合、これを許可することができる。但し、被告人は、再度弁護人に別途依頼し、又は弁護士の派遣を求めてはならず、当該被告人が自己弁護する。

4 被告人が法的援助が提供されるべき事由に属し、再度開廷した後、弁護人による弁護を再び拒否する場合、これを許可しない。

第二百五十五条 法廷での審理において、弁護人が被告人のために弁護することを拒否する場合、これを許可しなければならない。法廷での審理を継続するかどうかは、前条の規定の趣旨を準用する。

第二百五十六条 前二条の規定に照らして弁護人に別途依頼し、又は弁護士を派遣する場合、事件の休廷を宣言された日から十五日目まで、弁護人が弁護する準備をする。但し、被告人及びその弁護人が時間の短縮を志願する場合は、この限りではない。

第二百五十七条 複数名の被告人がいる事件は、一部の被告人に刑事訴訟法第二百条第一項が定める事由がある場合、人民法院は、事件全体の審理を中止することができる。事件の状況に応じて、当該一部の被告人の審理を中止し、その他の被告人の審理を継続することができる。

2 審理を中止する一部の被告人について、事件の状況に応じて別途立件して処理することができる。

第二百五十八条 人民検察院は、人民法院による事件審理が法的手続に違反すると判断し、法廷での審理後に書面で是正意見を提示する。人民法院は、これを正しいと判断する場合、受け入れなければならない。

第十章 自訴事件の第一審手続

第二百五十九条 人民法院による自訴事件の受理は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 刑事訴訟法第二百四条、本解釈第一条の規定を満たす。
- 二 本法院の管轄に属する。
- 三 被害者が告訴した。
- 四 明確な被告人、具体的な訴訟申立てと被告人の犯罪事実の証拠がある。

第二百六十条 本解釈第一条が定める事件は、被害者が死亡し、行為能力を喪失し、若しくは強制、威嚇等により告訴ができず、又は行為能力が制限された者、及び高齢、罹病、視覚障害、聴覚障害、言語機能障害等のため自ら告訴できない者であり、その法定代理人、近親者が告訴し、又は代理で告訴する場合、人民法院はこれを法律により受理しなければならない。

2 被害者の法定代理人、近親者が告訴し、又は代理で告訴する場合、被害者との関係の証明と被害者が自ら告訴できない原因の証明を提供しなければならない。

第二百六十一条 自訴の提起は、自訴状を提出しなければならない。同時に附帯民事訴訟を提起する場合、附帯民事訴訟状を提出しなければならない。

第二百六十二条 自訴状は、次の各号に掲げる内容を含む。

- 一 自訴人（代理告訴人）、被告人の氏名、性別、年齢、民族、出生地、学歴、職業、勤務先、住所、連絡先。
 - 二 被告人が犯罪を実施した時間、地点、手段、情状及び危害の影響等。
 - 三 具体的な訴訟申立て。
 - 四 送達先の人民法院と起訴時間。
 - 五 証拠の名称、出所等。
 - 六 証人の氏名、住所、連絡先等。
- 2 二名以上の被告人を告訴する場合、被告人の人数分の自訴状の副本を提供しなければならない。

第二百六十三条 自訴事件について、人民法院は、十五日以内に審査を完了しなければならない。審査の結果、受理の条件を満たす場合、立件を決定した上で、書面で自訴人又は代理告訴人にその旨を通知しなければならない。

2 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、自訴人に起訴を取り下げるよう説得しなければならない。自訴人が起訴を取り下げない場合、不受理の裁定を下さなければならない。

- 一 本解釈第一条が定める事件に属さない場合。
- 二 罪証が欠けている場合。
- 三 犯罪が既に訴追時効期間を過ぎた場合。
- 四 被告人が死亡した場合。
- 五 被告人が行方不明である場合。
- 六 証拠不足により訴訟を取り下げる場合を除き、自訴人が訴訟を取り下げた後、同一の事実について再度告訴した場合。
- 七 人民法院が調解を経て事件を解決させた後、自訴人が前言を撤回し、同一の事実について再度告訴した場合。

第二百六十四条 既に立件済みで、審査を経て、罪証が欠けると認定された自訴事件について、自訴人が証拠を補足できない場合、人民法院は、当該申立人の起訴を取り下げるよう説得し、又は起訴却下の裁定を下さなければならない。自訴人が起訴を取り下げ、又は起訴が却下された後、被告人の有罪を証明するに足りる新しい証拠を再び提出し、再び自訴を申し立てる場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第二百六十五条 自訴人は、起訴の不受理又は却下の裁定に不服がある場合、抗告を提起することができる。

2 第二審人民法院は、第一審人民法院が下した不受理の裁定に誤りがあることを究明した場合、原裁定を撤回すると同時に、第一審人民法院に立件し、受理するよう命じなければならない。第一審人民法院が下した起訴却下の裁定に誤りがあることを究明した場合、原裁定を撤回すると同時に、第一審人民法院に審理を行うよう命じなければならない。

第二百六十六条 自訴人がその他の共同侵害者がいることを知りながら、一部の侵害者に対してのみ自訴を提起した場合、人民法院はこれを受理した上で、告訴の放棄による法的影響を告知しなければならない。自訴人が告訴を放棄し、判決宣告後にその他の共同侵害者に対し、同一の事実について自訴を提起する場合、人民法院はこれを受理しない。

2 共同被害者の一部の者のみが告訴した場合、人民法院は、その他の被害者に訴訟に参加するよう通知した上で、訴訟への不参加による法的影響を告知しなければならない。被通知者が通知を受け取った後、訴訟への不参加又は不出頭の意味を表示した場合、告訴を放棄したとみなす。第一審判決を宣告した後、被通知者が同一の事実について再度自訴を提起した場合、人民法院はこれを受理しない。但し、当事者が民事訴訟を別途提起する場合、本解釈の制限を受けない。

第二百六十七条 被告人が二件以上の犯罪行為を実施し、それぞれ公訴事件、自訴事件に属する場合、人民法院はこれらを併合して審理することができる。自訴事件の審理について、本章の規定を適用する。

第二百六十八条 自訴事件の当事者は、客観的な原因により取得できない証拠について、人民法院に調査を申請する場合、その理由を説明した上で、その手掛かり又は関連資料を提供しなければならない。人民法院は、必要であると判断する場合、これを速やかに調査しなければならない。

第二百六十九条 犯罪事実が明確で、十分な証拠のある自訴事件について、開廷審理を行わなければならない。

第二百七十条 自訴事件について、簡易手続の適用条件を満たす場合、簡易手続を適用して審理することができる。

2 簡易手続を適用せずに審理する自訴事件については、公訴事件の第一審の通常手続の関連規定の趣旨を準用する。

第二百七十一条 人民法院による自訴事件の審理について、事実を究明し、是非をはっきりさせた上で、自由意思、適法の原則に則り調解を行うことができる。調解により和解協定に達した場合、刑事和解調書を作成し、裁判人員と書記官が署名し、人民法院が印章を押捺しなければならない。和解調書は、当事者双方が署名し、受領した後、法的効力を有する。調解により和解協定に達せず、又は和解調書に署名し、受領する前に当事者が前言を撤回した場合、速やかに判決を下さなければならない。

2 刑事訴訟法第二百四条第三号が定める事件は調解を適用しない。

第二百七十二條 判決宣告の前に、自訴事件の当事者は自ら和解することができる。自訴人は、訴訟を取り下げることができる。

2 人民法院は、審査を経て、和解、自訴の取下げが確かに自ら志願したものと判断した場合、許可する裁定を下さなければならない。強迫、威嚇等を受けたもので、自ら志願したものでないと判断する場合、これを許可しない。

第二百七十三条 訴訟の取下げ又は当事者の自発的な和解を許可する裁定を下した自訴事件について、被告人が強制措置を受けている場合、人民法院は直ちにこれを解除しなければならない。

第二百七十四条 自訴人が二回の召喚を受けたにもかかわらず、正当な理由なしに出頭を拒否し、又は法廷の許可を得ずに途中で退廷した場合、人民法院は、訴訟を取り下げる裁定を下して処理しなければならない。

2 一部の自訴人が訴訟を取り下げ、又は訴訟を取り下げる処理を受けた場合、事件の審理の継続に影響しない。

第二百七十五条 被告人が自訴事件の裁判期間において行方不明である場合、人民法院は審理中止の裁定を下さなければならない。被告人が出頭した後、審理に戻さなければならない。必要に応じて、被告人に対して法律により強制措置を講じなければならない。

第二百七十六条 自訴事件について、刑事訴訟法第九十五条と本解釈第二百四十一条の関連規定を参照して判決を下さなければならない。法律により無罪を宣告した事件について、その附帯民事訴訟に関しては、調解を行い、又は併合して判決しなければならない。

第二百七十七条 告訴があつて初めて処理され、被害者が証左を有する軽微な刑事事件の被告人又はその法定代理人は、訴訟において、自訴人に反訴を提起することができる。反訴は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 反訴の対象は、本事件の自訴人でなければならない。
- 二 反訴の内容は、本事件と関わる行為でなければならない。
- 三 反訴の事件は、本解釈第一条第一号、第二号の規定を満たさなければならない。

2 反訴事件は、自訴事件の規定を適用し、自訴事件と併合して審理しなければならない。自訴人は、訴訟を取り下げる場合、反訴事件の審理の継続に影響しない。

第十一章 組織犯罪事件の審理

第二百七十八条 人民法院による組織犯罪事件の受理は、本解釈第一百八十条の関連規定に照らして審査する以外に、起訴状に被告の事業所の名称、住所、連絡先、法定代表人、主要責任者及び被告の事業所の代表として出頭する訴訟代表者の氏名、役職、連絡先を明記されているかどうかを審査しなければならない。人民検察院による資料補足が必要な場合、人民検察院に三日以内に送付するよう通知しなければならない。

第二百七十九条 被告の事業所の訴訟代表者は、法定代表人又は主要責任者でなければならない。法定代表人又は主要責任者が組織犯罪に直接責任を有する主管者と指摘され、又は客観的な原因により出頭できない場合、被告の事業所がその他の責任者又は職員を訴訟代表者として依頼しなければならない。但し、関連者が組織犯罪のその他の直接責任者と指摘され、又は事件の状況を知り、証言義務を負う場合は、この限りではない。

第二百八十条 組織犯罪事件の開廷審理について、被告の事業所の訴訟代表者に出頭するよう通知しなければならない。訴訟代表者が訴訟に参加していない場合、人民検察院にその決定を求めなければならない。

2 被告の事業所の訴訟代表者が出頭しない場合、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ個別に処理しなければならない。

一 訴訟代表者が被告の事業所の法定代表人又は主要責任者であり、正当な理由なしに出頭を拒否する場合、当該訴訟代表者を勾引し、出頭させることができる。客観的な原因により出頭できず、又は行方不明である場合、訴訟代表者を別途決定するよう人民検察院に求めなければならない。

二 訴訟代表者が被告の事業所のその他の人員である場合、訴訟代表者を別途決定し、出頭させるよう人民検察院に求めなければならない。

第二百八十一条 被告の事業所の訴訟代表者は、刑事訴訟法が定める被告人の訴訟上の権利を享有する。開廷時、訴訟代表者の席は、裁判台の前の左側に位置し、弁護人席と並列とする。

第二百八十二条 被告の事業所による弁護人への依頼は、本解釈の関連規定の趣旨を準用する。

第二百八十三条 組織犯罪と認定すべき事件について、人民検察院が自然人として犯罪を起訴する場合、人民法院は、犯罪組織に対する追起訴を提言しなければならない。人民検察院が依然として自然人による犯罪として起訴する場合、人民法院は法律によりこれを審理し、組織犯罪において直接責任を負う主管者又はその他の責任者に対して刑事責任を追及した上で、組織犯罪において直接責任を負う主管者とその他の直接責任者の刑事責任に関する刑法分則の条項を引用しなければならない。

第二百八十四条 被告の事業所の不法な所得及びその果実の追徴又は封印、差押え、凍結が法律によりなされない場合、人民法院は、追徴又は封印、差押え、凍結を決定しなければならない。

第二百八十五条 判決の執行を保証するため、人民法院は先行して被告の事業所の財産の封印、差押え、凍結を行い、又は被告の事業所が担保を提示することができる。

第二百八十六条 裁判期間において、被告の事業所が営業許可証の廃止、抹消、取消を受け、又は破産を宣告した場合でも、組織犯罪に直接責任を負う主管者とその他の責任者に対する審理を継続しなければならない。

第二百八十七条 裁判期間において、被告の事業所が合併し、又は分割した場合、元の勤務先を被告の事業所とした上で、合併、分割の状況を明記しなければならない。被告の事業所に対して科す罰金は、当該被告の新しい勤務先における財産及び収益を限度とする。

第二百八十八条 組織犯罪事件の審理について、本章に規定がない場合、本解釈の関連規定の趣旨を準用する。

第十二章 簡易手続

第二百八十九条 基層人民法院が公訴事件を受理した後、審査を経て、事件事実が明確且つ証拠が十分であり、起訴状の副本を被告人に送達する場合、指摘されている犯罪事実に対する被告人の意見を尋ね、簡易手続の適用に関する法規を告知しなければならない。被告人が指摘する犯罪事実に異議を唱えない上、且つ簡易手続の適用に同意する場合、簡易手続の適用を決定した上で、開廷前に人民検察院と弁護人にその旨を通知することができる。

2 人民検察院が簡易手続を適用して審理するよう提言する事件について、前項の規定に照らして処理する。簡易手続の適用条件を満たさない場合、人民検察院にその旨を通知しなければならない。

第二百九十条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、簡易手続を適用しない。

- 一 被告人が視覚障害者、聴覚障害者又は言語機能障害者である場合。
- 二 被告人が自己の行為を判別し、又は制御する能力を完全に喪失していない精神上的の障害を持つ者である場合。
- 三 社会に重大な影響を及ぼす場合。
- 四 共犯事件において、一部の被告人が罪を認めず、又は簡易手続の適用に対して異議がある場合。
- 五 弁護人が無罪弁護をする場合。
- 六 被告人が罪を認めるが、審査を経て、犯罪を構成しない可能性があるとして判断された場合。
- 七 簡易手続を適用すべきでないその他の事由。

第二百九十一条 簡易手続を適用して審理する事件について、刑事訴訟法第三十四条第一項の規定を満たす場合、人民法院は、被告人及びその近親者に法的援助を申請できることを告知しなければならない。

第二百九十二条 簡易手続を適用して審理する事件について、人民法院は開廷の三日前に、開廷の時間、地点を人民検察院、自訴人、被告人、弁護人に通知しなければならない。また、その他の訴訟参加者に通知することができる。

2 通知は簡便な方法を使用することができる。但し、訴訟記録に留めなければならない。

第二百九十三条 簡易手続を適用して審理する事件について、被告人に弁護人がいる場合は、当該弁護人に出頭するよう通知しなければならない。

第二百九十四条 簡易手続を適用して審理する事件について、裁判長又は単独裁判人員は、指摘された犯罪事実に対する意見を法廷において被告人に尋ね、簡易手続を適用した審理に係る法規を被告人に告知し、被告人が簡易手続の適用に同意するかどうかを確認しなければならない。

第二百九十五条 簡易手続を適用して審理する事件について、次の各号に掲げる形で、法廷での審理を略式化することができる。

一 公訴人は、起訴状を要約して読み上げることができる。

二 公訴人、弁護人、裁判人員は、被告人の尋問、質問について、略式化し、又は省略することができる。

三 起訴側と弁護側の双方が異議を唱えない証拠について、証拠の名称及び証明する事項のみについて説明することができる。起訴側と弁護側の双方が異議を唱え、又は調査・取調べが必要であると法廷が判断する証拠について、呈示した上で、反対尋問を行わなければならない。

四 起訴側と弁護側の双方が有罪認定及び刑の量定に関わる事実、証拠に異議がない場合、法廷での審理は、罪名の確定と量刑の問題をめぐって行うことができる。

2 簡易手続を適用して審理する事件について、判決宣告の前に被告人の最終陳述を聴取しなければならない。

第二百九十六条 簡易手続を適用し、単独で裁判する過程において、被告人に処せられる可能性がある有期懲役が三年を超えることを発見した場合、合議体による審理に移行しなければならない。

第二百九十七条 簡易手続を適用して審理する事件について、通常、法廷で判決を宣告しなければならない。

第二百九十八条 簡易手続を適用して審理する事件について、法廷での審理において、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、通常手続による審理に移行しなければならない。

- 一 被告人の行為が犯罪を構成しない可能性がある場合。
- 二 被告人が刑事責任を負わない可能性がある場合。
- 三 被告人が法廷で起訴状が指摘する犯罪事実を否認した場合。
- 四 事件事実が不明確で、証拠が不足している場合。
- 五 簡易手続を適用してはならず、又はすべきでないその他の事由。

2 通常手続による審理に移行する事件について、審理期間は、通常手続への移行が決定した日から起算しなければならない。

第十三章 第二審手続

第二百九十九条 地方の各級の人民法院は、第一審の判決・裁定を宣告するとき、被告人、自訴人及びその法定代理人に、判決・裁定に不服がある場合、法定期間中に書面又は口頭で本法院を通じ、又は直近上級の人民法院に直接抗告を提起する権利を有することを告知しなければならない。また、被告人の弁護人、近親者は、被告人の同意を得た上で、抗告を提起することができる。附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人は、判決・裁定の中の附帯民事訴訟の部分に対して抗告を提起することができる。

2 被告人、自訴人、附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人が抗告を提起するかどうかは、その抗告期間が満了する前の最後の一回の意思表示に準ずる。

第三百条 人民法院が受理する抗告事件について、通常、抗告状の原本及び副本がなければならない。

2 抗告状の内容として、第一審の判決書、裁定書の文書番号と抗告人の受取時間、第一審人民法院の名称、抗告の申立て内容とその理由、抗告を提起した時間を含めなければならない。被告人の弁護士、近親者が被告人の同意を得た上で抗告する場合、さらに被告人との関係を明記した上で、被告人を抗告人としなければならない。

第三百一条 抗告・抗訴は、法定期間中に提起しなければならない。判決の不服による抗告・抗訴の期間は十日とする。裁定の不服による抗告・抗訴の期間は五日とする。抗告・抗訴の期間は、判決書・裁定書を受け取った翌日から起算する。

2 附帯民事訴訟の判決・裁定に係る抗告・抗訴期間について、刑事訴訟の部分の抗告・抗訴期間に照らして確定しなければならない。また、附帯民事訴訟の部分の裁判を別途行う場合、抗告期間も、刑事訴訟法が定める期間に照らして確定しなければならない。

第三百二条 抗告人が第一審人民法院を通じて抗告を提起する場合、第一審人民法院はこれを審査しなければならない。抗告が法規に適合する場合、抗告期間の満了後三日以内に抗告状を事件書類、証拠とともに直近上級の人民法院に移送した上で、抗告状の副本を同級の人民検察院と相手方の当事者に送付しなければならない。

第三百三条 抗告人が第二審人民法院に直接抗告を提起する場合、第二審人民法院は、抗告状の受領後三日以内に、抗告状を第一審人民法院に提出しなければならない。第一審人民法院は、抗告が法規に適合するかどうかを審査しなければならない。法規に適合する場合、抗告状の受領後三日以内に抗告状を事件

書類、証拠とともに直近上級の人民法院に移送した上で、抗告状の副本を同級の人民検察院と相手方の当事者に送付しなければならない。

第三百四条 抗告人が抗告期間中に抗告の取下げを求める場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

第三百五条 抗告人が抗告期間満了後に抗告の取下げを求める場合、第二審人民法院はこれを審査しなければならない。審査を経て、原判決が認定する事実と準拠法が正しく、量刑が妥当であると判断する場合、抗告の取下げを許可する裁定を下さなければならない。原判決の事実が不明確で、証拠が不足し、又は無罪に対する有罪判決、軽罪に対する重い判決等と判断する場合、これを許可せず、抗告事件として審理を継続しなければならない。

2 死刑判決とその即時執行の判決が下された被告人が抗告を提起し、第二審開廷後の裁判宣告前に抗告の取下げを申請する場合、これを許可せず、抗告事件として審理を継続しなければならない。

第三百六条 地方の各級の人民検察院が同級の人民法院の第一審判決・裁定に対して抗訴を申し立てる場合、第一審人民法院を通じて抗訴状を提出しなければならない。第一審人民法院は、抗訴期間の満了後三日以内に抗訴状を事件書類、証拠とともに直近上級の人民法院に移送した上で、抗訴状の副本を当事者に送付しなければならない。

第三百七条 人民検察院が抗訴期間中に抗訴を取下げた場合、第一審人民法院は、直近上級の人民法院に事件を移送しない。抗訴期間の満了後、第二審人民法院による裁判宣告の前に抗訴を取下げた場合、第二審人民法院は、許可する裁定を下すとともに、その旨を第一審人民法院と当事者に通知することができる。

第三百八条 抗告・抗訴期間の満了前に抗告・抗訴を取下げた場合、第一審判決・裁定は、抗告・抗訴期間の満了日から発効する。抗告・抗訴期間の満了後に抗告・抗訴の取下げを求め、第二審人民法院が許可する裁定を下した場合、

第一審判決・裁定は、第二審の裁定書が抗告人又は抗訴機関に送達した日から発効しなければならない。

第三百九条 第二審人民法院が第一審人民法院に移送する抗告・抗訴事件書類、証拠について、次の各号に掲げる内容を含むかどうかを審査しなければならない。

- 一 抗告・抗訴事件移送書。
- 二 抗告状又は抗訴状。
- 三 第一審の判決書・裁定書八部（被告人が一人増える毎に一部追加）及びその電子文書。
- 四 全部の事件書類、証拠。審理報告書とその他の移送しなければならない資料を含む。

2 前項に挙げられた資料に不備がない場合、第二審人民法院は、事件書類を受領しなければならない。資料に不備がある場合、第一審人民法院に足りない資料を速やかに送るよう通知しなければならない。

第三百十条 第二審人民法院は、抗告・抗訴事件の審査に当たり、抗告・抗訴の範囲に制限されることなく、第一審判決・裁定が認定した事実と準拠法について全面的に審査しなければならない。

第三百十一条 共犯事件について、一部の被告人のみが抗告を提起し、又は自訴人が一部の被告人の判決に対してのみ抗告を提起し、若しくは人民検察院が一部の被告人の判決に対してのみ抗訴を提起する場合、第二審人民法院は、事件全体を審査し、併合して処理しなければならない。

第三百十二条 共犯事件について、抗告の被告人が死亡し、その他の被告人が抗告しない場合であっても、第二審人民法院は、事件全体を審査しなければならない。審査の結果、死亡した被告人が犯罪を構成しない場合、無罪を宣告しなければならない。犯罪を構成する場合、審理を終了しなければならない。その他の相被告人に対しても、判決・裁定を下さなければならない。

第三百十三条 附帯民事訴訟事件について、附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人のみが抗告する場合、第二審人民法院は、事件全体を審査しなければならない。審査の結果、第一審判決の刑事訴訟の部分が不当でない場合、第二審人民法院は、附帯民事訴訟の部分のみを処理すればよい。第一審判決の附帯民事訴訟の部分の事実が明確で、準拠法が正しい場合、附帯民事訴訟の裁定をもって原判決を維持し、抗告を却下しなければならない。

第三百十四条 附帯民事訴訟事件について、附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人のみが抗告する場合、第一審の刑事訴訟の部分の判決は、抗告期間の満了後、法的効力が発生する。

2 監獄送りの執行がなされるべき第一審刑事被告人が第二審の附帯民事訴訟の被告人である場合、第二審の附帯民事訴訟事件の審理が終了する前に、監獄送りの執行を猶予することができる。

第三百十五条 抗告・抗訴事件について、次の各号に掲げる内容の審査を重視しなければならない。

- 一 第一審判決が認定する事実が明確であるかどうか、証拠が確実で、十分であるかどうか。
- 二 第一審判決の準拠法が正しいかどうか、量刑が妥当かどうか。
- 三 捜査、起訴審査、第一審手続において、法定の訴訟手続に違反する事由があるかどうか。
- 四 抗告・抗訴において新しい事実、証拠が提示されたかどうか。
- 五 被告人の供述と弁解の状況。
- 六 弁護人の弁護意見及びその受入れの状況。
- 七 附帯民事訴訟の部分の判決・裁定が適法で、適切かどうか。
- 八 第一審人民法院の合議体、裁判委員会が討議した意見。

第三百十六条 第二審期間において、被告人は、自己弁護を除いて、第一審の弁護人に継続して依頼し、又は弁護のための弁護人に別途依頼することができる。

2 共犯事件について、一部の被告人のみが抗告を提起し、又は自訴人が一部の被告人の判決に対してのみ抗告を提起し、若しくは人民検察院が一部の被告人の判決に対してのみ抗訴を提起する場合、その他の相被告人も弁護のために弁護人を依頼することができる。

第三百十七条 次の各号に掲げる事件について、刑事訴訟法第二百二十三条第一項の規定により、開廷審理を行わなければならない。

- 一 被告人、自訴人及びその法定代理人が第一審で認定された事実、証拠に異議を唱え、有罪認定及び刑の量定に影響を及ぼす可能性のある抗告事件。
- 二 被告人に死刑判決とその即時執行の判決が下された抗告事件。
- 三 人民検察院が抗訴した事件。
- 四 開廷審理を行うべきその他の事件。

2 死刑判決とその即時執行の判決が下された被告人が抗告せず、同一事件のその他の被告人が抗告する事件について、第二審人民法院は開廷審理を行わなければならない。

3 被告人が執行猶予付き死刑判決が下された抗告事件について、第一項第一号が定める事由に属さないが、開廷審理できる条件が整っている場合、開廷審理を行わなければならない。

第三百十八条 抗告・抗訴事件について、第二審人民法院は、審査を経て、原判決の事実が不明確で、証拠が不足し、又は刑事訴訟法第二百二十七条が定める法定の訴訟手続に違反する事由があり、差し戻しが必要であると判断する場合、開廷審理を行わなくてよい。

第三百十九条 第二審期間において、人民検察院又は被告人及びその弁護人が新しい証拠を提出した場合、人民法院は、相手方に速やかにそれを閲覧、抜書き、又は複写するよう通知しなければならない。

第三百二十条 第二審公訴事件の開廷審理について、開廷審理の決定後、人民検察院に事件書類を閲覧するよう速やかに通知しなければならない。通知後の翌日から、人民検察院は、事件書類の閲覧時間を審理期間に算入しない。

第三百二十一条 抗告・抗訴に係る公訴事件の開廷審理について、同級の人民検察院に人員を派遣して出頭させるよう通知しなければならない。

2 抗訴事件について、人民検察院が開廷の通知を受領した後、人員を派遣して出頭させず、且つその原因を説明していない場合、人民法院は、人民検察院が抗訴を取り下げたものとして処理した上で、その旨を第一審人民法院と当事者に通知することができる。

第三百二十二条 抗告・抗訴事件の開廷審理について、第一審手続の関連規定の趣旨を準用する以外に、次の各号に掲げる規定に従って行わなければならない。

一 法廷調査段階では、裁判人員が第一審の判決書・裁定書を読み上げた後、抗告事件の場合、抗告人又は弁護人が先に抗告状を読み上げ、又は抗告の理由を陳述する。抗訴事件の場合、検察員が先に抗訴状を読み上げる。抗告が申立てられ、抗訴も申立てられた事件の場合、先に検察員が抗訴状を読み上げてから、抗告人又は弁護人が抗告状を読み上げ、又は抗告の理由を陳述する。

二 法廷の弁論段階では、抗告事件の場合、先に抗告人、弁護人が発言してから、検察員、訴訟代理人が発言する。抗訴事件の場合、先に検察員、訴訟代理人が発言してから、被告人、弁護人が発言する。抗告もあり、抗訴もある事件の場合、先に検察人員、訴訟代理人が発言してから、抗告人、弁護人が発言する。

第三百二十三条 抗告・抗訴事件の開廷審理について、第一審判決・裁定の係争事項に重点を置いて行うことができる。事件の状況に応じて、次の各号に掲げる方法で審理することができる。

一 第一審の判決書の読み上げは、事件名、主要な事実、証拠の名称、判決の主文のみを読み上げればよい。

二 法廷調査は、第一審判決で異議が唱えられた事実、証拠及び提出された新しい証拠等に重点を置かなければならない。異議のない事実、証拠、情状については、直接確認すればよい。

三 同一事件として審理する事件について、抗告していない被告人が出頭の申請を受けておらず、又は人民法院が出頭の必要がないと判断する場合、召喚して出頭させなくてもよい。

四 被告人が数罪を犯した事件の中で、事実が明確で、且つ異議のない犯罪について、法廷での審理において審理しなくてよい。

2 同一事件として審理する事件において、抗告を提起しておらず、人民検察院もその判決に対して抗訴を提起した被告人が出頭を求める場合、これを許可しなければならない。出頭する被告人は、法廷調査と弁論に参加することができる。

第三百二十四条 第二審事件の開廷審理を法律により行わない場合、被告人に尋問し、その他の当事者、弁護士、訴訟代理人の意見を聴取しなければならない。合議体の全員は、事件書類を閲読し、必要に応じて、書面の閲読意見を提出しなければならない。

第三百二十五条 被告人又はその法定代理人、弁護士、近親者が抗告を提起する事件の審理について、被告人の刑を加重してはならない。また、次の各号に掲げる規定に従わなければならない。

-
- 一 同一事件として審理する事件について、一部の被告人のみが抗告する場合、抗告人の刑を加重してはならない。また、その他の相被告人の刑も加重してはならない。
 - 二 原判決の事実が明確で、証拠が確実且つ十分であるにもかかわらず、認定した罪名が不当である場合、罪名を変更することができる。但し、刑を加重してはならない。
 - 三 原判決において、被告人に併合罪を科刑する場合、執行を決定した刑罰を加重してはならない。また、数罪のうち特定の罰の刑を加重してはならない。
 - 四 原判決において、被告人に執行猶予を宣告する場合、執行猶予の撤回し、又は執行猶予期間を延長してはならない。
 - 五 原判決において、禁止令を宣告していない場合、宣告を増やしてはならない。原判決において、禁止令を宣告した場合、内容を増やし、又は期間を延長してはならない。
 - 六 原判決において、被告人に判決を下した執行猶予付き死刑について、減刑の制限がない場合、減刑を制限してはならない。
 - 七 原判決の事実が明瞭で、証拠が確実且つ十分であるにもかかわらず、判決で下された刑が不公平で、付加刑を適用しなければならないにもかかわらず適用していない場合、刑を加重し、付加刑を適用してはならない。また、事実が不明確で、証拠が不足しているとの理由で第一審人民法院に差し戻してはならない。法律により、原判決を変えなければならない場合、第二審判決・裁定が発効した後で、裁判監督手続に照らして再び裁判を行わなければならない。
- 2 人民検察院が抗訴し、又は自訴人が抗告する事件については、前項の規定の制限を受けない。

第三百二十六条 人民検察院が一部の被告人の判決に対してのみ抗訴を提起し、又は自訴人が一部の被告人の判決に対してのみ抗告を提起する場合、第二審人民法院は、その他の相被告人に対する刑を加重してはならない。

第三百二十七条 被告人又はその法定代理人、弁護人、近親者が抗告を提起した事件について、第二審人民法院が差し戻した後、新しい犯罪事実があり、人民検察院が追起訴する場合を除き、原審人民法院は被告人の刑を加重してはならない。

第三百二十八条 原判決の事実が不明確で、証拠が不足し、第二審人民法院が差し戻した事件について、原審人民法院が再び判決を下した後、被告人が抗告し、又は人民検察院が抗訴した場合、第二審人民法院は法律により判決・裁定を下さなければならず、差し戻してはならない。

第三百二十九条 第二審人民法院は、原審人民法院の差し戻し審において、刑事訴訟法第二百二十七条の事由のいずれかがある場合、又は第二百二十八条の規定に違反する場合、原判決を撤回し、原審に差し戻さなければならない。

第三百三十条 第二審人民法院は、刑事訴訟の部分に対して抗告・抗訴を提起し、附帯民事訴訟の部分に既に法的効力が発生した事件の審理について、第一審判決・裁定の附帯民事訴訟の部分に確かな誤りがあることを発見した場合、裁判監督手続に照らして附帯民事訴訟の部分を是正しなければならない。

第三百三十一条 第二審人民法院は、附帯民事訴訟の部分に対して抗告を提起し、刑事訴訟の部分に既に法的効力が発生した事件の審理について、第一審判決・裁定の刑事訴訟の部分に確かな誤りがあることを発見した場合、裁判監督手続に照らして刑事訴訟の部分に対して再審を行った上で、附帯民事訴訟の部分と刑事訴訟の部分を併合して審理しなければならない。

第三百三十二条 第二審期間において、第一審附帯民事訴訟の原告が単独の訴訟申立てを追加し、又は第一審附帯民事訴訟の被告人が反訴を提起した場合、

第二審人民法院は、自由意思、適法の原則に則り、調解を行うことができる。調解により和解に達しない場合、当事者に別途起訴するよう告知する。

第三百三十三条 第二審自訴事件について、必要に応じて、調解を行うことができる。当事者も自発的に和解を図ることができる。調解により事件が解決した場合、和解調書を作成し、第一審判決・裁定を自動撤回されたとみなさなければならない。当事者が自発的に和解を図る場合、自訴の取下げを許可する裁定を下した上、第一審判決・裁定を撤回しなければならない。

第三百三十四条 第二審期間において、自訴事件の当事者が反訴を提起した場合、当該当事者に別途起訴するよう告知しなければならない。

第三百三十五条 第二審人民法院は、第一審人民法院に代理で判決を宣告するよう依頼した上で、当事者に第二審判決書・裁定書を送達することができる。第一審人民法院は、代理で判決を宣告した後五日以内に判決宣告調書を第二審人民法院に送付した上で、送達完了後、速やかに送達証明書を第二審人民法院に送付しなければならない。

2 判決宣告を依頼する場合、第二審人民法院は、同級の人民検察院に第二審判決書・裁定書を直接送達しなければならない。

第十四章 法定刑以下の刑罰判決と特別仮釈放の許可

第三百三十六条 最高人民法院に法定刑以下の刑罰判決の許可を申請する事件について、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 被告人が抗告していない、人民検察院が抗訴していない場合、抗告・抗訴期間の満了後三日以内に直近上級の人民法院にこれを報告し、再審査を申請する。直近上級の人民法院が原判決に同意する場合、書面で最高人民法院に報告し、許可を求めなければならない。同意しない場合、差し戻しの裁定を下し、又は管轄を変更し、第一審手続として再び審理しなければならない。原判決を基層人民法院が下す場合、高級人民法院は、中級人民法院に第一審手続として再び審理するよう命じることができる。

二 被告人が抗告し、又は人民検察院が抗訴する場合、第二審手続として審理しなければならない。第二審で原判決を維持し、又は原判決を変えた後も、法定刑以下の刑罰判決を下す場合、前号の規定に照らして、最高人民法院に報告し、許可を求めなければならない。

第三百三十七条 最高人民法院に、法定刑以下の刑罰判決の許可を求める事件について、判決書、許可申請報告書をそれぞれ五部及び全部の事件書類、証拠を送らなければならない。

第三百三十八条 法定刑以下の刑罰判決を下す事件について、最高人民法院は、これを許可する場合、許可裁定書を作成しなければならない。許可しない場合、不許可裁定書を作成した上で、原判決の判決・裁定を撤回し、原審人民法院に差し戻し、又はその他の下級の人民法院に裁判を命じなければならない。

第三百三十九条 本解釈第三百三十六条、第三百三十八条の規定に照らして第二審人民法院に差し戻す事件について、第二審人民法院は原判決を変えることができる。開廷を通じて事実を明らかにし、証拠を確認し、又は原審手続の違法性を是正しなければならない場合、開廷審理を行わなければならない。

第三百四十条 最高人民法院と上級の人民法院による法定刑以下の刑罰判決を下す事件の再審査の審理期間は、刑事訴訟法第二百三十二条の規定の趣旨を準用する。

第三百四十一条 犯罪人が特別な事情により、期限付きの刑期の執行を受けないことの許可を最高人民法院に求める仮釈放事件について、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 中級人民法院は、仮釈放の裁定を下した後、高級人民法院にこれを報告し、再審査を申請しなければならない。高級人民法院は、これに同意する場合、書面で最高人民法院に報告して許可を申請しなければならない。同意しない場合、中級人民法院の仮釈放の裁定を撤回しなければならない。

二 高級人民法院は、法律により仮釈放の裁定を下す場合、最高人民法院にこれを報告し、許可を申請しなければならない。

第三百四十二条 犯罪人が特別な事情により、期限付きの刑期の執行を受けないことの許可を最高人民法院に求める仮釈放事件について、許可申請報告書、犯罪人の特別な事情に関する報告書、仮釈放裁定書を各五部及び全部の事件書類を送らなければならない。

第三百四十三条 犯罪人が特別な事情により、期限付きの刑期の執行を受けない仮釈放事件について、最高人民法院がこれを許可する場合、許可裁定書を作成しなければならない。許可しない場合、不許可裁定書を作成した上で、原裁定を撤回しなければならない。

第十五章 死刑再審手続

第三百四十四条 最高人民法院に許可を申請する死刑事件について、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 中級人民法院が死刑判決を下した第一審事件について、被告人が抗告しておらず、人民検察院が抗訴していない場合、抗告・抗訴期間の満了後十日以内に高級人民法院にこれを報告し、再審査を申請する。高級人民法院が死刑判決に同意する場合、裁定を下した後十日以内に最高人民法院にその旨を報告し、許可を申請しなければならない。同意しない場合、第二審手続として審理を提起し、又は原審に差し戻さなければならない。

二 中級人民法院が死刑判決を下した第一審事件について、被告人が抗告し、又は人民検察院が抗訴し、高級人民法院が裁定を維持する場合、裁定を下した後十日以内に最高人民法院にこれを報告し、許可を申請しなければならない。

三 高級人民法院が死刑判決を下した第一審事件について、被告人が抗告していない、人民検察院が抗訴していない場合、抗告・抗訴期間の満了後十日以内に最高人民法院にこれを報告し、許可を申請しなければならない。

2 高級人民法院の死刑事件の再審査において、被告人に尋問しなければならない。

第三百四十五条 中級人民法院が執行猶予付き死刑を下した第一審事件について、被告人が抗告していない、人民検察院が抗訴していない場合、高級人民法院にこれを報告し、許可を申請しなければならない。

2 高級人民法院の執行猶予付き死刑事件の再審査において、被告人に尋問しなければならない。

第三百四十六条 再審査を申請する死刑、執行猶予付き死刑事件は、各事件を個別に報告しなければならない。申告する資料は、再審査の申請報告書、第一審、第二審の裁判文書、死刑事件の総合報告書をそれぞれ五部及び全部の事件書類、証拠を含む。死刑事件の総合報告書、第一審、第二審の裁判文書、審理報告書は、電子文書を添付しなければならない。

2 同一事件として審理する事件について、事件全体に係る資料、証拠を送らなければならない。

3 以前差し戻した事件について、原第一審、原第二審に係る資料を合わせて送らなければならない。

第三百四十七条 再審査の申請報告書には、事件名、事件の経緯の概要、審理過程及び判決結果を明記しなければならない。

2 死刑事件の総合報告書には、次の各号に掲げる内容を含めなければならない。

一 被告人、被害者の概況。被告人に前科があり、又は以前に行政処罰を受けたことがある場合、その旨を明記しなければならない。

二 事件の由来と審理の経過。事件が以前に差し戻されたことがある場合、差し戻しの原因、時間、事件番号等を明記しなければならない。

三 事件の解決状況。技術的な捜査手段を通じた被告人の逮捕、事件の解決及び自首、功績の認定に関わる状況について、明記しなければならない。

四 第一審の審理状況。起訴側と弁護側の双方の意見、第一審が認定する犯罪事実、合議体、裁判委員会の意見を含む。

五 第二審の審理又は高級人民法院の再審査の状況。抗告の理由、検察機関の意見並びに第二審の審理又は高級人民法院の再審査によって認定された事実、証拠受入の状況及びその理由、起訴側と弁護側の双方の意見及びその受入の状況を含む。

六 説明が必要な問題。共犯事件において別途立件して処理する共犯者の有罪認定及び刑の量定の状況、事件の社会に対する重大な影響の有無及び当事者の反応等を含む。

七 処理に係る意見。合議体と裁判委員会の意見を明記する。

第三百四十八条 死刑、執行猶予付き死刑事件を再審査する場合、次の各号に掲げる内容を全面的に審査しなければならない。

一 被告人の年齢、被告人の刑事責任能力の有無、懐胎中の婦女であるかどうか。

二 原判決が認定する事実が明確かどうか、証拠が确实且つ十分かどうか。

三 犯罪の情状、影響及び危害の程度。

四 原判決の準拠法が正しいかどうか、死刑判決が必須かどうか、即時執行が必須かどうか。

五 法定、斟酌された嚴重な処罰、軽い処罰又は処罰の減刑等の情状の有無。

六 訴訟手続が適法かどうか。

七 審査しなければならないその他の状況。

第三百四十九条 高級人民法院による執行猶予付き死刑事件の再審査は、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 原判決が認定する事実と準拠法が正しく、量刑が妥当で、訴訟手続が適法である場合、許可する裁定を下さなければならない。

二 原判決が認定する特定の具体的事実又は引用する法律の条項に瑕疵が存在するにもかかわらず、被告人への執行猶予付き死刑の判決が不当でない場合、瑕疵を是正した後で許可の判決・裁定を下すことができる。

三 原判決が認定する事実が正しいにもかかわらず、準拠法に誤りがあり、又は量刑が重過ぎる場合、原判決を変更しなければならない。

四 原判決の事実が不明確で、証拠が不足する場合、許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回し、原審に差し戻し、又は法律により原判決を変更することができる。

五 再審査期間において、有罪認定及び刑の量定に影響を及ぼす新しい事実、証拠が出現した場合、許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回して原審に差し戻し、又は本解釈第二百二十条の規定により審理後に原判決を変更することができる。

六 原審が法定の訴訟手続に違反し、公正な裁判に影響を及ぼす恐れがある場合、許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回し、差し戻さなければならない。

2 高級人民法院による執行猶予付き死刑事件の再審査において、被告人の刑を加重してはならない。

第三百五十条 最高人民法院は、死刑事件の再審査において、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 原判決が認定する事実と準拠法が正しく、量刑が妥当で、訴訟手続が適法である場合、許可する裁定を下さなければならない。

二 原判決が認定する特定の具体的事実又は引用する法律の条項等に瑕疵が存在するにもかかわらず、被告人への死刑判決が不当ではない場合、瑕疵を是正した後で許可する判決・裁定を下すことができる。

三 原判決の事実が不明確で、証拠が不足する場合、許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回して原審に差し戻さなければならない。

四 再審査期間において、有罪認定及び刑の量定に影響を及ぼす可能性のある新しい事実、証拠が出現した場合、許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回し、原審に差し戻さなければならない。

五 原判決が認定する事実が正しいにもかかわらず、法律により死刑判決してはならない場合、許可しない裁定を下した上、原判決を撤回し、原審に差し戻さなければならない。

六 原審が法定の訴訟手続に違反し、公正な裁判に影響を及ぼす恐れがある場合、許可しない裁定を下した上、原判決を撤回し、原審に差し戻さなければならない。

第三百五十一条 死刑判決が下された一人二罪以上の併合罪事件について、最高人民法院は、これを再審査した後、一部の犯罪に対する死刑判決・裁定に係る事実が不明確で、証拠が不足すると判断する場合、事件全体に対して許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回して原審に差し戻さなければならない。一部の犯罪に対する死刑判決・裁定に係る事実認定が正しいにもかかわらず、法律により死刑判決を下してはならない場合、原判決を変更した上で、その他の死刑判決を下さなければならない犯罪に対して死刑を許可する判決を下すことができる。

第三百五十二条 二名以上の被告人が死刑判決を下された事件について、最高人民法院が再審査した後、一部の被告人に対する死刑判決・裁定に係る事実が不明確で、証拠が不足すると判断する場合、事件全体に対して許可しない裁定を下した上で、原判決を撤回して原審に差し戻さなければならない。一部の被告人に対する死刑判決・裁定に係る事実が明確であるにもかかわらず、法律により死刑判決を下してはならない場合、原判決を変更した上で、その他の死刑判決を下さなければならない被告人に対して死刑を許可する判決を下すことができる。

第三百五十三条 最高人民法院が死刑を許可しない裁定を下した場合、事件の状況に応じて、第二審人民法院又は第一審人民法院に差し戻すことができる。

2 第一審人民法院に差し戻す場合、開廷審査を行わなければならない。第二審人民法院に差し戻す場合、直接原判決を変更することができる。開廷により事実を明らかにし、証拠を取調べ、又は原審手続の違法性を是正しなければならない場合、開廷審査を行わなければならない。

第三百五十四条 高級人民法院が再審査手続に照らして審理した後、最高人民法院に死刑の許可を申請した場合において、最高人民法院がこれを許可しない裁定を下し、高級人民法院に差し戻したとき、高級人民法院は、第二審手続として審理を提起し、又は差し戻すことができる。

第三百五十五条 最高人民法院が死刑を許可しない裁定を下し、原審に差し戻す事件について、原審人民法院は、合議体を別途組織して審理しなければならない。但し、本解釈第三百五十条の第四号、第五号が定める事件は、この限りではない。

第三百五十六条 死刑の再審査期間において、弁護士である弁護人が直に意見の報告を求める場合、最高人民法院の関連する合議体は、職場においてその意見を聴取した上で、調書を作成しなければならない。弁護士である弁護人が書面の意見を提示した場合、訴訟記録に添付しなければならない。

第三百五十七条 死刑の再審査期間において、最高人民検察院が意見を提示した場合、最高人民法院は、これを審査した上で、その受入の状況及びその理由を最高人民検察院に報告しなければならない。

第三百五十八条 最高人民法院は、関連規定に基づき、最高人民検察院に死刑事件の再審査の結果を通報しなければならない。

第十六章 封印、差押え、凍結財物及びその処理

第三百五十九条 人民法院は、封印、差押え又は凍結がなされた被告人の財物及びその果実を適切に保管した上で、一覧を作成し、訴訟記録に添付して審

査・調査の参考に備えなければならない。人民検察院が事件書類とともに移送した被告人の財物及びその果実について、一覧をもとに確認した後、適切に保管しなければならない。如何なる事業所、個人もそれを流用し、又は自ら処理してはならない。

2 封印された不動産、車両、船舶、航空機等の財物について、その権利証書を差押え、写真撮影又は録画の後に、その場で封をして保存し、又は所持者、被告人の近親者に渡して保管させ、財物の名称、型番、権利帰属、住所等の詳細を登録・明記し、さらに財物の登録、管理に係る官庁に封印の登録を行うよう通知しなければならない。

3 差し押さえる物品は、物品の名称、型番、規格、数量、重量、質量、純分、純度、色、新旧の度合い、欠損等の特徴及び出所等を登録し、明記しなければならない。貨幣、有価証券を差し押さえた場合、貨幣、有価証券の名称、額、額面金額等を登録し、明記しなければならない。貨幣の場合、銀行の専用口座に振込んだ上で、銀行の預金証書の名称、内容を登録しなければならない。文物、金銀、ジュエリー、貴重な書画等の貴重品及び禁制品を差し押さえた場合、写真を撮影し、鑑定が必要な場合、速やかに鑑定しなければならない。差し押さえる物品は、関連規定をもとに速やかに価格を見積もらなければならない。

4 預金、送金、債券、株券、投資信託等の財産を凍結する場合、番号、種類、額面金額、枚数、金額等を登録し、明記しなければならない。

第三百六十条 被害者の適法な財産について、権利帰属が明確である場合、法律により速やかにそれを返還しなければならない。但し、写真撮影、鑑定、価格見積もりを経た上で、事件書類の中に返還の理由を明記し、原物の写真、一覧及び被害者の受領手続を訴訟記録に添付し、審査・調査の参考に備えなければならない。権利帰属が不明である場合、人民法院の判決・裁定が発効した後、比率に応じて被害者に返還しなければならない。但し、賠償を既に取得した部分を控除しなければならない。

第三百六十一条 裁判期間において、権利者が差し押さえ、凍結された債券、株券、投資信託等の財産の売却を申請し、人民法院が審査を経て、国益、被害者の利益を侵害せず、訴訟の正常な進行に影響を及ぼさないと判断し、さらに差し押さえ、凍結された為替手形、約束手形、小切手の有効期間が間もなく満了する場合、判決・裁定の発効前に法律により売却することができる。所得金は、人民法院が保管した上で、その旨を当事者又はその近親者に速やかに告知する。

第三百六十二条 物証としての貨幣、有価証券等、証拠として使用する実物については、事件書類とともに移送しなければならない。第一審判決・裁定の宣告後、被告人が抗告し、又は人民検察院が抗訴する場合、第一審人民法院は、前述の証拠を第二審人民法院に移送しなければならない。

第三百六十三条 移送すべきでない実物については、状況に応じて、次の各号に掲げる内容を個別に審査しなければならない。

一 大口で、運搬が不便な物品。封印、差押えに係る機関が封印、差押えの対象物の一覧を事件書類とともに移送し、原物の写真と封をして保存する手続きを添付し、放置場所等を明記したかどうか。

二 腐蝕しやすく、カビにより変質しやすく、又は保管しにくい物品。封印、差押えに係る機関が換金処理した後、原物の写真、一覧、換金処理の証憑（コピー）等を事件書類とともに移送したかどうか。

三 拳銃弾薬、毒物・劇物、可燃物・爆発物及びその他の禁制品、危険物について、封印、差押えに係る機関が関連規定に基づいて処理した後、原物の写真、一覧等を事件書類とともに移送したかどうか。

2 前述の移送すべきでない実物について、法律により鑑定、価格見積もりをしなければならない場合、鑑定意見、価格見積もり意見が添付されているかどうかも審査しなければならない。

3 封印、差し押えた貨幣、有価証券等を移送していない場合、原物の写真、一覧又はその他の証明書類が添付されているかどうかを審査しなければならない。

第三百六十四条 法廷での審理において、封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその果実について、その権利帰属を調査し、不法な所得又は法律により追徴しなければならない事件に係るその他の財物であるかどうかを調査しなければならない。

2 第三者が、封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその果実の権利帰属について異議を唱えた場合、人民法院はこれを審査し、法律により処理しなければならない。

3 審査の結果、封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその果実が不法な所得であり、又は法律により追徴しなければならない事件に係るその他の財物である場合、それを没収してはならない。

第三百六十五条 封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその果実について、判決書の中にその名称、金額、数量、放置場所及びその処理方法等を明記しなければならない。事件に関わる財物が多く、判決の主文で詳細に列挙すべきでない場合、一覧を添付することができる。

2 事件に関わりのある財物が事件書類とともに移送されていない場合、判決書の中にそれを明記した上で、封印、差押え、凍結に係る機関が処理の責任を負うことを明記しなければならない。

第三百六十六条 封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその果実は、審査の結果、確かに不法な所得又は法律により追徴しなければならない事件に係るその他の財物であった場合、被害者に返還し、又は没収して国庫に上納する判決を下さなければならない。但し、法律が別途定める場合は、この限りではない。

2 被害者に返還する判決が下された事件に関わりのある財物について、被害者に確認の上で受領するよう通知しなければならない。誰も受領する者がいない場合、公告で通知しなければならない。公告後、満三月が経過しても誰も取りに来ない場合、国庫に上納しなければならない。国庫に上納した後、誰かが取りに来て、調査により当該被害者であることが証明された場合、出庫の申請をし、返還しなければならない。原物が既に競売にかけられ、又は換金された場合、代金を返還しなければならない。

3 国有財産を侵害する事件について、被害を受けた事業所が営業を既に終了し、且つ権利・義務の承継人がおらず、又は損失が既に処理された場合、封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその果実を国庫に上納しなければならない。

第三百六十七条 事件書類とともに移送し、又は人民法院が封印、差し押さえた財物及びその果実は、第一審人民法院が判決を発効させた後、責任を持って処理する。

2 事件に関わりのある財物が事件書類とともに移送されていない場合、人民法院は、判決発効後十日以内に判決書・裁定書を封印、差押えに係る機関にその旨を送達した上で、一月以内に執行取消証明書を送り返すよう告知しなければならない。

第三百六十八条 凍結した預金、送金、債券、株券、投資信託等の財産について没収の判決を下した場合、第一審人民法院は判決の発効後、判決書・裁定書を関連の金融機関と財政官庁に送達し、関連の金融機関が法律により国庫に上納した上で、執行通知書の受領後十五日以内に、国庫に上納した証憑、執行取消証明書を送り返すよう通知しなければならない。

第三百六十九条 封印、差押え又は凍結がなされた財物が本事件と無関係であるにもかかわらず、一覧に列挙された場合、封印、差押え、凍結に係る機関がこれを法律により処理しなければならない。

2 封印、差押え又は凍結がなされた財物が被告人の適法な所有物である場合、被害者に損害を賠償し、財産刑を執行した後で、速やかに被告人に返還しなければならない。財物が事件書類とともに移送されていない場合、封印、差押え、凍結に係る機関に、被害者の損害賠償、財産権の執行に係る部分を人民法院に移送するよう通知しなければならない。

第三百七十条 封印、差押え又は凍結がなされた財物及びその処理について、本解釈に定めのない事項は、法律、その他の司法解釈の関連規定の趣旨を準用する。

第十七章 裁判監督手続

第三百七十一条 当事者及びその法定代理人、近親者が既に法的効力が発生した判決・裁定に対して上訴する場合、人民法院はこれを審査し、処理しなければならない。

2 第三者が既に法的効力が発生した判決・裁定によって自己の適法的な権利を侵害されたと判断し、上訴する場合、人民法院はこれを審査し、処理しなければならない。

3 上訴は、弁護士に代行で行うよう依頼することができる。

第三百七十二条 人民法院に上訴する場合、次の各号に掲げる資料を提供しなければならない。

一 抗告状。当事者の概況、連絡先及び上訴する事実とその理由を明記しなければならない。

二 原第一審、原第二審の判決書・裁定書等の法律文書。人民法院の再検査又は再審を経た場合、却下通知書、再審決定書、再審判決書・裁定書を添付しなければならない。

三 その他の関連資料。原判決の判決・裁定が認定する事実に確かな誤りがあることを証明する新しい証拠があることを理由に上訴する場合、関連する

証拠資料を同時に添付しなければならない。人民法院に調査・証拠収集を申請する場合、関連する手掛かり又は資料を添付しなければならない。

2 上訴が前項の規定に適合しない場合、人民法院は、上訴人に資料を補足するよう告知しなければならない。上訴人が必要な資料の補足を拒否し、且つその正当な理由がない場合、これを審査しない。

第三百七十三条 上訴は、終審人民法院が審査し、処理する。但し、第二審人民法院が抗告取下げを許可する裁定を下した事件について、上訴人が第一審の判決に対して上訴する場合、第一審人民法院がこれを審査し、処理することができる。

2 直近上級の人民法院は、終審人民法院による審査・処理を経していない上訴について、終審人民法院に上訴するよう上訴人に告知し、又は終審人民法院に審査・処理を直接委ねた上で、上訴人にその旨を告知することができる。事件が難解で、複雑で、且つ重大である場合、直接審査・処理することもできる。

3 終審人民法院及びその直近上級の人民法院の審査・処理を経ずに、上級の人民法院に直接上訴する場合、上級の人民法院は、下級の人民法院に提起するよう上訴人に告知することができる。

第三百七十四条 死刑事件の上訴について、先にそれを許可した人民法院が直接審査・処理することができる。また、原審人民法院に審査を委ねることもできる。原審人民法院は、審査報告書を書き、処理意見を提示し、先に許可した人民法院にそれらを報告した上で、審査・処理させなければならない。

第三百七十五条 立件・審査された上訴事件は、三月以内に決定を下さなければならない。遅くとも六月を超えてはならない。

2 審査の結果、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、刑事訴訟法第二百四十二条の規定に基づき、再審を決定しなければならない。

一 原判決の判決・裁定が認定する事実に確かな誤りがあることを証明する新しい証拠があり、有罪認定及び刑の量定に影響を及ぼす可能性がある場合。

-
- 二 有罪認定及び刑の量定に係る証拠の不確実、不十分により、法律により当該証拠を排除しなければならない場合。
 - 三 事件事実を証明する主な証拠同士に矛盾が存在する場合。
 - 四 主要な事実が法律により変更され、又は却下された場合。
 - 五 確定された罪名に誤りがある場合。
 - 六 量刑が明らかに不当である場合。
 - 七 法律の遡及力に関する規定に違反する場合。
 - 八 法律の規定に違反する訴訟手続が、公正な裁判に影響を及ぼす恐れがある場合。
 - 九 裁判人員が当該事件を審理するとき、汚職・収賄、私情にとらわれて法律を悪用する行為、法を曲げて不正な裁判をする行為がある場合。
- 3 上訴において、前述の事由がない場合、上訴を取り下げるよう上訴人に説得しなければならない。依然として上訴を貫く場合、書面で却下を通知しなければならない。
- 第三百七十六条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、原判決の判決・裁定が有罪認定及び刑の量定の根拠とする事実を変更する可能性がある証拠について、刑事訴訟法第二百四十二条第一号が定める「新しい証拠」と認定しなければならない。
- 一 原判決の判決・裁定が発効した後に新たに発見した証拠。
 - 二 原判決の判決・裁定が発効する前に既に発見されたにもかかわらず、収集されていない証拠。
 - 三 原判決の判決・裁定が発効する前に既に収集されたにもかかわらず、反対尋問を経していない証拠。
 - 四 原判決の判決・裁定の根拠となる鑑定意見について、検証、検査等の調書又はその他の証拠が変更され、又は否定された場合。

第三百七十七条 上訴人は、上訴の却下に対して不服がある場合、直近上級の人民法院に上訴することができる。直近上級の人民法院は、審査を経て、上訴が刑事訴訟法第二百四十二条及び本解釈の第三百七十五条第二項の規定に適合しないと判断する場合、上訴人に上訴を取り下げるよう説得しなければならない。依然として上訴を貫く場合、これを却下し、又は再審をしないことを通知しなければならない。

第三百七十八条 各級の人民法院の院長は、本法院において既に法的効力が発生した判決・裁定に確かな誤りがあることを発見した場合、裁判委員会にその旨を提出し、再審を行うかどうかを討議により決定させなければならない。

第三百七十九条 上級の人民法院が、下級の人民法院において既に法的効力が発生した判決・裁定に確かな誤りがあることを発見した場合、下級の人民法院に再審を命じることができる。原判決の判決・裁定において認定する事実が正しいにもかかわらず、準拠法が誤っており、又は事件が難解で、複雑で、且つ重大であり、若しくは原審人民法院が審理すべきでない事由がある場合も、審理を提起することができる。

2 上級の人民法院が下級の人民法院に再審を命じる場合、通常、原審人民法院以外の下級の人民法院に審理を命じなければならない。原審人民法院が審理することが事件事実の究明、裁判の誤りの是正にとってより有利である場合、原審人民法院に審理を命じることができる。

第三百八十条 人民検察院が裁判監督手続に照らして抗訴を提起した事件について、人民法院は、抗訴状の受領後一月以内に立件しなければならない。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、状況を区別して処理しなければならない。

- 一 本法院の管轄に属さない場合、事件を人民検察院に返送しなければならない。

二 抗訴状が提供する住所では、抗訴された原審の被告人に抗訴状を送達できない場合、人民検察院に三日以内に原審の被告人の住所を改めて提供するように通知しなければならない。期日を過ぎても提供されない場合、事件を人民検察院に返送する。

三 新しい証拠を理由として抗訴を提起したにもかかわらず、関連する証拠資料を添付しておらず、又は関連する証拠が元の起訴事実に対応するものでない場合、人民検察院に三日以内にさらに関連資料を送るよう通知しなければならない。期日が過ぎても送付されない場合、事件を人民検察院に返送する。

2 返送を決定した抗訴事件について、人民検察院がさらに関連資料を送付した後再び抗訴し、審査の結果、受理条件に適合する場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第三百八十一条 人民検察院が裁判監督手続に照らして抗訴を提起した事件について、抗訴を受け入れた人民法院は、合議体を組織して審理しなければならない。原判決に誤りがある可能性を証明する新しい証拠があることを含め、原判決の事実が不明確で、証拠が不足し、下級の人民法院に再審を命じる必要がある場合、立件日から一月以内に決定を下した上、再審指令決定書を抗訴した人民検察院に送達しなければならない。

第三百八十二条 裁判監督手続に照らして再審を決定した事件について、人民検察院が抗訴した場合を除き、人民法院は、再審決定書を作成しなければならない。再審期間において、原判決の判決・裁定の執行を停止しないにもかかわらず、再審の結果、原判決が変更され、被告人が無罪となる可能性があり、又は再審の結果、原判決の刑が軽減され、刑期が満了する可能性がある場合、原判決の判決・裁定の執行を中止する決定を下すことができる。必要に応じて、被告人に対して立保証、居住監視措置を講じることができる。

第三百八十三条 裁判監督手続に照らして再審する事件について、人民法院は、上訴、抗訴、再審決定の理由について重点的に審理しなければならない。必要に応じて、原判決の判決・裁定が認定する事実、証拠、準拠法に対して全面的に審査しなければならない。

第三百八十四条 原審人民法院が裁判監督手続に照らして再審する事件について、別途合議体を組織しなければならない。

2 元々第一審事件である場合、第一審手続として裁判を行わなければならない。下された判決・裁定に対して、抗告・抗訴することができる。元々第二審事件であり、又は上級の人民法院が審理を提起した事件である場合、第二審手続として裁判を行わなければならない。下された判決・裁定は、終審判決・裁定とする。

3 原審の被告人、原審の自訴申立人が既に死亡し、又は行為能力を喪失した再審事件について、開廷審理しなくてよい。

第三百八十五条 開廷審理を行う再審事件について、再審決定書又は抗訴状が一部の原審の被告人のみに対するものである場合、同一事件のその他の原審の被告人は、出頭しなくても審理に影響を及ぼさないとき、出頭して訴訟に参加しなくてよい。

第三百八十六条 人民検察院が抗訴する場合を除き、再審は、通常、原審の被告人の刑を加重してはならない。再審決定書又は抗訴状が一部の原審の被告人のみに対するものである場合、同一事件のその他の原審の被告人の刑を加重してはならない。

第三百八十七条 人民法院が人民検察院が抗訴する再審事件を審理し、人民検察院が開廷審理の前に抗訴を取り下げの場合、これを許可する裁定を下さなければならない。人民検察院は、出頭通知を受けた後、人員を派遣して出頭せず、且つその原因を説明しない場合、抗訴を取り下げたものとして処理する裁定を下すことができ、訴訟参加者にその旨を通知する。

2 人民法院が上訴人の上訴を審理する再審事件について、上訴人が再審期間において上訴を取り下げる場合、これを許可する裁定を下さなければならない。上訴人が通知を受けたにもかかわらず正当な理由なしに出頭を拒否し、又は法廷の許可なしに途中で退廷した場合、上訴を取り下げたものとして処理する裁定を下さなければならない。但し、上訴人が原審当事者でない場合は、この限りではない。

第三百八十八条 開廷審理を行う再審事件が、人民法院が再審を決定したものである場合、合議体の構成員が再審決定書を読み上げる。人民検察院が抗訴したものである場合、検察人員が抗訴状を読み上げる。上訴人が上訴したものである場合、上訴人又はその弁護士、訴訟代理人が上訴の理由を陳述する。

第三百八十九条 再審事件は再審理を経た後、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 原判決の判決・裁定が認定する事実と準拠法が正しく、量刑が妥当である場合、上訴又は抗訴を却下する裁定を下し、原判決の判決・裁定を維持しなければならない。

二 原判決の判決・裁定が確定した罪状が正しく、量刑が妥当であるにもかかわらず、事実認定、準拠法等の面で瑕疵がある場合、原判決の判決・裁定を是正し、維持する裁定を下さなければならない。

三 原判決の判決・裁定が認定する事実には誤りがないにもかかわらず、準拠法に誤りがあり、又は量刑が不当である場合、原判決の判決・裁定を撤回し、原判決を変更しなければならない。

四 第二審手続に照らして審理する事件について、原判決の判決・裁定に係る事実が不明確で、又は証拠が不足する場合、事実を明らかにした後、原判決を変更することができる。また、原判決を撤回する裁定を下し、原審人民法院に差し戻すこともできる。

2 原判決の判決・裁定に係る事実が不明確で、又は証拠が不足し、審理の結果、事実が既に究明された場合、究明された事実をもとに裁判を下さなければならない。事実が依然として究明できず、証拠が不足し、被告人の有罪を認定できない場合、原判決の判決・裁定を撤回し、被告人の無罪を宣告する判決を下さなければならない。

第三百九十条 原判決の判決・裁定が認定する被告人の氏名等の身分情報に誤りがあるにもかかわらず、認定する事実と準拠法が正しく、量刑が妥当である場合、発効する判決・裁定を下した人民法院は、裁定を通じて誤りのある情報を訂正することができる。

第三百九十一条 再審により原判決を変更して無罪を宣告された上、法律により国家賠償を申請する権利を享有する当事者に対して、人民法院が判決を宣告する場合、判決の法的効力が発生した後で法律により国家賠償を申請できることを告知しなければならない。

第十八章 涉外刑事事件の審理と司法共助

第三百九十二条 本解釈が称する涉外刑事事件とは、次の各号に掲げる内容を指す。

- 一 中華人民共和国の領域において、外国人が起こした犯罪、又は我が国の公民が外国人の適法的な権利を侵害した刑事事件を指す。
- 二 刑法第七条、第十条が定める事由に適合する我が国の公民が中華人民共和国の領域外で起こした犯罪・事件。
- 三 刑法第八条、第十条が定める事由に適合する外国人が中華人民共和国の国家又は公民に対して起こした犯罪・事件。
- 四 刑法第九条が定める事由に適合する中華人民共和国が国際条約義務を負う範囲において管轄権を行使する事件。

第三百九十三条 第一審の涉外刑事事件は、刑事訴訟法第二十条から第二十二條の規定を除き、基層人民法院が管轄する。必要に応じて、中級人民法院は管

轄区から若干の基層人民法院を指定し、第一審の涉外刑事事件の管轄を集中化することができる。また、刑事訴訟法第二十三条の規定に照らして、基層人民法院が管轄する第一審の涉外刑事事件を審理することができる。

第三百九十四条 外国人の国籍は、その入境時の有効な証明書をもとに確認する。国籍が不明な場合、公安機関又は関連国の駐中国大使館、領事館が発行する証明書をもとに確認する。

2 国籍が究明できない場合、無国籍者として扱い、本章の関連規定を適用し、裁判文書の中に「国籍不明」と明記する。

第三百九十五条 刑事訴訟において、外国籍の当事者は我が国の法律が定める訴訟上の権利を享有し、その義務を負う。

第三百九十六条 涉外刑事事件の裁判期間において、人民法院は、次の各号に掲げる事項を速やかに同級の人民政府の外事主管官庁に通報した上で、関連国の駐中国大使館、領事館に通知しなければならない。

一 人民法院が外国籍の被告人に対して実施を決定した強制措置の状況。外国籍の当事者の氏名（訳名を含む）、性別、入境時間、パスポート又は証明書の番号、実施した強制措置及びその法的根拠、勾留場所等を含む。

二 開廷の時間、地点、公開審理の是非等の事項。

三 判決を宣告した時間、地点。

2 涉外刑事事件の判決を宣告した後、速やかにその処理の結果を同級の人民政府の外事主管官庁に通報しなければならない。

3 外国籍の被告人に対して死刑を執行する場合、死刑判決が下達されてから執行するまでに、当該被告人の国籍国の駐中国大使館、領事館にその旨を通知しなければならない。

4 外国籍の被告人は、事件の審理中に死亡した場合、速やかに同級の人民政府の外事主管官庁にその旨を通知した上で、関連国の駐中国大使館、領事館に通知しなければならない。

第三百九十七条 関連国の駐中国大使館、領事館に関連事項を通知する必要がある場合、高級人民法院に報告し、高級人民法院が次の各号に掲げる規定に従ってそれを通知しなければならない。

一 外国籍の当事者の国籍国が我が国と二国間の領事条約を締結した場合、条約の規定に基づいて処理する。我が国と二国間の領事条約を締結していないにもかかわらず、『領事関係に関するウィーン条約』（以下、『条約』という）に参加した場合、『条約』の規定をもとに処理する。我が国と領事条約を締結しておらず、『条約』にも参加していないにもかかわらず、我が国と外交関係がある場合、外事主管官庁の意見をもとに、互惠の原則に則り、関連規定と国際慣例に基づいて処理することができる。

二 外国の駐中国領事館の領事管轄区において発生した涉外刑事事件については、関連外国の当該管轄区に駐在する領事館に通知する。関連外国の領事館の領事管轄区外で発生した涉外刑事事件については、関連外国の駐中国大使館に通知する。我が国と外交関係があるにもかかわらず、大使館、領事館を設けていない国については、その管理を代行する国の駐中国大使館、領事館に通知することができる。管理を代行する国がなく、又は管理を代行する国が不明である場合、通知しなくてよい。

三 二国間の領事条約が通知期間を定める場合、規定の期間中に通知しなければならない。二国間の領事条約の規定がない場合、『領事関係に関するウィーン条約』と国際慣例をもとに、又は参照し、速やかに通知しなければならない。遅くとも七日を超えてはならない。

四 二国間の領事条約に通知しなければならないという規定がなく、外国籍の当事者がその国籍国の駐中国大使館、領事館への不通知を求める場合、通知しなくてよい。但し、その本人が書面の声明を発行しなければならない。

2 高級人民法院は、外国の駐中国大使館、領事館に関連事項を通知する。必要に応じて、人民政府の外事主管官庁の協力を求めることができる。

第三百九十八条 人民法院は、涉外刑事事件を受理した後、拘禁されている外国籍の被告人に、その国籍国の駐中国大使館、領事館と連絡をとり、その後見人、近親者と接見し、又は通信し、及び人民法院に通訳の提供を求める権利を享有することを告知しなければならない。

第三百九十九条 涉外刑事事件の裁判期間において、外国籍の被告人が拘禁されており、その国籍国の駐中国大使館、領事館の職員が見舞いを求める場合、事件を受理する人民法院の所在地にある高級人民法院に申し出ることができる。人民法院は、我が国が被告人の国籍国と締結した二国間の領事条約が定める期間をもとにその手配をしなければならない。条約の規定がない場合は、速やかにその手配をしなければならない。必要に応じて、人民政府の外事主管官庁に協力を求めることができる。

2 涉外刑事事件の裁判期間において、外国籍の被告人が拘禁されており、その後見人、近親者が接見を申請する場合、事件を受理する人民法院の所在地にある高級人民法院に申し出ることができ、本解釈第四百三条の規定に照らして被告人との関係を示す証明を提供する。人民法院は、審理の結果、事件の裁判を妨げないと判断する場合、これを許可することができる。

3 被告人が見舞い、接見の受入を拒否する場合、これを手配しなくてよい。但し、その本人が書面の声明を発行しなければならない。

4 被告人への見舞い、接見について、我が国の法規を遵守しなければならない。

第四百条 人民法院は、涉外刑事事件の審理を公開で行わなければならない。但し、法律により公開審理をしてはならない場合は、この限りではない。

2 公開審理する涉外刑事事件について、外国籍の当事者の国籍国の駐中国大使館、領事館の職員が傍聴を求める場合、事件を受理する人民法院の所在地にある高級人民法院にそれを申し出ることができ、人民法院はそれを手配しなければならない。

第四百一条 人民法院は、涉外刑事事件の裁判において、中華人民共和国で通用する言語、文字を使用し、外国籍の当事者のために通訳を提供しなければならない。

2 人民法院の訴訟文書は中国語の文書とする。外国籍の当事者が中国語に通じていない場合、外国語の訳本を添付しなければならない。訳本には人民法院の印章を押捺せず、中国語の文書に準ずる。

3 外国籍の当事者が中国の言語、文字に通じており、他人による通訳を拒否し、又は訴訟文書の外国語の訳本を必要としない場合、その本人が書面の声明を発行しなければならない。

第四百二条 外国籍の被告人が弁護士に弁護を依頼し、又は外国籍の附帯民事訴訟の原告、自訴人が弁護士に訴訟の代理を依頼する場合、中華人民共和国の弁護士資格を有し、資格証明書を取得した弁護士に依頼しなければならない。

2 外国籍の被告人が拘禁されている場合、その後見人、近親者又はその国籍国の駐中国大使館、領事館は、代わりに弁護人に依頼することができる。その後見人、近親者が代わりに依頼する場合、被告人との関係を示す有効な証明書を提供しなければならない。

3 外国籍の当事者がその後見人、近親者に弁護人、訴訟代理人の担当を依頼する場合、受託者は、当事者との関係を示す有効な証明書を提供しなければならない。審査の結果、刑事訴訟法、関連の司法解釈の規定に適合する場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

4 外国籍の被告人が弁護人に依頼しない場合、人民法院は、法的援助機関に当該被告人のために弁護する弁護士を派遣するよう通知することができる。被告人が弁護人による弁護を拒否する場合、当該被告人が書面の声明を発行し、又は口頭の声明を訴訟記録に留めなければならない。被告人が法的援助を提供しなければならない事由に属する場合、本解釈第四十五条の規定に照らして処理しなければならない。

第四百三条 外国籍の当事者は、中華人民共和国の領域外から中国の弁護士又は中国の公民に送付し、又は送付を依頼する場合の依頼書及び外国籍の当事者の後見人、近親者が提供した当事者との関係を示す証明は、所在国の公証機関の証明、所在国の中央外交主管機関又はその授権機関の認証を得た上で、我が国に駐在する当該国の大使館、領事館の認証を得なければならない。但し、我が国と当該国の間に認証免除に係る相互協定がある場合は、この限りではない。

第四百四条 涉外刑事事件の被告人に対して、出国の制限を決定することができる。事件の開廷審理時に出頭しなければならない証人に対しては、出国の一時延期を求めることができる。出国の制限の決定を下す場合、同級の公安機関又は国家安全機関に通報しなければならない。外国人の出国を制限する場合、同級の人民政府の外事主管官庁と当事者の国籍国の駐中国大使館、領事館に同時に通報しなければならない。

2 人民法院は、外国人と中国の公民の出国の制限を決定する場合、出国を制限されている者に事件の審理が帰結するまで出国してはならないことを書面で通知しなければならない。また、パスポート又はその他の出入国に係る証明書を領置することができる。証明書を領置する場合、必要な手続を履行した上で、証明書の領置に係る証明を本人に発行しなければならない。

3 国境検問所において外国人と中国の公民の出国を阻止する必要がある場合、事件を受理する人民法院は、その旨を高級人民法院に報告し、高級人民法院が通関での人員の出国阻止に係る通知書を記入し、同級の公安機関で交通管理手続を行わなければならない。管理する通関が本省・自治区・直轄市にない場合、通関がある省・自治区・直轄市の公安機関を通じて交通管理手続を行う。緊急事態において、確かに必要である場合、先に国境検問所で交通管理を行ってから、交通管理手続を行うことができる。

第四百五条 国外からの証拠資料について、人民法院は、資料の出所、提供者、提供時間、取出者、取出時間等を審査しなければならない。審査の結果、事件

事実を証明し、且つ刑事訴訟法の規定に適合する場合、証拠として使用することができる。但し、提供者又は我が国と関連国家が締結した二国間条約に資料の使用範囲に対する明確な制限がある場合は、この限りではない。資料の出所が不明であり、又は信憑性が確認できない場合、それを事件認定の根拠としてはならない。

2 当事者及びその弁護士、訴訟代理人が国外からの証拠資料を提供する場合、当該証拠資料は、所在国の公証機関の証明、所在国の中央外交主管機関又はその授権機関の認証を得た上で、当該国に駐在する我が国の大使館、領事館の認証を得なければならない。

第四百六条 涉外刑事事件について、刑事訴訟法第二百二条第一項、第二百三十二条の規定に適合する場合、関連の人民法院による承認又は決定を経て、審理期間を延長することができる。

第四百七条 涉外刑事事件の判決を宣告した後、外国籍の当事者の国籍国の駐中国大使館、領事館が裁判文書の提供を求める場合、事件を受理する人民法院の所在地にある高級人民法院に申し出ることができる。人民法院は、これを提供することができる。

第四百八条 中華人民共和国が締結し、若しくは参加する国際条約に基づき、又は互惠の原則に則り、人民法院と外国の裁判所は、相互に刑事司法共助を要請することができる。

2 外国の裁判所が要請する事項が中華人民共和国の主権、安全、公益を損ねる場合、人民法院は共助の要請に応えない。

第四百九条 司法共助の要請と司法共助の提供について、中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約が定める手段に照らして行わなければならない。条約関係がない場合、外交ルートを通じて行う。

第四百十条 人民法院が外国に司法共助を要請する場合、高級人民法院の審理を経た後、最高人民法院にこれを報告し、審査の上での同意を求めなければならない。

2 外国の裁判所が我が国に司法共助を要請する場合において、人民法院の職権の範囲に属するとき、最高人民法院が審査の上で同意した後、関連する人民法院に処理を移行する。

第四百十一条 人民法院が外国に司法共助を求める要請書及びその付属文書について、当該国の文字による訳本又は国際条約が定めるその他の文字の文書を添付しなければならない。

2 外国の裁判所が、我が国に司法共助を求める要請書及びその付属文書の提供を求める場合、中国語の訳本又は国際条約が定めるその他の文字の文書を添付しなければならない。

第四百十二条 人民法院は、中華人民共和国の領域外に居住する当事者に刑事訴訟文書を送達する場合、次の各号に掲げる方法を採用することができる。

一 受送達者の所在国と中華人民共和国が締結し、又は共同に参加する国際条約が定める方法により、送達する。

二 外交ルートを通じて送達する。

三 中国籍の当事者について、我が国の受送達者の所在国に駐在する我が国の大使館、領事館に送達の代行を依頼することができる。

四 当事者が、自訴事件の自訴人又は附帯民事訴訟の原告である場合、送達を代わりに受け入れる権利を有する訴訟代理人に送達することができる。

五 当事者が外国の事業所である場合、中華人民共和国の領域内にそれが設立した代表機構又は送達を受け入れる権利を有する支部、業務代行者に送達することができる。

六 受送達者の所在国の法律が許す場合、郵送にて送達することができる。郵送日から満三月の間に、送達証明書が返されないにもかかわらず、諸々の状況に鑑み、既に送達されたと十分に認定できる場合、送達したとみなす。

七 受送達者の所在国の法律が許す場合、ファックス、電子メール等、受送達者が受取を確認できる方法を用いて送達することができる。

第四百十三条 人民法院は、外交ルートを通じて中華人民共和国の領域外に居住する受送達者に刑事訴訟文書を送達する場合、送達する文書は、高級人民法院がこれを審査した後、最高人民法院にこれを報告した上で、審査を求めなければならない。最高人民法院が発送することができると判断する場合、最高人民法院が外交部の主管官庁に転送を委ねる。

2 外国の裁判所は、外交ルートを通じて人民法院に刑事訴訟文書の送達を要請する場合、当該国の駐中国大使館が法律文書を我が国外交部の主管官庁に渡し、最高人民法院に転送させる。最高人民法院は審査の後、人民法院の職権の範囲に属し、且つ代わりに送達することができる場合、人民法院に移行して処理させなければならない。

第四百十四条 涉外刑事事件の審理におけるその他の事項については、法律、司法解釈及びその他の関連規定に照らして処理する。

第十九章 執行手続

第一節 死刑の執行

第四百十五条 執行猶予付き死刑に処せられた犯罪人は、死刑の執行猶予期間に故意に犯罪を起こした場合、犯罪人の服役地にある中級人民法院が法律により裁判を行い、下された判決に対して抗告・抗訴することができる。

2 故意の犯罪を構成すると認定された判決・裁定が法的効力が発生した後、最高人民法院にこれを報告し、死刑執行の許可を求めなければならない。

第四百十六条 死刑の執行猶予期間は、執行猶予付き死刑を許可する判決又は裁定が下された法律文書が宣告され、又は送達された日から起算する。

2 死刑の執行猶予期間が満了し、法律により減刑しなければならない場合、人民法院は速やかに減刑しなければならない。死刑の執行猶予期間が満了し、無期懲役、有期懲役に減刑された場合、その刑期は死刑の執行猶予期間が満了した日から起算する。

第四百十七条 最高人民法院による死刑執行命令は、高級人民法院が第一審人民法院に執行を委ねる。第一審人民法院は死刑執行命令を受けた後、七日以内に執行しなければならない。

2 死刑の執行猶予期間において故意に犯罪を起こし、最高人民法院が死刑執行を許可した場合、犯罪人の服役地の中級人民法院が執行する。

第四百十八条 第一審人民法院は、死刑執行命令を受けた後、執行の前に、次の各号に掲げる事由のいずれかがあることを発見した場合、執行を一時停止した上で、直ちに死刑執行停止を要請する報告書と関連資料を最高人民法院に提出しなければならない。

- 一 犯罪人にその他の犯罪がある可能性がある場合。
- 二 共犯のその他の被疑者が出頭し、犯罪人の量刑に影響を及ぼす可能性がある場合。
- 三 共犯のその他の犯罪人が死刑執行を一時停止され、又は停止され、犯罪人の量刑に影響を及ぼす可能性がある場合。

四 犯罪人が重大な犯罪事実を摘発し、又はその他の重大な功績があり、原判決を変更する必要がある可能性がある場合。

五 犯罪人が懐胎中である場合。

六 判決・裁定に有罪認定及び刑の量定に影響を及ぼす可能性のあるその他の誤りがある場合。

2 最高人民法院が審査を経て、犯罪人の有罪認定及び刑の量定に影響を及ぼす可能性があると判断した場合、死刑執行を停止する裁定を下さなければならない。影響しないと判断した場合、死刑執行の継続を決定しなければならない。

第四百十九条 最高人民法院は、死刑執行命令を発行してから執行するまでに、前条第一項が定める事由があることを発見した場合、直ちに死刑執行を停止する裁定を下した上で、関連資料を下級の人民法院に移送しなければならない。

第四百二十条 下級の人民法院は、最高人民法院の死刑執行停止の裁定を受け取った後、関連官庁とともに死刑執行停止の事由を調査・確認した上で、調査の結果と意見を速やかに最高人民法院に報告し、審査を求めなければならない。

第四百二十一条 下級の人民法院から送られる死刑執行停止に係る調査の結果と意見は、最高人民法院の死刑許可の判決・裁定を下した元の合議体が審査し、必要に応じて、別途合議体を組織して審査する。

第四百二十二条 最高人民法院は、死刑執行停止の事件について、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 犯罪人が懐胎中であることを確認した場合、原判決を変更しなければならない。

二 犯罪人にその他の犯罪があることを確認し、法律により訴追しなければならない場合、死刑を許可しない裁定を下し、原判決を撤回して原審に差し戻さなければならない。

三 原判決の判決・裁定に誤りがあり、又は犯罪人に重大な功績があることを確認し、原判決を変更する必要がある場合、死刑を許可しない裁定を下し、原判決を撤回して原審に差し戻さなければならない。

四 原判決の判決・裁定に誤りがなく、犯罪人に重大な功績がなく、又は重大な功績が原判決の判決・裁定の執行に影響を及ぼさないことを確認した場合、死刑執行を継続する裁定を下した上、院長が死刑執行命令を再び発行しなければならない。

第四百二十三条 第一審人民法院は、死刑を執行する前に、犯罪人に対し、その近親者に接見する権利を有することを告知しなければならない。犯罪人が接見を申請し、具体的な連絡先を提供した場合、人民法院はその近親者に通知しなければならない。犯罪人の近親者が接見を申請する場合、人民法院はこれを許可した上で、速やかに接見の手配をしなければならない。

第四百二十四条 第一審人民法院は、死刑執行の三日前に、同級の人民検察院に対し、人員を派遣して現場監督を行うよう通知しなければならない。

第四百二十五条 死刑は銃殺又は注射等の方法で執行する。

2 注射の方法で死刑を執行する場合、死刑の刑場又は勾留場所において執行しなければならない。

3 銃殺、注射以外の方法で死刑を執行する場合、事前に最高人民法院にその旨を報告し、承認を得なければならない。

第四百二十六条 死刑執行の前に、執行を指揮する裁判人員は、犯罪人に対して、本人確認を行い、遺言、手紙の有無を尋問した上で、調書を作成してから、執行人員に死刑執行を委ねなければならない。

2 死刑執行は、公表しなければならない。街中での公表又はその他の犯罪人の人格を侮辱する行為を禁止する。

第四百二十七条 死刑執行の後、法医⁴が犯罪人が確かに死亡したことを確認し、現場の書記官が調書を作成しなければならない。執行を担当する人民法院は、死刑執行後十五日以内に、犯罪人が死刑執行を受ける前後の写真を含め、執行の状況を最高人民法院に報告しなければならない。

第四百二十八条 死刑執行後、執行を担当する人民法院は、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

一 犯罪人の遺書、遺言の調書については、速やかに審査しなければならない。財産の継承、債務の皆済、家事依頼等の内容に関わる場合、遺書、遺言の調書を家族に渡すと同時に、それを訴訟記録に添付し、審査・調査の参考に備える。事件の手掛かり等の問題に関わる場合、関連機関に副本を送る。

二 犯罪人の家族に一定期間中に犯罪人の遺骨を引き取るよう通知する。火葬の環境がない、又は民族、宗教等の原因により火葬すべきでない場合、死体を引き取るよう通知する。期日が過ぎても引き取りに来ない場合、人民法院が関連事業所に処理するよう通知した上で、関連事業所に処理情況に係る説明を発行するよう求める。犯罪人の遺骨又は死体の処理情況について、訴訟記録に留めなければならない。

三 外国籍の犯罪人については、死刑執行の後、外国の駐中国大使館、領事館に手続と期間を通知し、関連規定をもとに処理する。

⁴訳注：司法機関において医学技術を活用して事件に関わる自身、死体、物品若しくは物質を鑑別し、鑑定を下す専門職員。

第二節 執行猶予付き死刑、無期懲役、

有期懲役、拘留の付託・執行

第四百二十九条 執行猶予付き死刑、無期懲役、有期懲役、拘留の刑に処せられた犯罪人が、付託・執行時に拘禁されている場合、第一審人民法院は、判決・裁定の発効後十日以内に、判決書・裁定書、起訴状の副本、自訴状のコピー、執行通知書、事件解決登録表を留置場に送達し、公安機関が犯罪人を付託・執行する。

2 犯罪人を収監し、刑罰を執行する必要があるにもかかわらず、判決・裁定が発効する前に勾留されていない場合、人民法院は、発効した判決書・裁定書をもとに、犯罪人を留置場に送って勾留した上で、前項の規定に照らして執行手続を行わなければならない。

第四百三十条 同一事件として審理する事件において、一部の被告人が死刑に処せられ、死刑に処せられていない相被告人を勾留し、刑罰を執行する必要がある場合、その判決・裁定の発効後十日以内に付託・執行しなければならない。但し、当該相被告人が死刑に関わる罪の実施に参加した場合、最高人民法院が死刑に処せられた被告人に対して再審査・尋問を行った後で付託・執行しなければならない。

第四百三十一条 執行通知書受領証は、留置場が押捺した後、訴訟記録に添付し、審査・調査の参考に備えなければならない。

第四百三十二条 人民法院は、無期懲役、有期懲役又は拘留の判決が下された犯罪人について、刑事訴訟法第二百五十四条第一項、第二項の規定に適合し、

一時的な刑務所外での服役を決定した場合、一時的な刑務所外での服役決定書を作成し、犯罪人の概況、判決によって確定された罪名と刑罰、一時的な刑務所外での服役を決定した理由、根拠等を明記した上、犯罪人の居住地にある県級の司法・行政機関に、人員を派遣し、引き継ぎ手続きを行うよう通知し、一時的な刑務所外での服役決定書の副本を犯罪人の居住地にある県級の人民検察院と公安機関に届け出なければならない。

2 人民検察院は、人民法院の一時的な刑務所外での服役の決定が不当であると判断し、法定期間中に書面の意見を提示する場合、人民法院は、直ちに当該決定に対する再検査を行った上、一月以内に決定を下さなければならない。

第四百三十三条 一時的な刑務所外での服役の決定を下された犯罪人が次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、元の一時的な刑務所外での服役の決定を下した人民法院は、執行機関の収監執行提言書を受け取ってから十五日以内に、収監執行の決定を下さなければならない。

- 一 一時的な刑務所外での服役の条件に適合しない場合。
- 二 許可を得ずに居住する市・県から離れ、警告を受けたにもかかわらず是正をせず、又は行方の報告を拒否し、監督・管理から離脱しようとする場合。
- 三 監督・管理の規定に違反し、治安管理の処罰を受けたにもかかわらず、是正しない場合。
- 四 執行機関から警告を二回受けたにもかかわらず、是正しない場合。
- 五 刑務所外で医師にかかる期間中、規定どおりに病状の再検査の状況を提出せず、警告を受けたにもかかわらず是正しない場合。
- 六 一時的な刑務所外での服役の事由が消失した後も、刑期が満了していない場合。
- 七 保証人が保証の条件を喪失し、又は義務の不履行により保証人の資格を取り消され、所定の期間中に新しい保証人を立てられない場合。

八 法律、行政法規、監督・管理の規定に違反し、情状が重大なその他の事由。

2 人民法院の収監執行決定書について、その決定を下せば直ちに発効する。

第四百三十四条 人民法院は、収監執行決定書を犯罪人の居住地にある県級の司法・行政機関に送付し、当該機関の関連規定により犯罪人を付託・執行しなければならない。収監執行決定書について、同時に犯罪人の居住地にある同級の人民検察院と公安機関に副本を送らなければならない。

第四百三十五条 収監執行を受けた犯罪人に執行刑期に算入されない事由がある場合、人民法院は、収監の決定を下すとき、執行刑期に算入しない具体的な時間を確定しなければならない。

第三節 管制、執行猶予、政治的権利の剥奪に係る付託・執行

第四百三十六条 管制の刑に処せられ、執行猶予を宣告された犯罪人について、人民法院はその居住地を確かめなければならない。判決宣告時、犯罪人の居住地にある県級の司法・行政機関への到着報告の期限と期日を過ぎても到着報告しない場合、どのような結果をもたらすかを書面で告知しなければならない。また、判決・裁定の発効後十日以内に、判決書・裁定書、執行通知書等の法律文書を犯罪人の居住地にある県級の司法・行政機関に送達すると同時に、犯罪人の居住地にある県級の人民検察院に副本を送らなければならない。

第四百三十七条 単独で政治的権利の剥奪を科された犯罪人について、人民法院は、判決・裁定の発効後十日以内に、判決書・裁定書、執行通知書等の法律

文書を犯罪人の居住地にある県級の公安機関に送達した上、犯罪人の居住地にある県級の人民検察院に副本を送らなければならない。

第四節 財産刑と附帯民事裁判の執行

第四百三十八条 財産刑と附帯民事裁判は、第一審人民法の裁判の執行を担当する機構が執行する。

第四百三十九条 罰金は、判決が定める期間中に一括又は分割して納める。期日が過ぎても理由なく納付せず、又は全額を納付しない場合、人民法院は、強制的に納付させなければならない。強制的な納付を命じたにもかかわらず全額を納付できない場合、主刑の執行完了後を含む如何なるときにおいても、被執行者に執行に供する財産があることを発見したとき、追徴しなければならない。

2 行政機関が被告人に対して同一の事実について既に罰金を科した場合、人民法院は、罰金を科すとき、行政処罰によって既に科せられた額を控除しなければならない。

3 財産の没収の判決を下した場合、判決の発効後、直ちに執行しなければならない。

第四百四十条 財産刑と附帯民事裁判の執行において、第三者が執行された財産の権利帰属に対して異議を唱えた場合、人民法院は民事訴訟の執行に対する異議に関する規定を参照して審査し、処理しなければならない。

第四百四十一条 財産刑に処せられると同時に、附帯民事訴訟により賠償責任も負担する被執行者は、附帯民事訴訟に係る賠償責任を先に履行しなければならない。

2 財産刑を下す前に、被執行者が負担する正当な債務を執行された財産をもって償還する必要がある場合、債権者の要請を受けた上で、償還しなければならない。

第四百四十二条 被執行者又は執行された財産が外地にある場合、当地の人民法院に執行を委託することができる。

2 受託法院は、財産刑の執行後、執行した財産を速やかに国庫に上納しなければならない。

第四百四十三条 財産刑の執行において、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、人民法院は、執行を中止する裁定を下さなければならない。

- 一 執行対象物が人民法院又は仲裁機構が審理中の事件の係争物であり、当該事件の審理が完了し、権利帰属の確定を待つ必要がある場合。
- 二 第三者が執行対象物に異議を唱えた場合。
- 三 執行を中止しなければならないその他の事由。

2 執行中止の原因が除去された後、執行を戻さなければならない。

第四百四十四条 財産刑の執行において、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、人民法院は、執行を終了する裁定を下さなければならない。

- 一 執行の根拠となる判決・裁定が撤回された場合。
- 二 被執行者が死亡し、又は死刑を執行され、且つ執行に供する財産がない場合。
- 三 罰金を科された事業所の営業が既に終了し、且つ執行に供する財産がない場合。
- 四 刑法第五十三条の規定に照らして罰金を免除された場合。
- 五 執行を終了しなければならないその他の事由。

2 執行を終了する裁定を下した後、被執行者の財産が隠匿され、又は転移された事由があることを発見した場合、追徴しなければならない。

第四百四十五条 財産刑が全部又は一部撤回された場合、既に執行した財産は、その全部又は一部を被執行者に返還しなければならない。返還できない場合、これを法律により賠償しなければならない。

第四百四十六条 不可抗力の災難を被ったことにより、罰金の納付が確かに困難となり、被執行者が罰金の減額又は免除を申請する場合、その証明資料を提出しなければならない。人民法院は、申請を受け取った後一月以内に裁定を下さなければならない。法定の減免条件に適合する場合、これを許可しなければならない。条件に適合しない場合、申請を却下する。

第四百四十七条 財産刑と附帯民事裁判の執行について、本解釈に定めのない事項は、民事執行の関連規定の趣旨を準用する。

第五節 減刑、仮釈放事件の審理

第四百四十八条 執行猶予付き死刑に処せられた犯罪人について、死刑の執行猶予期間において、故意に犯罪を起こしていない場合、死刑の執行猶予期間が満了した後、減刑する裁定を下さなければならない。死刑の執行猶予期間が満了した後、減刑する裁定を下す前にまた犯罪を起こした場合、法律により減刑した後、当該犯罪人が新たに犯した罪について別途裁判を行わなければならない。

第四百四十九条 減刑事件、仮釈放事件について、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

-
- 一 執行猶予付き死刑に処せられた犯罪人の減刑については、犯罪人の服役地にある高級人民法院が、同級の監獄管理機関による審査・同意を経た減刑提言書に基づき裁定する。
 - 二 無期懲役に処せられた犯罪人の減刑、仮釈放については、犯罪人の服役地にある高級人民法院が、同級の監獄管理機関による審査・同意を経た減刑又は仮釈放の提言書を受け取ってから一月以内に裁定を下す。事件の経緯が複雑で、又は状況が特別な場合、さらに一月延長させることができる。
 - 三 有期懲役に処せられた、又は有期懲役に減刑された犯罪人の減刑、仮釈放について、犯罪人の服役地にある中級人民法院が、執行機関が提示した減刑又は仮釈放の提言書を受け取ってから一月以内に裁定を下す。事件の経緯が複雑で、又は状況が特別な場合、さらに一月延長させることができる。
 - 四 拘留の判決が下され、又は管制を受けた犯罪人の減刑について、犯罪人の服役地にある中級人民法院が、同級の執行機関による審査・同意を経た減刑又は仮釈放の提言書を受け取ってから一月以内に裁定を下す。
- 2 一時的な刑務所外での服役の犯罪人の減刑については、状況に応じて、前項の関連規定を個別に適用しなければならない。

第四百五十条 減刑又は仮釈放事件の受理について、執行機関が移送した資料に次の各号に掲げる内容が含まれるかどうかを審査しなければならない。

- 一 減刑又は仮釈放の提言書
- 二 終審法院の裁判文書、執行通知書、過去の各回の減刑裁定書の複製物
- 三 犯罪人に確かに悔い改め、功績又は重大な功績の具体的事実を証明する書面の資料。
- 四 犯罪人の審議鑑定表、賞罰審査承認表等
- 五 犯罪人の仮釈放後、その居住地の地域社会に対する影響の調査評価報告。
- 六 事件の状況に応じて、移送が必要なその他の資料。

2 審査の結果、資料に不備がある場合、減刑、仮釈放を求めた執行機関に足りない資料を送るよう通知しなければならない。

第四百五十一条 減刑、仮釈放事件の審理において、財産刑と附帯民事裁判の執行状況を審査し、及び犯罪人の盗品等の返却、賠償の状況を審査しなければならない。犯罪人が判決が確定した義務を積極的に履行する場合、改悛する姿勢があると認定し、減刑、仮釈放時において寛大に扱うことができる。確かに履行能力があるにもかかわらず履行しない場合、減刑、仮釈放時において厳格に扱う。

第四百五十二条 減刑、仮釈放事件の審理において、次の各号に掲げる内容を公示しなければならない。

- 一 犯罪人の氏名、年齢等の個人情報
- 二 原判決が認定する罪名と刑期
- 三 犯罪人の過去の各回の減刑状況。
- 四 執行機関の減刑、仮釈放に係る提言と根拠。

2 公示は公示期間と提示意見の方法を明記しなければならない。公示の地点は、犯罪人の服役場所の公共区とする。一般に公示できる場所があれば、一般に公示することができる。

第四百五十三条 減刑、仮釈放事件の審理について、合議体を組織しなければならないが、書面審理の方法をとることができる。但し、次の各号に掲げる事件は、開廷審理を行わなければならない。

- 一 犯罪人の重大な功績により、減刑が具申された事件。
- 二 減刑の具申の開始時間、間隔時間又は減刑の幅が一般規定に適合しない事件。

-
- 三 社会に重大な影響を及ぼし、又は社会から注目を浴びている事件。
 - 四 公示期間において苦情を受けた事件。
 - 五 人民検察院が異議を唱えた事件。
 - 六 開廷審理を行う必要があるその他の事件。

第四百五十四条 人民法院は、減刑、仮釈放の裁定を下した後、七日以内に減刑、仮釈放を具申した執行機関、同級の人民検察院及び犯罪人本人にその旨を送達しなければならない。人民検察院が減刑、仮釈放の裁定が不当であると判断し、法定期間において書面の是正意見を提示する場合、人民法院は意見を受け取った後、別途合議体を組織して審理し、一月以内に裁定を下さなければならない。

第四百五十五条 減刑、仮釈放の裁定を下す前に、執行機関が減刑、仮釈放の撤回の提言を書面で具申する場合、これを許可するかどうかは人民法院が決定する。

第四百五十六条 人民法院は、本法院において既に発効した減刑、仮釈放の裁定に確かな誤りがあることを発見した場合、別途合議体を組織して審理しなければならない。下級の人民法院が既に発効した減刑、仮釈放の裁定に確かな誤りがあることを発見した場合、下級の人民法院に別途合議体を組織して審理するよう命じることができる。

第六節 執行猶予、仮釈放の撤回

第四百五十七条 犯罪人が執行猶予期間、仮釈放期間中に新たな罪を犯し、又は判決宣告の前に下されていないその他の罪の判決があることが発見され、執

行猶予、仮釈放の判決が撤回されなければならない場合、新たな罪の裁判を行った人民法院が原判決で宣告した執行猶予、仮釈放の判決を撤回した上で、原審人民法院と執行機関にその旨を書面で通知しなければならない。

第四百五十八条 犯罪人が執行猶予期間、仮釈放期間中において、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、元の執行猶予、仮釈放の判決・裁定を下した人民法院は、執行機関による執行猶予、仮釈放の撤回の提言を受け取ってから一月以内に、執行猶予、仮釈放を撤回する裁定を下さなければならない。

一 禁止令に違反し、情状が重大である場合。

二 正当な理由なくして、所定の時間どおりに到着報告をせず、又はコミュニティ矯正を受ける期間において監督・管理から離脱し、離脱期間が一月を超える場合。

三 監督・管理の規定に違反し、治安管理の処罰を受けたにもかかわらず、是正しない場合。

四 執行機関から警告を三回受けたにもかかわらず、是正しない場合。

五 関連する法律、行政法規、監督・管理の規定に違反し、情状が重大なその他の事由。

2 人民法院は、執行猶予、仮釈放を撤回する裁定を下す時点で、即時発効する。

3 人民法院は、執行猶予、仮釈放の撤回に係る裁定書を犯罪人の居住地にある県級の司法・行政機関に送付し、当該機関がその関連規定に基づき、犯罪人を付託・執行する。執行猶予、仮釈放に係る裁定書について、同時に犯罪人の居住地にある同級の人民検察院と公安機関に副本を送らなければならない。

第二十章 未成年者の刑事事件訴訟手続き

第一節 一般規定

第四百五十九条 人民法院は、未成年者による刑事事件の審理において、教育し、感化し、挽回する方針を貫き、懲罰よりも教育を重視し、未成年者の特別保護を強化しなければならない。

第四百六十条 人民法院は、政府の関連官庁及び中国共産主義青年団、中華全国婦女聯合会、工会⁵、未成年者保護組織等の団体との連携を強化し、未成年者による刑事事件の陪審、状況調査、満期釈放者や労働教養所からの解放された未成年の犯罪人に対する教育的働き掛け等の活動を推進し、未成年者の適法的な権利を確保し、社会管理⁶、総合的な手段による犯罪取り締まりに積極的に取り組まなければならない。

第四百六十一条 未成年者による刑事事件の審理は、未成年者の心身の特徴を熟知し、未成年者に対する思想教育に長じた裁判人員が行った上、その裁判人員が裁判活動を比較的安定して行い続けられるようにしなければならない。

2 未成年者による刑事事件の人民陪審員は、通常、未成年の心身の特徴を熟知し、未成年に対する教育、感化、非行少年の人生挽回に熟知し、さらに必要な訓練を受けた中国共産主義青年団、中華全国婦女聯合会、工会、学校、未成年者保護組織等の事業所の職員又はこれらの事業所の定年退職者が担当する。

第四百六十二条 中級人民法院と基層人民法院は、未成年者による事件を扱う単独の裁判廷を設けることができる。そのための条件が整っていない場合、刑事訴訟の裁判廷に未成年者による刑事事件を扱う合議体を設立し、又は未成年者による刑事事件の審理を担当する専任者を設けなければならない。

⁵ 訳注：日本の労働組合に相当する。

⁶ 訳注：社会政策や法規の制定を通じて、社会組織や社会の諸事務を管理し、規範化すること。

2 高級人民法院は、刑事訴訟の裁判廷の中に未成年者による刑事事件を扱う合議体を設立しなければならない。未成年者による事件を扱う単独の裁判廷を設けるための条件が整っている場合、それを設けることができる。

3 未成年者による事件の裁判廷と未成年者による刑事事件を扱う合議体を総称して、少年法廷とする。

第四百六十三条 次の各号に掲げる事件は、少年法廷が審理する。

一 被告人が指摘を受けた犯罪を起こした時の年齢が満十八歳に満たず、又は人民法院の立件時に年齢が満二十歳に満たなかった事件。

二 被告人が指摘を受けた犯罪を起こした時の年齢が満十八歳に満たず、又は人民法院の立件時に年齢が満二十歳に満たない上、首謀者又は主犯と指摘された共犯事件。

2 その他の共犯事件について、未成年の被告人がおり、又は未成年者に関わるその他の刑事事件を少年法廷が審理するかどうかは、院長が少年法廷の活動の実情をもとに決定する。

第四百六十四条 同一の人民法院に分割して起訴された未成年者と成年者による共犯事件について、同一の裁判組織が審理することができる。同一の裁判組織によって審理すべきでない場合、少年法廷、刑事訴訟の裁判廷がそれぞれ審理することができる。

2 未成年者と成年者による共犯事件について、相異なる人民法院又は相異なる裁判組織がそれぞれ審理する場合、その人民法院又は裁判組織は、共犯被告人の裁判状況を互いに了解しあい、事件全体の量刑の均衡に注意しなければならない。

第四百六十五条 未成年者による刑事事件について、上級の人民法院は、必要に応じて、刑事訴訟法第二十六条の規定に基づき、事件を他の人民法院に移送するよう下級の人民法院に命じることができる。

第四百六十六条 人民法院は、未成年者による刑事事件を審理する場合、尋問、開廷時、未成年の被告人の法定代理人に出頭するよう通知しなければならない。法定代理人が通知を受けることができず、出頭できず、又は共犯である場合、未成年の被告人のその他の成年の親族、在籍する学校、事業所、居在地の末端組織又は未成年者保護組織の代表者に出頭するよう通知した上で、その状況を訴訟記録に留めることができる。

2 出頭するその他の者は、刑事訴訟法第二百七十条第二項が定める権利を行使する以外に、法廷の同意を得た上で、未成年の被告人に対する法廷での教育等の活動に参加することができる。

3 簡易手続を適用して未成年者による刑事事件を審理する場合、前二項の規定を適用する。

4 未成年の被害者、証人への尋問については、第一項、第二項の規定を適用する。

第四百六十七条 開廷審理時において、被告人が満十八歳に満たない事件については、一律、非公開審理とする。未成年の被告人及びその法定代理人の同意を得た上で、未成年の被告人が在籍する学校と未成年者保護組織は、代表者を派遣して出頭させることができる。出頭する代表者の人数と範囲は、法廷が決定する。出頭する代表者は、法廷の同意を得た上で、未成年の被告人に対する法廷での教育等の活動に参加することができる。

2 公開審理であるにもかかわらず、犯罪記録を封をして保存する必要がある可能性のある事件については、人員を集めて傍聴してはならない。

第四百六十八条 未成年の被害者、証人に出頭・証言するよう通知する必要がある場合、人民法院は、事件の状況に応じて必要な保護措置を講じなければならない。ビデオ等の形でその陳述、証言に対して反対尋問を行うための条件が揃っている場合、それを行うことができる。

第四百六十九条 未成年者による刑事事件の審理において、当該未成年者の氏名、住所、写真及び当該未成年者の身分を推定される可能性のあるその他の資料を外部に公開してはならない。

2 未成年者による刑事事件において、閲覧、抜書き、複写に供する事件の記録資料は、公開し、又は伝播してはならない。

3 被害者が未成年者である刑事事件については、前二項の規定を適用する。

第四百七十条 未成年者による刑事事件の審理について、本章に定めのない事項は、本解釈の関連規定を適用する。

第二節 開廷準備

第四百七十一条 人民法院は、未成年の被告人に起訴状の副本を送達する場合、指摘された犯行と関連法規を説き明かした上で、裁判手続と訴訟上の権利、義務を告知しなければならない。

第四百七十二条 裁判時において、満十八歳に満たない未成年の被告人が弁護人に依頼していない場合、人民法院は、法的援助機関に、当該被告人のために弁護する弁護士を派遣するよう通知しなければならない。

第四百七十三条 未成年の被害者及びその法定代理人が経済的な困難その他の原因により弁護人に依頼していない場合、人民法院は、当該被告人による法的援助の申請を助けなければならない。

第四百七十四条 未成年者による刑事事件について、人民法院が簡易手続を適用して審理することを決定する場合、未成年の被告人及びその法定代理人、弁護人の意見を募集しなければならない。前述の者が異議を唱える場合、簡易手続を適用しない。

第四百七十五条 被告人が指摘を受けた犯罪を起こした時、満十八歳に満たないにもかかわらず、開廷時に満十八歳で、満二十歳に満たない場合、人民法院は、開廷時において、通常、その近親者に出頭するよう通知しなければならない。当該近親者は、法廷の同意を得た上で、意見を発表することができる。近親者が通知を受けられず、出頭できず、又は共犯である場合、その旨を訴訟記録に留めなければならない。

第四百七十六条 未成年の被告人の性格特徴、家庭の状況、人間関係、過去の人生経歴、犯罪の原因、犯罪の前後の姿勢、保護監督・教育等に関して、人民検察院が移送した調査報告及び弁護人が提供した未成年の被告人の前述の状況を反映する書面の資料について、法廷はこれを受け入れなければならない。

2 必要に応じて、人民法院は、未成年の被告人の居住地にある県級の司法・行政機関、中国共産主義青年団及びその他の社会団体に前述の状況に対する調査を依頼し、又は自ら調査することができる。

第四百七十七条 未成年者による刑事事件について、人民法院は、状況に応じて、未成年の被告人に対する心理カウンセリングを行うことができる。また、

未成年の被告人及びその法定代理人の同意を得た上で、未成年の被告人に対する心理テストを行うことができる。

第四百七十八条 開廷前と休廷時において、法廷は、状況に応じて、未成年の被告人とその法定代理人又は刑事訴訟法第二百七十条第一項が定めるその他の成年の親族、代表者との接見を手配することができる。

第三節 裁判

第四百七十九条 人民法院は、弁護台に近い傍聴区域に、未成年の被告人の法定代理人又は刑事訴訟法第二百七十条第一項が定めるその他の成年の親族、代表者のために席を設置しなければならない。

2 審理により、五年の有期懲役以下の刑が処せられる可能性があり、又は過失犯に係る未成年者による刑事事件について、未成年者の特徴に適した形で法廷席を設置することができる。

第四百八十条 法廷において、未成年の被告人に責め具を使用してはならない。但し、被告人が人身の安全を脅かす危険性が高く、法廷での審理活動を妨害する恐れがある場合は、この限りではない。責め具を使用しなければならない場合、現場の危険性を除去した後、直ちに使用を停止しなければならない。

第四百八十一条 未成年の被告人又はその法定代理人が法廷で弁護人による弁護を拒否する場合は、本解釈第二百五十四条第一項、第二項の規定を適用する。

2 再開廷後、未成年の被告人又はその法定代理人が法廷での弁護人による弁護を再び拒否する場合、これを許可しない。再開廷時、被告人が満十八歳であ

る場合、これを許可することができる。但し、再び弁護人に別途依頼し、又は弁護士を別途派遣するよう求めてはならず、当該被告人が自己弁護する。

第四百八十二条 法廷での審理において、裁判人員は、未成年の被告人の知力の発育の度合いと心理状態に応じて、未成年者に適した言語表現方法を使用しなければならない。

2 未成年の被告人に対する誘導尋問、訓戒・叱責、風刺、威嚇等の事由を発見した場合、裁判長はこれを制止しなければならない。

第四百八十三条 起訴側と弁護側の双方は、未成年の被告人に対して管制の刑、執行猶予の宣告等の量刑を下す建言を提示する場合、未成年の被告人が監督・保護、教育的働き掛けを得られ、及びその居住地のコミュニティに重大な負の影響をもたらさないことに関わる書面の資料を法廷に提供しなければならない。

第四百八十四条 未成年の被告人の状況に関する調査報告及び弁護人が提出した未成年の被告人の状況に関する書面の資料について、法廷は、起訴側と弁護側の双方の意見を審査し、聴取しなければならない。前述の報告と資料は、法廷での教育と量刑の参考に供することができる。

第四百八十五条 法廷の弁論が終了した後、法廷は、事件の状況に応じて、未成年の被告人に対して教育を施すことができる。未成年の被告人に有罪の判決を下す場合、判決宣告の後、未成年の被告人に対して教育を施さなければならない。

2 未成年の被告人に対する教育について、訴訟参加者、刑事訴訟法第二百七十条第一項が定めるその他の成年の親族、代表者及び社会調査士、心理カウンセラー等を招いて参加させることができる。

3 簡易手続を適用して審理する事件について、未成年の被告人に法廷での教育を施す場合、前二項の規定を適用する。

第四百八十六条 未成年の被告人による最終陳述の後、法廷は、その法定代理人に陳述を補足するかどうかを尋問しなければならない。

第四百八十七条 未成年者による刑事事件に対する判決宣告は、公開で行わなければならない。但し、大会を開く等の形式をとってはならない。

2 犯罪記録を封をして保存しなければならない事件について、判決宣告時、人員を集めて傍聴してはならない。傍聴人員がいる場合、事件に係る情報を伝播してはならないことを告知しなければならない。

第四百八十八条 未成年者による刑事事件について、期日を定めて判決を宣告する場合において、未成年の被告人の法定代理人が通知を受けられず、出頭できず、又は共犯であるとき、法廷は、刑事訴訟法第二百七十条第一項が定めるその他の成年の親族、代表者に出頭するよう通知した上で、判決宣告の後、未成年の被告人の成年の親族に判決書を送達することができる。

第四節 執行

第四百八十九条 未成年の犯罪人を監獄送りの執行刑又はコミュニティに送って矯正させる場合、人民法院は、未成年の犯罪人の調査報告及びその事件の

審理における態度に係る資料を法律文書とともに併せて執行機関に送達しなければならない。

第四百九十条 犯罪時に満十八歳に満たず、五年の有期懲役以下の刑に処せられ、及び刑事処罰を免除された未成年者の犯罪記録は、封をして保存しなければならない。

2 2012年12月31日以前に審理を終了した事件について、前項の規定に適合する場合、その犯罪記録も封をして保存しなければならない。

3 司法機関又は関連事業所は、封をして保存された犯罪記録についての問い合わせを申請する場合、問い合わせの理由と根拠を提供しなければならない。問い合わせの申請について、人民法院は速やかに同意するかどうかの決定を下さなければならない。

第四百九十一条 人民法院は、未成年犯罪人矯正所等の服役場所と連携し、未成年の犯罪人の矯正の状況を知り、教育的働きかけ、矯正等に協力することができる。また、服役中の未成年の犯罪人に対する訪問視察を行うことができる。

第四百九十二条 人民法院は、必要であると判断する場合、収監・服役を受けている未成年の犯罪人の父母又はその他の後見人に適時に見舞いをするよう督促することができる。

第四百九十三条 管制の刑、執行猶予の宣告、仮釈放の裁定又は一時的な刑務所外での服役の決定が下された未成年の犯罪人について、人民法院は、コミュニティ矯正機構の教育的働きかけの措置の策定に協力することができる。

第四百九十四条 人民法院は、管制の刑、執行猶予の宣告、刑事処罰の免除、仮釈放の裁定、一時的な刑務所外での服役の決定等の判決が下された未成年の犯罪人及びその家族を適時訪問し、未成年の犯罪人の管理、教育の状況を知り、

未成年の犯罪人が心を入れ替えるための環境をつくるため、その家族にしつけの責任があることを教え導くことができる。

第四百九十五条 管制の刑、執行猶予の宣告、刑事処罰の免除、仮釈放の裁定、一時的な刑務所外での服役の決定等を受けた未成年の犯罪人に就学、就業のための条件が整っている場合、人民法院は、その配置について関連官庁に司法提言を提示した上で、必要な資料を添付して送付することができる。

第二十一章 当事者が和解した公訴事件の訴訟手続

第四百九十六条 刑事訴訟法第二百七十七条が定める公訴事件に適合し、事実が明確で、証拠が十分である場合、人民法院は、自発的に和解できることを告知しなければならない。当事者がそれを申請する場合、人民法院は、当事者双方が和解に達するためにその協議を主宰することができる。

2 事件の状況に応じて、人民法院は人民調解員、弁護士、訴訟代理人、当事者の親族及び友人等を招いて当事者双方の和解を促すことができる。

第四百九十七条 刑事訴訟法第二百七十七条が定める公訴事件に適合し、被害者が死亡した場合、その近親者は、被告人と和解を試みることができる。近親者が複数名いる場合、その和解協定を成立させるには、同一の相続順位にある全ての近親者の合意を得なければならない。

2 被害者が、無能力者又は制限行為能力者である場合、その法定代理人、近親者は、代わりに和解を試みることができる。

第四百九十八条 被告人の近親者は、被告人の同意を得た上で、代わりに和解を試みることができる。

2 被告人が制限行為能力者である場合、その法定代理人が代わりに和解を試みることができる。

3 被告人の法定代理人、近親者は、前二項の規定に照らして代わりに和解を試みる場合、和解協定において約定する謝罪等の事項は、被告人本人が履行しなければならない。

第四百九十九条 公安機関、人民検察院が主宰して作成する和解協定書について、当事者が異議を唱える場合、人民法院はこれを審査しなければならない。審査の結果、和解が自由意思に基づき、適法である場合、これを認め、再び和解協定書を作成する必要はない。和解に自由意思性、適法性がない場合、これを無効とみなさなければならない。和解協定が無効と認定された後で、当事者双方が改めて和解に達した場合、人民法院は、新しい和解協定書の作成を主宰しなければならない。

第五百条 裁判期間において、当事者双方が和解を試みる場合、人民法院は、当事者及びその法定代理人等の関連者の意見を聴取しなければならない。当事者双方が法廷外で和解に達する場合、人民法院は、人民検察院にその旨を通知した上で、その意見を聴取しなければならない。審査の結果、和解が自由意思に基づき、適法である場合、和解協定書の作成を主宰しなければならない。

第五百一条 和解協定書は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

一 被告人は、自己が起こした犯行を認め、犯罪事実には異議を唱えない上、誠実に罪を悔いている。

二 被告人は、被害者への謝罪、損害賠償等の形で被害者の理解を得た。損害賠償に及ぶ場合、賠償の金額、方法等を明記しなければならない。附帯民事訴訟を申し立てる場合、附帯民事訴訟の原告が附帯民事訴訟を取り下げる。

三 被害者は、自由意思に基づいて和解し、被告人に対する寛大な処罰を要請し、又は同意した。

2 和解協定書は、当事者双方と裁判人員が署名しなければならない。但し、人民法院の印章は押捺しない。

3 和解協定書は一式三部とし、当事者双方がそれぞれ一部を所持し、残りの一部は人民法院に送付した上で、人民法院がそれを訴訟記録に添付し、審査・調査の参考に備える。

4 和解協定の中の損害賠償に係る内容について、当事者双方が秘密保持を求める場合、人民法院はこれを許可した上で、必要な秘密保持措置を講じなければならない。

第五百二条 和解協定において約定された損害賠償に係る内容について、被告人は、協定への署名後、即時履行しなければならない。

2 和解協定を既に全部履行したにもかかわらず、当事者が前言を撤回した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、和解が自由意思、適法の原則に則ったものでないことを証明する証拠がある場合は、この限りではない。

第五百三条 当事者双方が捜査期間、起訴審査期間において既に和解協定に達し、全部履行したにもかかわらず、被害者又はその法定代理人、近親者が改めて附帯民事訴訟を申立てた場合、人民法院はこれを受理しない。但し、和解が自由意思、適法の原則に則ったものでないことを証明する証拠がある場合は、この限りではない。

第五百四条 被害者又はその法定代理人、近親者が附帯民事訴訟を申立てた後、双方が和解を志願したにもかかわらず、被告人が全部の賠償義務を即時履行できない場合、人民法院は、附帯民事訴訟和解調書を作成しなければならない。

第五百五条 和解協定に達した事件について、人民法院は、被告人に対し、軽い処罰を科さなければならない。非拘禁刑の適用条件に適合する場合、非拘禁刑を適用しなければならない。法定の最低刑を科したにもかかわらず依然として重すぎる場合、処罰を軽減することができる。事件全体を総合し、犯罪の情状が軽微で刑罰を科す必要がないと判断した場合、刑事処罰を免除することができる。

2 共犯事件について、一部の被告人と被害者が和解協定に達した場合、法律により当該一部の被告人に寛大な処罰を科すことができる。但し、事件全体の量刑の均衡に注意しなければならない。

第五百六条 和解協定に達した場合、裁判文書は、叙述した上で、刑事訴訟法の関連条文を引用しなければならない。

第二十二章 被疑者又は被告人の逃亡及び死亡事件における当該者の不法な所得の没収手続

第五百七条 刑法の規定に照らして、不法な所得及びその他の事件に関わりのある財産を追徴しなければならず、且つ次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、人民検察院は人民法院に不法な所得の没収を申し立てることができる。

- 一 被疑者、被告人が横領賄賂犯罪、テロ犯罪等の重大な犯罪を起こした後
に逃亡し、指名手配が出されてから一年経っても出頭できない場合。
- 二 被疑者、被告人が死亡した場合。

第五百八条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、刑事訴訟法第二百八十条第一項が定める「重大な犯罪事件」と認定しなければならない。

-
- 一 被疑者、被告人が無期懲役以上の刑に処せられる可能性がある場合。
 - 二 事件が本省・自治区・直轄市又は全国に大きな影響を及ぼす場合。
 - 三 その他の重大な犯罪事件。

第五百九条 犯罪行為を起こして取得した財物及びその果実及び被告人が不法に所持する禁制品、犯罪に用いた本人の財物は、刑事訴訟法第二百八十条第一項が定める「不法な所得その他の事件に関わりのある財産」と認定しなければならない。

第五百十条 人民検察院による不法な所得の没収の申し立てについて、人民法院は、次の各号に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 本法院の管轄に属するかどうか。
- 二 被疑者、被告人の犯罪容疑に関わる状況が明記された上、証拠資料が添付されているかどうか。
- 三 指名手配令状又は死亡証明書が添付されているかどうか。
- 四 不法な所得その他の事件に関わりのある財産の種類、数量、所在地が明記された上、証拠資料が添付されているかどうか。
- 五 封印、差押え、又は凍結がなされた不法な所得及びその他の事件に関わりのある財産の一覧と関連する法的手続が添付されているかどうか。
- 六 被疑者、被告人の近親者及びその他の利害関係者の氏名、住所、連絡先及びその要求等が明記されているかどうか。
- 七 没収を申請する理由とその法的根拠が明記されているかどうか。

第五百十一条 不法な所得の没収の申立てについて、人民法院は七日以内に審査を完了した上で、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

-
- 一 本法院の管轄に属さない場合、人民検察院に返送しなければならない。
 - 二 資料に不備があり、人民検察院に三日以内に足りない資料を追加送付するよう通知しなければならない。
 - 三 不法な所得の没収手続の事件受理範囲と本法院の管轄に属し、且つ資料に不備がない場合、これを受理しなければならない。
- 2 人民検察院は、没収を申請した財産の封印、差押え、凍結がなされておらず、又は封印、差押え、凍結の期間が間もなく満了し、事件に関わりのある財産が隠匿、転移され又は毀損、滅失の危険がある場合、人民検察院は、没収が申請された財産を封印し、差し押さえ、又は凍結することができる。

第五百十二条 人民検察院は、不法な所得の没収の申立ての受理を決定した後、十五日以内に公告を発しなければならない、公告期間は六月とする。公告には、次の各号に掲げる内容を明記しなければならない。

- 一 事件名。
 - 二 被疑者、被告人の指名手配、逃走中又は死亡等の概況。
 - 三 没収を申請した財産の種類、数量、所在地。
 - 四 被疑者、被告人の近親者とその他の利害関係者が参加を申請した訴訟の期間、方法。
 - 五 公告しなければならないその他の状況。
- 2 公告は、全国で公開発行されている新聞又は人民検察院の公式ウェブサイトに掲載した上で、人民検察院の公告欄に貼り付け、公布しなければならない。必要に応じて、犯罪地、被疑者、被告人の居住地、没収を申請した不動産の所在地を貼り付け、公布することができる。
- 3 人民検察院は、被疑者、被告人の近親者とその他の利害関係者の連絡先を既に把握した場合、電話、ファックス、電子メール等の形で直接その公告内容を告知した上で、訴訟記録に留めなければならない。

第五百十三条 没収を申請された財産について、所有権を主張する者は、刑事訴訟法第二百八十一条第二項が定める「その他の利害関係者」と認定しなければならない。

2 被疑者、被告人の近親者とその他の利害関係者が訴訟への参加を申請する場合、公告期間において提示しなければならない。被疑者、被告人の近親者は、被疑者、被告人との関係を示す証明資料を提供しなければならない。その他の利害関係者は、没収を申請された財産が自己の所有物であることの証拠資料を提供しなければならない。

3 被疑者、被告人の近親者とその他の利害関係者は、公告期間が満了した後に訴訟への参加を申請し、その原因を合理的に説明できる上、没収を申請された財産が自己の所有物であることの証拠資料を提供した場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

第五百十四条 公告期間の満了後、人民法院は、合議体を組織し、不法な所得の没収の申立て事件を審理しなければならない。

2 利害関係者が訴訟への参加を申請した場合、人民法院は、開廷審理を行わなければならない。訴訟への参加を申請する利害関係者がいない場合、開廷審理を行わなくてよい。

第五百十五条 不法な所得の没収の申立て事件の開廷審理について、次の各号に掲げる手続を踏んで行う。

一 裁判長が法廷調査の開始を宣言した後、先に検察員が申立書を読み上げた後、利害関係者、訴訟代理人が意見を発表する。

二 法廷は、被疑者、被告人が横領賄賂犯罪、テロ犯罪等の重大な犯罪を起こした上、既に指名手配され、一年が過ぎても出頭できないかどうか、又は

既に死亡したかどうか、及び没収を申請された財産を順を追って追徴しなければならないかどうかについて調査を行わなければならない。調査時、先に検察員が関連証拠を呈示した後、利害関係者が意見を発表し、関連証拠を呈示した上で、反対尋問を行う。

三 法廷の弁論段階において、先に検察員が発言した後、利害関係者及びその訴訟代理人が発言した上で、弁論を行う。

2 利害関係者が通知を受けた後、正当な理由なしに出頭を拒否し、又は法廷の許可を得ずして途中で退廷する場合、開廷しない審理に移行することができる。但し、訴訟に参加するその他の利害関係者がいる場合は、この限りではない。

第五百十六条 不法な所得の没収の申立て事件について、人民法院はこれを審理した後、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 事件事実が明確で、証拠が確実且つ十分で、没収を申請された財産が確かに不法な所得その他の事件に関わりのある財産である場合、法律によりそれを被害者に返還する以外に、没収する裁定を下さなければならない。

二 本解釈第五百七条が定める条件に適合しない場合、申請を却下する裁定を下さなければならない。

第五百十七条 不法な所得の没収又は申立ての却下の裁定について、被疑者、被告人の近親者とその他の利害関係者又は人民検察院は、五日以内に抗告・抗訴を申し立てることができる。

第五百十八条 第一審の不法な所得の没収又は申立ての却下の裁定に不服を申し立てる抗告・抗訴事件について、第二審人民法院は、審理を経て、次の各号に掲げる事由に応じて個別に裁定を下さなければならない。

-
- 一 原裁定が正しい場合、抗告又は抗訴を却下し、原裁定を維持する。
 - 二 原裁定に確かに誤りがある場合、事実を究明した後、原裁定を変更することができる。また、原裁定を撤回し、原審に差し戻すことができる。
 - 三 原審が法定の訴訟手続に違反し、公正な裁判に影響を及ぼす恐れがある場合、原裁定を撤回し、原審に差し戻さなければならない。

第五百十九条 不法な所得の没収の申立て事件において、逃走中の被疑者、被告人が出頭した場合、人民法院は、審理を終了する裁定を下さなければならない。人民検察院が元々申請を受理した人民法院に公訴を申し立てた場合、同一の裁判組織が審理することができる。

第五百二十条 事件の審理において、被告人が死亡し、又は脱走し、刑事訴訟法第二百八十条第一項の規定に適合する場合、人民検察院は、人民法院に不法な所得の没収を申し立てることができる。

- 2 人民検察院が事件の原審人民法院に不法な所得の没収を申し立てる場合、同一の裁判組織が本章が定める手続に照らして審理することができる。

第五百二十一条 不法な所得の没収の申立て事件の審理期間について、公訴事件の第一審通常手続と第二審手続の審理期間を参照する。

- 2 公告期間と刑事司法共助の要請期間は、審理期間に算入しない。

第五百二十二条 不法な所得の没収の裁定が発効した後、被疑者、被告人が出頭し、没収する裁定に対して異議を唱え、人民検察院が元の裁定を下した人民法院に公訴を申し立てた場合、同一の裁判組織が審理することができる。

- 2 人民法院は、審理を経て、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

-
- 一 原裁定が正しい場合、それを維持し、事件に関わりのある財産に対して判決を下さない。
 - 二 原裁定に確かな誤りがある場合、原裁定を撤回した上、判決において事件に関わりのある財産と併せて処理しなければならない。
- 3 人民法院において発効した没収の裁定に確かな誤りがある場合、第一項が定める事由を除き、裁判監督手続に照らして是正しなければならない。既に没収した財産は、速やかに返還しなければならない。財産を既に国庫に上納した場合、元の没収機関が財政機関から申請した上で出庫し、返還する。原物が既に売却され、又は競売にかけられた場合、その代金を返還しなければならない。被疑者、被告人及び利害関係者の財産に損失をもたらした場合、法律により賠償しなければならない。

第五百二十三条 人民法院による不法な所得の没収の申立て事件の審理について、本章に定めのない事項は、本解釈の関連規定の趣旨を準用する。

第二十三章 刑事責任のない精神上の障害を持つ者に対する法による強制的医療手続

第五百二十四条 暴力行為を実施し、公共の安全に危害を及ぼし、又は公民の人身の安全に重大な危害を及ぼし、社会的損害が既に犯罪が成立する程度に達しているにもかかわらず、法的手続の鑑定を経て、刑事責任のない精神上の障害を持つ者が継続して社会に危害を及ぼす恐れがあると認定された場合、当該精神上の障害を持つ者に強制的医療を施すことができる。

第五百二十五条 人民検察院が刑事責任のない精神上の障害を持つ者に対する強制的医療を申し立てる事件について、被申立人が暴力行為を実施した地にある基層人民法院が管轄する。被申立人の居住地にある人民法院が裁判を行う

ことがより適切である場合、被申立人の居住地にある基層人民法院が管轄することができる。

第五百二十六条 人民検察院が申し立てた強制的医療について、人民法院は、次の各号に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 本法院の管轄に属するかどうか。
- 二 被申立人の身分、暴力行為を実施した時間、地点、手段、もたらした損害等の状況が明記された上、その証拠資料が添付されているかどうか。
- 三 法医による精神障害鑑定意見と被申立人が刑事責任のない精神上的の障害を持つ者に属することを証明するその他の証拠資料が添付されているかどうか。
- 四 被申立人の法定代理人の氏名、住所、連絡先が明記されているかどうか。
- 五 審査が必要なその他の事項。

第五百二十七条 人民検察院による強制的医療の申立てについて、人民法院は、七日以内に審査を完了した上、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

- 一 本法院の管轄に属さない場合、人民検察院に返送しなければならない。
- 二 資料に不備がある場合、人民検察院に三日以内に追加送付するよう通知しなければならない。
- 三 強制的医療手続の事件受理範囲、本法院の管轄に属し、資料に不備がない場合、これを受理しなければならない。

第五百二十八条 強制的医療事件の審査において、被申立人又は被告人の法定代理人に出頭するよう通知しなければならない。被申立人又は被告人が訴訟代理人に依頼していない場合、法的援助機関に、当該被申立人又は被告人に法的

支援を提供するために、弁護士を派遣し、その訴訟代理人を担当させるよう通知しなければならない。

第五百二十九条 強制的医療事件の審理において、合議体を組織し、開廷審理を行わなければならない。但し、被申立人、被告人の法定代理人が開廷しない審理を要請した上、人民法院が審査を経て、これに同意する場合は、この限りではない。

2 人民検察院による強制的医療申立て事件の審理において、被申立人に接見しなければならない。

第五百三十条 強制的医療申立て事件の開廷審理は、次の各号に掲げる手続を踏んで行う。

一 裁判長が法廷調査の開始を宣言した後、先に検察員が申立書を読み上げた後、被申立人の法定代理人、訴訟代理人が意見を発表する。

二 被申立人が公共の安全に危害を及ぼし、又は公民の人身の安全に重大な危害を及ぼす暴力行為を実施したかどうか、刑事責任のない精神上の障害を持つ者に属するかどうか、継続して社会に危害を及ぼす可能性があるかどうかについて、法廷が順を追って調査を行う。調査時、先に検察員が関連証拠を呈示した後、被申立人の法定代理人、訴訟代理人が意見を発表し、関連証拠を呈示した上、反対尋問を行う。

三 法廷の弁論段階において、先に検察員が発言した後、被申立人の法定代理人、訴訟代理人が発言した上、弁論を行う。

2 被申立人が出頭を求め、人民法院がその身体と精神状態を審理し、出頭できると判断した場合、これを許可しなければならない。出頭する被申立人は、法廷調査、弁論の段階において、意見を発表することができる。

3 検察員が申立書を読み上げた後、被申立人の法定代理人、訴訟代理人に異議がない場合、法廷調査を略式化することができる。

第五百三十一条 強制的医療申立て事件について、人民法院は、これを審理した後、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

- 一 刑事訴訟法第二百八十四条が定める強制的医療の条件に適合する場合、被申立人に対する強制的医療の決定を下さなければならない。
- 二 被申立人が刑事責任のない精神上の障害を持つ者に属するにもかかわらず、強制的医療の条件に適合しない場合、強制的医療の申立てを却下する決定を下さなければならない。被申立人は、既に危害をもたらした場合、同時にその家族又は後見人に当該被申立人に対する管理と医療を強化するよう命じなければならない。
- 三 被申立人が刑事責任能力を完全に、又は一部備え、法律により刑事責任を追及しなければならない場合、強制的医療の申立てを却下する決定を下した上、人民検察院に返送し、法律により処理させなければならない。

第五百三十二条 第一審人民法院は、事件の審理において、被告人が強制的医療の条件に適合する可能性があることを発見した場合、法的手続に照らして、被告人に法医による精神障害鑑定を行わなければならない。鑑定の結果、刑事責任のない精神上の障害を持つ者に属する場合、強制的医療手続を適用して事件を審理しなければならない。

2 前項が定める事件の開廷審理において、先に合議体の構成員が被告人に対する法医による精神障害鑑定意見を読み上げ、被告人が強制的医療の条件に適合する可能性があることを説明した後、公訴人と被告人の法定代理人、訴訟代理人は順に意見を発表する。裁判長の許可を得た上で、公訴人と被告人の法定代理人、訴訟代理人は弁論を行うことができる。

第五百三十三条 前条が定める事件について、人民法院は、審理の後、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 被告人が強制的医療の条件に適合する場合、被告人が刑事責任を負わない判決を宣告すると同時に、被告人に対する強制的医療の決定を下さなければならない。

二 被告人が刑事責任のない精神上の障害を持つ者であるにもかかわらず、強制的医療の条件に適合しない場合、被告人の無罪又は刑事責任を負わない判決を宣告しなければならない。被告人が既に危害を及ぼした場合、同時にその家族又は後見人に当該被告人に対する管理と医療を強化するよう命じなければならない。

三 被告人が刑事責任能力を完全に、又は一部備え、法律により刑事責任を追及しなければならない場合、通常手続に照らして審理を継続しなければならない。

第五百三十四条 人民法院は、第二審刑事事件の審理において、被告人が強制的医療の条件に適合する可能性があることを発見した場合、強制的医療手続に照らして事件を処理することができる。また、原審人民法院に差し戻す裁定を下すことができる。

第五百三十五条 人民法院は、強制的医療の決定を下した場合、決定を下した後五日以内に、公安機関に強制的医療決定書と強制的医療執行通知書を送達し、公安機関が強制的医療の決定を下された者を強制的医療に送り込まなければならない。

第五百三十六条 強制的医療の決定を下された者、被害者及びその法定代理人、近親者は、強制的医療の決定に不服がある場合、決定書を受け取った日から五日以内に直近上級の人民法院に再議を請求することができる。再議期間において、強制的医療を執行する決定を停止させない。

第五百三十七条 強制的医療の決定に対する再議請求について、直近上級の人民法院は、合議体を組織して審理した上で、一月以内に、次の各号に掲げる事由に応じて再議の決定を下さなければならない。

- 一 強制的医療の決定を下された者が強制的医療の条件に適合する場合、再議請求を却下し、原決定を維持しなければならない。
- 二 強制的医療の決定を下された者が強制的医療の条件に適合しない場合、原決定を撤回しなければならない。
- 三 原審が法定の訴訟手続に違反し、公正な裁判に影響を及ぼす恐れがある場合、原決定を撤回し、原審人民法院に差し戻さなければならない。

第五百三十八条 本解釈第五百三十三条第一号が定める判決、決定について、人民検察院が抗訴を申し立てると同時に、強制的医療の決定を下された者、被害者及びその法定代理人、近親者が再議を請求する場合、直近上級の人民法院は、第二審手続に照らし、併せて処理しなければならない。

第五百三十九条 強制的医療事件の審理について、本章に定めのない事項は、公訴事件の第一審の通常手続と第二審手続の関連規定の趣旨を準用する。

第五百四十条 強制的医療を受けた者及びその近親者が強制的医療の解除を申請する場合、強制的医療の決定を下した人民法院に申し出なければならない。

2 強制的医療を受けた者及びその近親者が申し出た強制的医療の解除の申請が人民法院に却下され、六月後に再度申請を申し出る場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第五百四十一条 強制的医療機構が強制的医療の解除の意見を提示し、又は強制的医療を受けた者及びその近親者が強制的医療の解除を申請した場合、人民法院は、強制的医療を受けた者の診断評価報告が添付されているかどうかを審査しなければならない。

2 強制的医療機構が提示した強制的医療の解除の意見について、診断評価報告が添付されていない場合、人民法院は当該機構にその提供を求めなければならない。

3 強制的医療を受けた者及びその近親者が人民法院に強制的医療の解除を申請し、強制的医療機構が診断評価報告を提供していない場合、申請者は、人民法院に調査を請求することができる。必要に応じて、人民法院は、鑑定機構に強制的医療を受けた者に対する鑑定を依頼することができる。

第五百四十二条 強制的医療機構が強制的医療の解除の意見を提示し、又は強制的医療を受けた者及びその近親者が強制的医療の解除を申請した場合、人民法院は、合議体を組織して審査した上で、一月以内に、次の各号に掲げる事由に応じて個別に処理しなければならない。

一 強制的医療を受けた者が既に人身の安全を脅かす危険性を備えておらず、強制的医療を継続する必要がない場合、強制的医療を解除する決定を下した上で、強制的医療を受けた者の家族にその管理と医療を強化するよう命じなければならない。

二 強制的医療を受けた者が依然として人身の安全を脅かす危険性を備え、強制的医療を継続する必要がある場合、強制的医療を継続する決定を下さなければならない。

2 人民法院は、決定を下した後五日以内に、決定書を強制的医療機構、強制的医療の解除を申請した者、強制的医療の決定を下された者及び人民検察院に送達しなければならない。強制的医療の解除を決定した場合、決定書を受け取った当日に強制的医療を解除するよう強制的医療機構に通知しなければならない。

第五百四十三条 人民検察院が強制的医療の決定又は強制的医療の解除の決定が不当であると判断し、決定書を受け取った後二十日以内に書面で是正意見を提示した場合、人民法院は、合議体を別途組織してこれを審理した上で、一月以内に決定を下さなければならない。

第二十四章 附則

第五百四十四条 人民法院は、被告人への尋問、判決宣告、減刑事件、仮釈放事件の審理について、事件の状況に応じて、ビデオを用いて行うことができる。

第五百四十五条 人民法院に自訴、抗告、上訴、申請等を提起する場合、書面で提示しなければならない。筆記が困難な場合、別途定めのある場合を除き、口頭で提示し、人民法院の担当職員が調書を作成し、又は訴訟記録に留めた上で、口述者に読み上げ、又は閲読させることができる。

第五百四十六条 訴訟期間において作成され、形成された活動記録、告知調書等の資料は、作成者とその他の関係者がそれに署名し、押捺しなければならない。

い。判決書・裁定書、決定書、通知書等の訴訟文書を宣告し、又は送達する場合、宣告を受け、又は送達を受けた者が、訴訟文書、送達証明書に署名し、押捺しなければならない。

2 訴訟参加者は、署名せず、押捺していない場合、指印を押さなければならない、刑事被告人は、署名、押捺以外に、指印を押さなければならない。

3 当事者が署名、捺印、指印を拒否する場合、事件処理者は、訴訟文書又は調書資料にその状況を明記しなければならない。立会人による立会い、又は録音・録画の証明がある場合、訴訟文書又は調書資料の効力に影響しない。

第五百四十七条 本解釈の関連規定は、軍事法院、鉄道運輸法院等の専門人民法院に適用される。

第五百四十八条 本解釈は、2013年1月1日から施行し、最高人民法院が1998年9月2日に公布した『「中華人民共和国刑事訴訟法」の執行の若干の問題に関する解釈』を同時に廃止する。最高人民法院が以前発布した司法解釈と規範性文書が本解釈と一致しない場合、本解釈に準ずる。